

令和8年4月

# 令和7年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部

# 目 次

はじめに .....	1
------------	---

## 第 1 章 匿名・流動型犯罪グループ情勢

第 1 匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策 .....	3
1 匿名・流動型犯罪グループの特徴 .....	3
2 戦略的な実態解明及び取締りのための取組 .....	3
(1) 新たな体制の整備	
(2) 新たな捜査手法の導入	
(3) 国際捜査力の強化	
【トピックスⅠ】匿名・流動型犯罪グループと暴力団や外国人犯罪組織等との関連性 .....	5
第 2 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向 .....	7
1 特殊詐欺 .....	7
2 SNS型投資・ロマンス詐欺 .....	8
3 組織的窃盗・盗品流通事犯 .....	8
4 悪質ホストクラブ事犯や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯 .....	10
5 オンライン上で行われる賭博事犯 .....	10
6 フィッシング等を手口とする不正送金事犯等 .....	11
7 悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯 .....	12
【トピックスⅡ】巧妙化するマネー・ローンダリング事犯 .....	13
第 3 匿名・流動型犯罪グループの検挙状況 .....	14
1 資金獲得犯罪の検挙状況 .....	14
2 海外拠点に関する被疑者の検挙状況 .....	15

## 第 2 章 暴力団情勢

第 1 令和 7 年における主な暴力団情勢とその対策 .....	16
1 近年の情勢 .....	16
2 暴力団対策法等による対策 .....	16
第 2 暴力団等の状況 .....	17
1 暴力団構成員等の状況 .....	17
2 主要団体等の状況 .....	19
(1) 六代目山口組	
(2) 神戸山口組	
(3) 絆會	
(4) 池田組	
(5) 住吉会	

(6) 稲川会	
3 山口組分裂後の対立抗争等 .....	19
(1) 山口組の分裂	
(2) 暴力団対策法による規制	
4 総会屋 .....	20
<b>第3 暴力団犯罪の検挙状況等 .....</b>	<b>21</b>
1 全般的検挙状況 .....	21
2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況 .....	26
3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り .....	27
4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況 .....	27
(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
(2) 対立抗争事件の発生状況	
5 銃器発砲事件の発生状況 .....	28
6 拳銃押収丁数 .....	28
7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況 .....	30
8 資金獲得犯罪の検挙状況 .....	30
(1) 資金獲得犯罪の特徴	
(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
(3) 詐欺事犯	
(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力事犯	
(6) 金融・不良債権関連事犯	
<b>第4 暴力団対策法の施行状況等 .....</b>	<b>34</b>
1 指定状況 .....	34
2 行政命令の発出状況 .....	36
(1) 中止命令	
(2) 再発防止命令	
(3) 請求妨害防止命令	
(4) 用心棒行為等防止命令	
(5) 賞揚等禁止命令	
(6) 事務所使用制限命令	
3 命令違反事件の検挙状況 .....	38
<b>第5 暴力団排除条例の適用等 .....</b>	<b>40</b>
<b>第6 暴力団排除等の推進 .....</b>	<b>40</b>
1 公共部門における暴力団排除 .....	40
(1) 公共事業等からの暴力団排除	
(2) 各種業法による暴力団排除	
2 民間部門における暴力団排除 .....	41

(1) 証券取引における暴力団排除	
(2) 銀行取引における暴力団排除	
(3) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3 地域・住民による暴力団排除	42
(1) 損害賠償請求等に対する支援	
(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4 暴力団排除活動に対する支援	42
(1) 保護対策の強化	
(2) 暴力団情報の提供	
5 都道府県センターの活動状況	42
(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
(4) 暴力団員の離脱促進及び社会復帰の状況	
<b>【トピックスⅢ】暴力団総合対策の推進</b>	<b>45</b>

### **第3章 来日外国人犯罪情勢**

<b>第1 来日外国人犯罪の検挙状況等</b>	<b>47</b>
1 概要	47
2 来日外国人犯罪の組織化の状況	47
3 組織の特徴	48
4 令和7年中の検挙状況の概要	49
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別総検挙状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
(4) 在留資格別総検挙状況	
5 刑法犯検挙状況	56
(1) 刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合	
(2) 包括罪種等別検挙状況	
(3) 国籍等別検挙状況	
(4) 在留資格別検挙状況	
(5) 検挙事例	
6 特別法犯検挙状況	64
(1) 違反法令別検挙状況	
(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 入管法違反検挙状況等	

(5) 雇用関係事犯検挙状況	
(6) 売春事犯検挙状況	
(7) 薬物事犯検挙状況	
(8) 検挙事例	
7 来日ベトナム人犯罪の検挙状況	70
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特別法犯検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
8 来日中国人犯罪の検挙状況	72
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特別法犯検挙状況	
(4) 特徴的な動向	
<b>第2 犯罪インフラの実態等</b>	<b>74</b>
1 犯罪インフラの実態	74
2 犯罪インフラ事犯の検挙状況	74
(1) 不法就労助長	
(2) 旅券・在留カード等偽造	
(3) 偽装結婚	
(4) 地下銀行	
(5) 偽装認知	
【トピックスⅣ】 来日外国人による在留資格の不正取得を目的とした事案	77
<b>第3 在留資格「永住者」の検挙状況</b>	<b>79</b>
1 概要	79
2 総検挙状況の推移	79
3 国籍等別総検挙状況	80
4 包括罪種等別・違反法令等別検挙状況	80
5 特徴的な動向	81
<b>第4 国外逃亡被疑者等の状況</b>	<b>82</b>
1 国外に逃亡した被疑者の状況	82
2 国外逃亡被疑者等の状況	82
3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	82
4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	82
5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	82
6 国外逃亡被疑者等検挙状況	82
7 国外犯処罰規定適用状況	82

## 第4章 薬物・銃器情勢

第1 薬物情勢 .....	83
1 薬物事犯の検挙状況 .....	87
(1) 主な薬物事犯の傾向及び特徴	
(2) 薬物の押収状況	
(3) 暴力団による薬物事犯	
(4) 外国人による薬物事犯	
(5) 麻薬特例法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
【トピックスⅤ】大麻をめぐる最近の情勢 .....	95
2 薬物密売関連事犯の検挙状況 .....	99
(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況	
(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴	
(3) 暴力団による薬物密売関連事犯	
(4) 外国人による薬物密売関連事犯	
3 薬物密輸入事犯の検挙状況 .....	101
(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 主な薬物密輸入事犯の傾向及び特徴	
(3) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(4) 暴力団による薬物密輸入事犯	
(5) 外国人による薬物密輸入事犯	
4 危険ドラッグ事犯の検挙状況 .....	106
(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況	
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
(3) 危険ドラッグの入手状況	
(4) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況	
第2 銃器情勢 .....	108
1 銃器犯罪情勢 .....	108
(1) 銃器発砲事件の発生状況	
(2) 銃器を使用した刑法犯の検挙状況	
2 銃器事犯の取締状況 .....	110
(1) 拳銃の押収状況等	
(2) 拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	
凡例 .....	113

## はじめに

従来、我が国における組織犯罪対策は、暴力団による犯罪をその典型的な射程としつつ、来日外国人による組織的な犯罪に加え、暴力団や来日外国人を含めた犯罪組織によって主に敢行される薬物事犯や銃器発砲事件への対策を柱として推進されてきたが、近年、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっており、これまでの組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直すこととなった。

匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、犯罪の実行者はSNS等でその都度募集されるなどして流動化しており、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有している。こうした匿名性・流動性を利用し、暴力団や来日外国人犯罪組織等と一定の関係を持ちながら、特殊詐欺、強盗・窃盗等の様々な事案に関与して資金を獲得している匿名・流動型犯罪グループに対し、その組織構造や内部統制、資金の流れ等を解明し、有効な対策を講じるべく、警察庁及び全国の都道府県警察において、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進している。

一方、暴力団情勢については、暴力団対策法が制定された平成3年には、暴力団構成員及び準構成員等の総数が91,000人に上ったが、同法の効果的な運用や戦略的な取締り、暴力団排除の取組や意識が社会に浸透してきたことなどを背景に、平成17年以降、暴力団の勢力そのものは、全国的に減衰を続けている。しかし、暴力団の中には、その活動を不透明化させるとともに、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持しているものもあり、山口組分裂後の対立抗争も終結していないなど、依然として、暴力団は社会に対する脅威となっている。また、匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

来日外国人犯罪情勢については、平成24年以降、来日外国人による刑法犯及び特別法犯の検挙件数・検挙人員は、おおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年から3年連続で増加したところであり、憂慮すべき状況にある。来日外国人で構成される犯罪組織には、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を行うために様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。また、近年、一部の来日外国人犯罪組織には、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有するものや暴力団との共存関係がうかがえるものもある。加えて、海外に所在する指示役からの指示に基づき、実行役が日本国内で犯行に及ぶなど、国境を越えた組織的な犯罪が多数認められる。

薬物・銃器情勢については、薬物事犯の検挙人員が、年間1万人を超える高い水準で推移しており、薬物の密輸・密売に匿名・流動型犯罪グループ、暴力団及び来日外国人が深く関与している状況がうかがえるほか、銃器発砲事件の発生件数は、近年、低水準で推移しているものの、暴力団等によるとみられる事件が繁華街や住宅街において発生するなど、依然として厳しい状況にある。

そこで、本書では、第1章において、近年、治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループをめぐる情勢について説明し、第2章以降において、従来から存在する脅威である暴力団、来日外国人犯罪及び薬物・銃器をめぐる情勢について概観することとする。

犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、末端の実行犯を検挙するだけでなく、あらゆる法令を駆使して中核的人物を検挙するとともに、徹底した犯罪収益の剥奪と資金源の遮断を図り、違法なビジネスモデルを解体することが重要である。警察では、引き続き、組織の総力を挙げて、匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織に対する戦略的な実態解明及び取締りを強力に推進していく。

# 第 1 章：匿名・流動型犯罪グループ情勢

## 第 1 匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策

### 1 匿名・流動型犯罪グループの特徴

近年、暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する匿名・流動型犯罪グループが台頭し、治安対策上の脅威となっている。暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていた。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、犯罪実行者募集情報への応募者を末端の実行犯として、言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行っている。

こうした特徴を有する匿名・流動型犯罪グループは、中核的人物の特定や活動実態の把握等が容易ではないが、最近の検挙事例等を踏まえれば、グループの中核的人物として、主に暴力団構成員・元暴力団構成員、暴走族OBグループメンバー、風俗営業等関係グループメンバー及び外国人犯罪組織メンバーが確認されており、暴力団構成員等を中心にこれらの者が資金獲得活動の内容等に応じてお互いに連携し、あるいは連携相手を柔軟に変えながら、資金を獲得している実態が認められる。

また、こうした中核的人物は、SNSのいわゆる「闇バイト」募集で実行犯を集めるリクルーター、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」、暗号資産交換業者を介さずに個人間で不正に暗号資産取引を行ういわゆる「相対屋」等の犯行ツールを提供する者を悪用しているほか、特に、外国人犯罪組織については、同胞の来日外国人の人脈も利用するなどしながら、検挙されるリスクを低減させつつ、違法なビジネスモデルを構築し、多額の犯罪収益を得ている実態が認められる。

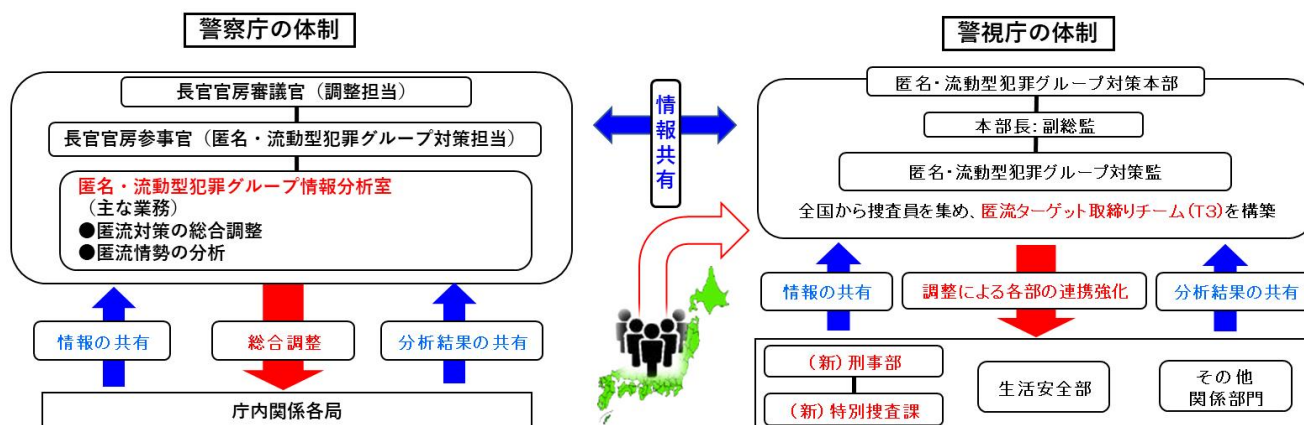
## 2 戦略的な実態解明及び取締りのための取組

### (1) 新たな体制の整備

匿名・流動型犯罪グループの組織構造や内部統制、資金の流れ等を解明し、有効な対策を講じるべく、警察庁において、長官官房審議官（調整担当）及び長官官房参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策担当）の取りまとめの下、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進するとともに、全国警察において、組織犯罪対策等を担当する参事官級の職員を匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策の司令塔とし、関係部門における取組状況等を集約し、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進している。

令和7年10月には、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物に指向した実態解明・取締り等の強化を図るため、警察庁に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」を新たに設置し、各部門・各都道府県警察に点在する情報を一元的に集約・分析し、グループの中核的人物をあぶり出すとともに、同月、警視庁に設置された「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に全国警察の捜査員からなる専従捜査体制である「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)を新設し、全国警察が一体となった中核的人物に対する集中的かつ戦略的な実態解明・取締りを行うことにより、その検挙とその違法なビジネスモデルの解体を強力に推進している。

図表1-1 匿名・流動型犯罪グループ対策における警察庁と警視庁の新たな体制



また、匿名・流動型犯罪グループが深く関与する特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に、都道府県警察の垣根を越えて迅速かつ効果的な捜査を推進するため、令和6年4月、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班」(T A I T<sup>注</sup>)を、各都道府県警察に構築した。特に捜査事項が集中すると見込まれる警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪及び福岡の7都府県警察では、それぞれ専従の捜査体制を構築し、全国警察から派遣される捜査員を加え、合計約500人の捜査員を配置した。令和7年中のT A I Tを活用した特殊詐欺等の検挙件数は533件であった。

## (2) 新たな捜査手法の導入

SNS等のインターネット上において犯罪実行者が募集された上で実行される犯罪に的確に対処するため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、架空の本人確認書類等を使用する「仮装身分捜査」を実施している。この「仮装身分捜査」の実施を通じて、実行犯の身柄を早期に確保し、被害の未然防止を図るとともに、首謀者や指示役の検挙を推進することとしており、令和7年中には、13件の「仮装身分捜査」を実施し、強盗予備で1件2名、詐欺未遂で3件3名を検挙したほか、これら4件を含む7件の被害の発生を抑止した。

注: Telecom scam Allied Investigation Teamの略。「タイト」と呼称している。

### (3) 国際捜査力の強化

警察では、平素から、海外の拠点等に関する情報の集約・分析、外国捜査機関等との情報共有や関係構築を推進するとともに、海外において拠点の摘発や被疑者の検挙等があった場合に、直ちに現地へ赴き、必要な情報の収集、現地当局との協議等を実施するための体制を整備した。

また、国境を越える組織的詐欺と闘う国際的な機運の高まりも踏まえ、東南アジア諸国の捜査機関等との間で、情報交換や協議を通じて、取締りの重要性について認識を共有するとともに、国際連携の強化を図るため、令和7年12月、14か国3機関の参加を得て、「アジア詐欺対策国際会議」を東京で開催した。

本会議では、各国の捜査機関、国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等の共有を図ったほか、参加国等の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力や各国の詐欺対策について、実務的な議論を行った。

## ★ トピックス I

### 匿名・流動型犯罪グループと暴力団や外国人犯罪組織等との関連性

#### 1 国内で活動する匿名・流動型犯罪グループと暴力団との関係性

匿名・流動型犯罪グループと暴力団の関係については、これまでも暴力団構成員がグループの首領やメンバーとなっているものが確認されているが、最近の検挙事例等を踏まえれば、暴力団が複数のグループを配下に置き、犯罪行為を分担させることで、犯罪の不透明化を図るほか、暴力団構成員が減少する中で、グループの人的資源を利用しながら、資金獲得活動の多様化を図っている状況も認められる。

他方、例えば、従来、暴力団の資金獲得の場とされてきた繁華街・歓楽街において資金獲得活動を目論む匿名・流動型犯罪グループの中には、暴力団に資金を供与するなどして、暴力団の威力を利用しながら、資金獲得活動を行うものも確認されており、グループにとっても、多様な資金獲得活動を行う上で、暴力団の威力や人脈等が有用となっている。

#### 2 海外で活動する匿名・流動型犯罪グループと暴力団との関係性

海外で活動する匿名・流動型犯罪グループには、暴走族OBグループや外国人犯罪組織が関与し、カンボジア等を拠点に特殊詐欺を敢行していることが確認されているが、これらの拠点において、拠点の管理や日本人の架け子等の調達に暴力団が関与している実態が認められる。

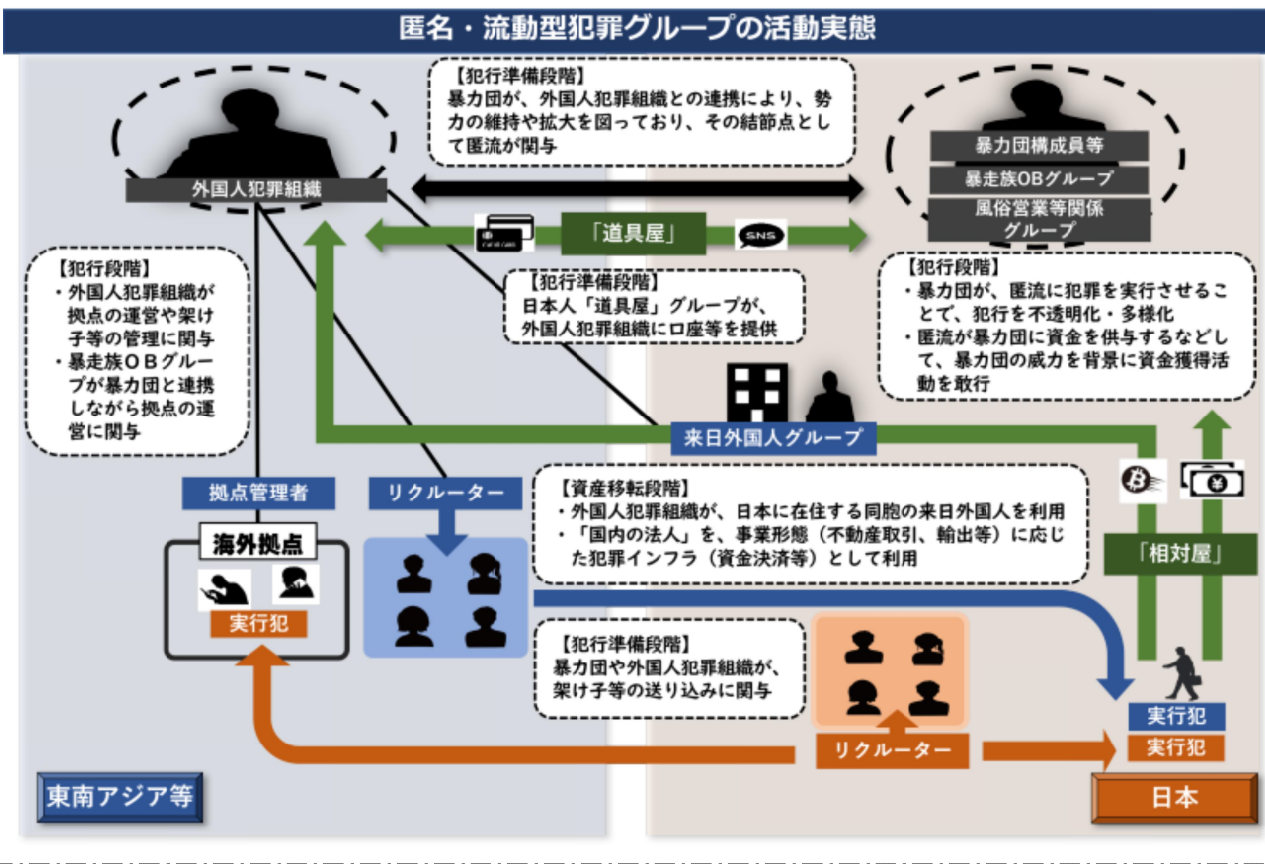
また、暴力団構成員が減少し、勢力が低下する暴力団が、海外の外国人犯罪組織との連携により、その勢力の維持・拡大を図っており、その結節点として匿名・流動型犯罪グループが重要な役割を果たしている実態も認められる。

### 3 海外で活動する匿名・流動型犯罪グループと来日外国人グループとの関係性

海外で活動する匿名・流動型犯罪グループについて、特に、外国人犯罪組織が、カンボジア等の海外拠点から敢行する特殊詐欺等において、日本人の架け子の勧誘から拠点における管理まで、日本に在住する同胞の来日外国人を利用している実態が認められる。

また、被害金の移転（マネー・ローンダリング）においても、同胞の来日外国人グループが関与する国内の法人が、事業形態に応じた犯罪インフラとして利用されており、外国人犯罪組織が国内の同胞人脈も利用しながら資金獲得活動を行っている実態が認められる。

図表 1-2 匿名・流動型犯罪グループの活動実態



## 第2 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺のほか、組織的な強盗や組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質ホストクラブ事犯をはじめとする風俗関係事犯、オンライン上で行われる賭博事犯、悪質リフォーム事犯に加え、インターネットバンキングに係る不正送金事犯といったサイバー犯罪に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事案に深く関与している実態が認められる。

### 1 特殊詐欺

令和7年中の特殊詐欺の認知件数は2万7,758件（前年比+6,715件、+31.9%）、被害額は約1,414.2億円（同+695.4億円、+96.7%）と、認知件数は5年連続で増加し、被害額は4年連続で増加して過去最悪となった。検挙件数は6,590件（同+14件、+0.2%）、検挙人員は2,307人（同+33人、+1.5%）であった。

このほか、特殊詐欺に由来する犯罪収益を隠匿し、又は收受した組織的犯罪処罰法違反の検挙件数は1,108件（同+416件、+60.1%）、検挙人員は419人（同+165人、+65.0%）であった。

主犯<sup>注</sup>の検挙人員は66人（同+16人、+32.0%）で、総検挙人員に占める割合は2.9%（同+0.7ポイント）であった。

特殊詐欺を敢行する匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で高額な報酬を示唆して「受け子」等を募集し、犯行に加担させるなどしている。

また、首謀者、指示役、実行役の間の連絡手段には、匿名性が高く、メッセージが自動的に消去される仕組みを備えた通信手段を使用するなど、犯罪の証拠を隠滅しようとする手口が多くみられる。

さらに、近年、国内においては、架け場等の拠点を小規模化・多様化して短期間で移転させる傾向を強めており、賃貸マンションや賃貸オフィスを拠点とする動きもみられる。

注：グループリーダー及び首謀者等

#### 【事例】

##### ○ マンションの一室を利用した架け子グループによる特殊詐欺事件（愛知）

無職の男らは、令和7年3月から同年4月にかけて、市役所職員等を装って高齢者に電話をかけ、還付金を受け取ることができるなどと虚偽の事実を告げ、その旨を誤信した同高齢者にATMを操作させて、同男らの管理する預金口座に約499万円を振り込ませるなどした。同男らは、特殊詐欺グループに属し、グループ内の連絡手段に匿名性の高い通信手段を使用するなどして犯行に及んでいた。

令和7年7月までに同男ら4人を電子計算機使用詐欺罪で逮捕した。

警察では、こうした手口等の変化を踏まえながら、検挙と抑止を両輪とした対策を推進しているところ、令和5年7月以降、国際電話番号を利用した手口が急増していることを踏まえ、国際電話の利用休

止等が特殊詐欺の被害防止に極めて有効であることを広く社会に呼び掛け、社会全体の機運を醸成する活動（「みんなでとめよう！！国際電話詐欺＃みんなとめ」）を広く展開している。

## 2 SNS型投資・ロマンス詐欺

令和7年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は1万5,142件（前年比+4,905件、+47.9%）、被害額は約1,827.0億円（同+555.0億円、+43.6%）と、いずれも前年比で著しく増加した。検挙件数は598件（同+336件、+128.2%）、検挙人員は387人（同+258人、+200.0%）であった<sup>注</sup>。

SNS型投資・ロマンス詐欺は、SNSやマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他のSNSに連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振り込み等により被害金をだまし取る手口であり、被害者とSNSでやり取りを重ねる「打ち子」の拠点が置かれるなど、組織的に敢行されているとみられる。

また、SNS型投資詐欺では、著名人になりすます偽広告を含むバナー等広告を悪用し、閲覧者を詐欺に誘引する手口が増加している。

警察では、なりすまされた著名人と連携した広報啓発活動の実施や、金融機関のモニタリングを活用した情報連携、SNS事業者に対する犯行利用アカウントの削除依頼等の各種対策の働き掛け等、手口の変化を踏まえた犯行ツール対策を推進している。

注：SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数及び検挙人員には、詐欺のほか、犯罪収益が同詐欺に由来する組織的犯罪処罰法違反を含む。

### 【事例】

#### ○ 福岡県内に拠点を置く打ち子グループによるSNS型投資詐欺事件（大阪）

無職の男らは、令和6年12月、バイナリーオプション取引を指導する講師になりすまし、SNSを通じて、同講師から指導を受けた生徒が同取引で多額の利益を得ているとする内容虚偽の画像を被害者に閲覧させた上で、同講師の指示するとおりに同取引に投資すれば、短期間で多額の利益を確実に得られるものと誤信させ、投資に関する情報商材の購入代金名目で合計約55万円をだまし取った。

令和7年10月までに、福岡県内に所在する打ち子グループ拠点を摘発して、同男ら3人を詐欺罪で逮捕した。

## 3 組織的窃盗・盗品流通事犯

令和7年中の太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の認知件数は3,856件（前年比-3,198件、-45.3%）、衣料品店やドラッグストアにおける大量万引きの認知件数は573件（同-408件、-41.6%）、自動車盗の認知件数は6,386件（同+306件、+5.0%）であった。

これら組織的窃盗・盗品流通事犯が不法滞在外国人等の収入源となっている実態がみられるほか、海外に所在する首謀者が、SNSを利用してつながった実行役に対して盗む物品を指示し、指定した場所に大量の盗品を送らせるという手口での犯行も確認されている。

警察では、匿名・流動型犯罪グループが組織的窃盗・盗品流通事犯に関与している可能性を視野に、

実態解明を進めているほか、このような組織的窃盗・盗品流通事犯に対し実効的な対策を講じるため、警察庁内にワーキンググループを設置し、部門横断的な検討を行っている。

金属盗をめぐる情勢を踏まえ、令和7年6月、金属くずの買受けを行う営業に係る措置の規定や、金属盗に用いられる犯行用具の規制に関する規定の整備等を内容とする盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「金属盗対策法」という。）が成立した。

このうち、指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止及び特定金属製物品の処分の防止に資する情報の周知に関する規定については、同年9月に施行され、金属くずの買受けを行う営業に係る措置に関する規定については、令和8年6月までに施行することとしている。

令和7年中の太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の認知件数は、前年比-3,198件と大幅に減少し、警察としては、引き続き、金属盗対策法をはじめとする関係法令を効果的に活用することによって、金属盗の抑止及び検挙を推進することとしている。

#### **【事例】**

##### **○ 中国人による金属盗対策法違反等事件（警視庁）**

中国人の男らは、令和7年7月に、解体工事現場から銅線約334キログラムを窃取したことから、同年9月、同男らを窃盗罪等で逮捕した。

逮捕時の捜索において、同男らは使用していた自動車内に、指定金属切断工具である長さ約60センチメートルのケーブルカッター1丁を土嚢袋内に隠して携帯していたことから、同月、同男ら2名を金属盗対策法違反（指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止）で検挙した。

#### 4 悪質ホストクラブ事犯や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯

悪質ホストクラブにおいては、女性客の好意に乗じて、およそ返済ができないことを分かっているながら大きな債務を負わせ、売春や性風俗店での稼働を余儀なくさせる悪質な営業行為が認められるほか、性風俗店やそれとの結節点となるスカウトグループ等と結託して女性を徹底的に搾取することで、不当に利益を得ている実態がみられる。

こうした情勢を踏まえ、令和7年5月、接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為や風俗営業の許可に係る欠格事由の追加や、性風俗店によるスカウトバックの禁止等を内容とする風営適正化法の一部を改正する法律が成立し、同年11月28日までに全面施行された。警察では、改正後の風営適正化法を厳正に運用するとともに、大規模な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察において、部門横断的な専従体制を構築するなど、風俗営業等に絡んで多様な資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループの実態解明・取締りを徹底している。

##### 【事例】

##### ○ 店舗型性風俗特殊営業店経営者の男による風営適正化法違反事件（熊本）

店舗型性風俗特殊営業店経営者の男は、同店で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする女性らの紹介を受け、令和7年7月、集金役の男性に対し、同紹介を受けた対価として現金約112万円を提供した。

同月、同男を風営適正化法違反（いわゆるスカウトバックの禁止）で逮捕した。

#### 5 オンライン上で行われる賭博事犯

スマートフォン等からアクセスして賭博を行う「無店舗型」のオンラインカジノについては、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題が指摘されているほか、我が国資産の海外流出、マネー・ローンダリングへの悪用等が懸念されている。

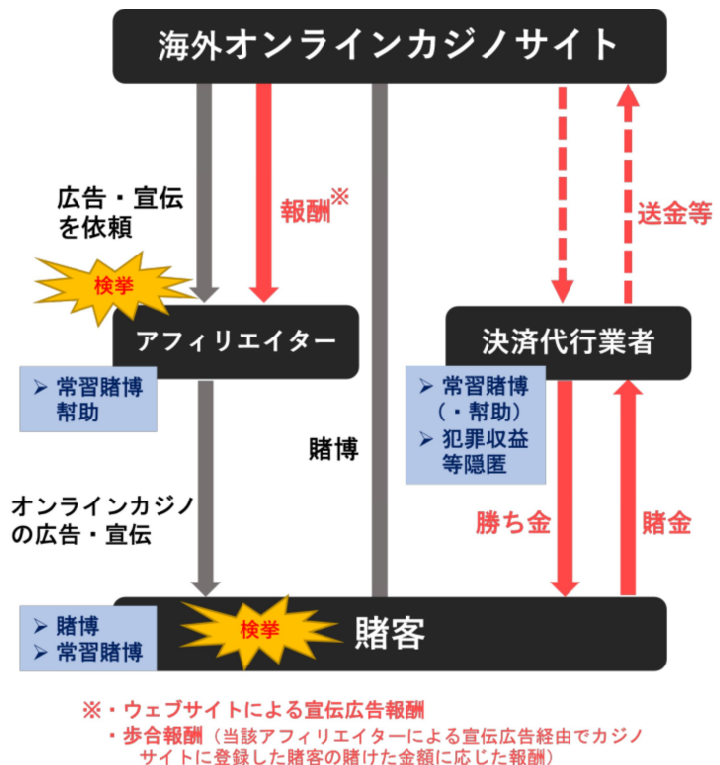
警察では、賭客のみならず、突き上げ捜査や徹底的な情報分析により、賭博運営に関与し、犯罪収益を得ている決済代行業者やアフィリエイト等を検挙することで社会に警鐘を鳴らすとともに、マネー・ローンダリング等の実態解明や犯罪収益の剥奪等を推進している。

## 【事例】

### ○ オンラインカジノ紹介サイト運営者らによる常習賭博幫助事件（岐阜）

会社員の男らは、令和3年12月から令和6年9月にかけて、海外オンラインカジノサイト運営者らとの間で交わした、同男らが運営するウェブサイト等で同カジノサイトを独占的に宣伝広告する対価として報酬を得ることなどを内容とする契約に基づき、不特定多数の者に対し、同カジノサイトの利用を勧誘するとともに、同カジノサイトに会員登録し賭博した者に対して財産上の利益を供与すると宣伝するなどした。それにより、同男らは、日本国内に居住する不特定多数の者に同カジノサイトに登録させ、多数回にわたり、オンラインカジノ運営者らが、常習として、当該カジノサイト会員らを相手方として、賭博することを容易にさせ、これを幫助した。令和7年8月、同男らを常習賭博幫助罪で逮捕した。

図表1-3 オンラインカジノに関連する収益構造の例



## 6 フィッシング等を手口とする不正送金事犯等

実在する企業・団体等や官公庁を装うなどしたメール又はSMS（ショートメッセージサービス）を送り、その企業等のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイト（フィッシングサイト）を受信者が閲覧するよう誘導し、当該フィッシングサイトでアカウント情報やクレジットカード番号等を不正に入手するフィッシングの手口によって、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等が敢行されている。令和7年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,747件（前年比+378件、+8.7%）、被害総額は約104.0億円（同+17.1億円、+19.7%）と、高い水準で推移している。

また、令和7年中のクレジットカードの不正利用事犯の被害額<sup>注</sup>は約510.5億円と、依然として厳しい情勢にある。

警察では、関係機関と連携したフィッシング被害の実態把握や、フィッシングサイトに関する分析及び関係事業者への照会等早期の実態解明と取締りを推進している。

注：クレジットカードの不正利用事犯の被害額については、一般社団法人日本クレジット協会の調査による。

### 【事例】

#### ○ ベトナム人による不正送金事犯に係る窃盗（払出盗）事件（神奈川）

ベトナム人の男ら2名は、インターネットバンキング利用者の口座情報等が不正に取得され、外国人名義の預貯金口座に被害金が不正に送金された事件において、それぞれ令和7年2月及び同年4月にATMを操作して送金された被害金を引き出した。

令和7年6月、同男ら2名を不正送金事犯に係る窃盗罪で逮捕した。

## 7 悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯

高齢者宅を狙って家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォームに関する訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求するなどの悪質なリフォーム業者による犯罪行為が確認されており、こうした悪質行為を組織的に反復継続して得られた収益が匿名・流動型犯罪グループの資金源になっているとみられる。

警察では、関連情報の収集・分析を強化して実態解明を進め、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締り、犯罪収益の剥奪に着目した事件捜査及び行政措置の発動に向けた関係機関との連携等の取組を推進している。

### 【事例】

#### ○ 悪質リフォーム業者による詐欺等事件（福岡）

屋根瓦の修繕工事業の男らは、令和6年6月から同年10月、点検を装って福岡県内の住宅を訪問し、自ら同住宅の屋根を損壊した上で、修理が必要である旨申し向け、被害者2人から屋根補修工事代金名目で合計約422万円をだまし取った。

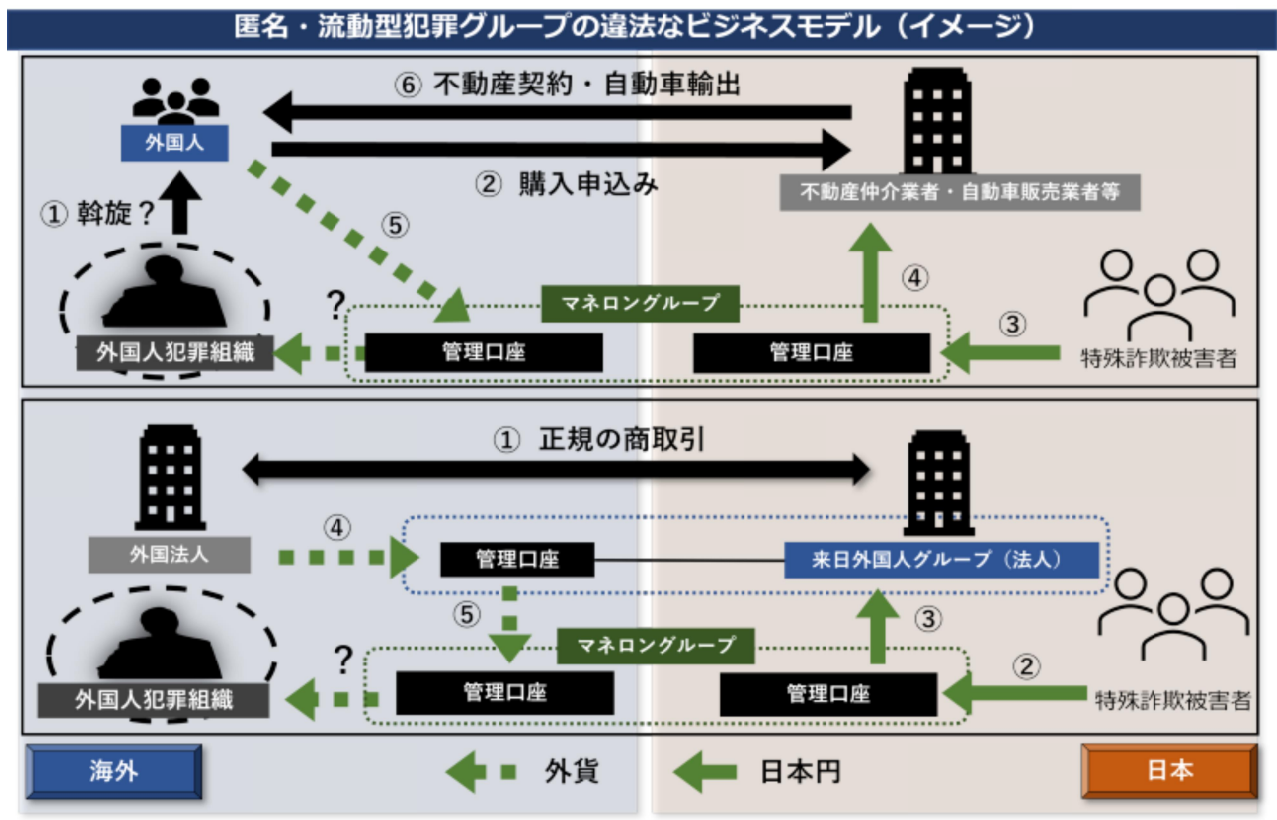
令和7年6月、同男ら4人を詐欺罪等で逮捕した。

★ トピックスⅡ

巧妙化するマネー・ローンダリング事犯

これまでも匿名・流動型犯罪グループは、いわゆる「道具屋」や「相對屋」等が提供する犯行ツールを悪用しながら、資金獲得犯罪を敢行している実態があるところ、最近の検挙事例等を踏まえれば、国内に在住する日本人グループや来日外国人グループが、不動産取引や自動車輸出等の正規の事業形態に応じた犯罪インフラ（資金決済等）を構築して、外国人犯罪組織によるマネー・ローンダリングの一端を担うとともに、事業としての収益を獲得するといった違法なビジネスモデルを構築している実態が認められ、「国内の法人」が様々な形で悪用され、国際的なマネー・ローンダリングを容易にする犯罪インフラとなっているとみられる。

図表 1-4 匿名・流動型犯罪グループの違法なビジネスモデル



### 第3 匿名・流動型犯罪グループの検挙状況

#### 1 資金獲得犯罪の検挙状況

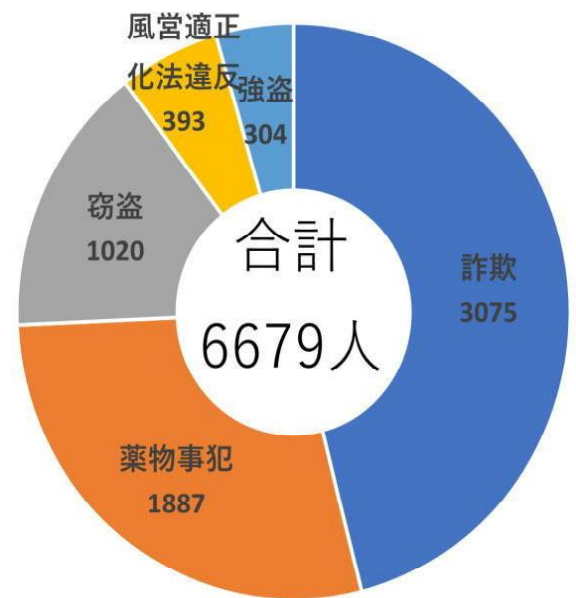
令和7年中の匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪<sup>注1</sup>について、主な資金獲得犯罪<sup>注2</sup>の検挙人員を罪種別にみると、詐欺が半数近くを占め、次いで薬物事犯、窃盗、風営適正化法違反、強盗の順となっている（図表1-5）。

主な資金獲得犯罪の検挙人員について、年齢層別に見ると、20歳前半が23.4%と最も多く、20代までの若年層が全体の約6割を占めている。

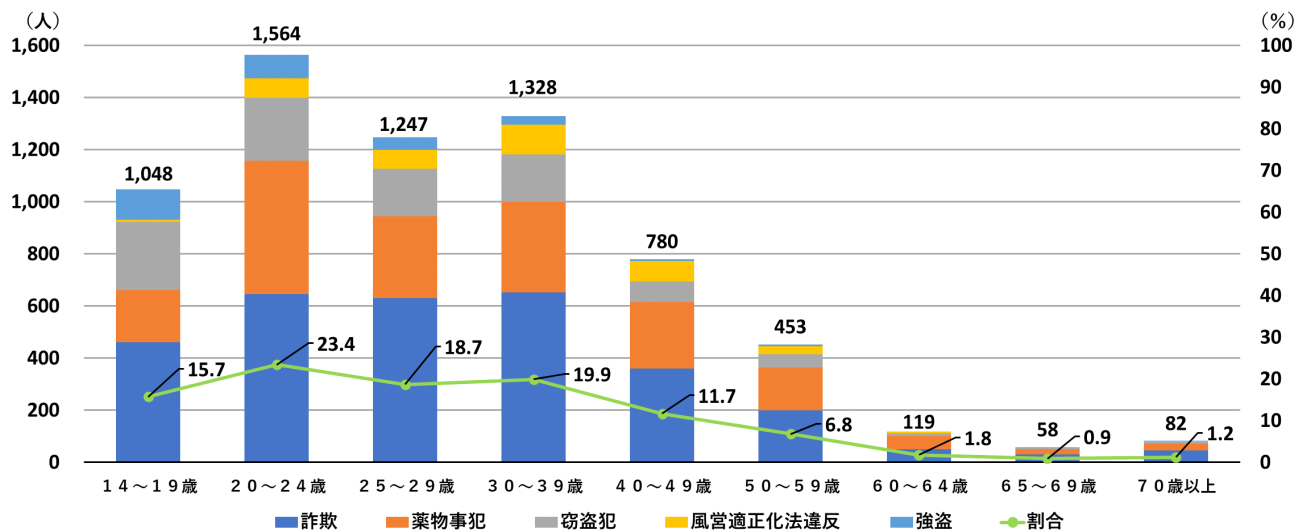
また、検挙人員のうち約3割の者は、SNSによる犯罪実行者募集情報が、犯行への応募・加担の経緯となっている（図表1-6）。

さらに、主な資金獲得犯罪の検挙人員のうち、主犯・指示役の立場にあった者は約1割となっており、匿名・流動型犯罪グループの撲滅を図るためには、主犯・指示役等の中核的人物の実態解明・取締りを更に強化していく必要がある。

図表1-5 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員（令和7年）



図表1-6 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の年齢層別の検挙人員



注1：匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。

注2：詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

## 2 海外拠点に関する被疑者の検挙状況

近年、特殊詐欺等について、東南アジア諸国等の拠点から国境を越えて敢行されている実態がみられることから、海外に拠点を置く匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等の実態解明・取締りを推進し、その弱体化・撲滅を図り、特殊詐欺等の被害を抑え込む必要がある。

令和7年中、東南アジアのタイ、カンボジア、フィリピン、マレーシアの詐欺拠点に関し、日本に移送するなどして都道府県警察が検挙した被疑者は54人である（図表1-7）。

このほか、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）及びMicrosoft社の協力を得てインド国内に拠点を置くサポート詐欺グループの情報を入手し、インド当局との国際共同捜査を行い、令和7年5月、日本警察が提供した情報を基に、インド当局が2つの拠点を摘発しインド国籍の被疑者6人を逮捕しており、官民連携による分析を端緒とした外国捜査機関との共同捜査による海外拠点の摘発事例となった。

図表1-7 令和7年中の海外拠点に関する特殊詐欺事件等被疑者の検挙状況

番号	検挙年月	国名	罪名	検挙人数	検挙所属
1	令和7年2月	タイ	詐欺・詐欺未遂	5人	神奈川
2	令和7年4月	タイ	詐欺	1人	神奈川
3	令和7年4月	カンボジア	詐欺、窃盗	1人	埼玉
4	令和7年5月	フィリピン	窃盗	1人	警視庁
5	令和7年6月	マレーシア	詐欺	1人	警視庁
6	令和7年6月	マレーシア	詐欺	1人	警視庁
7	令和7年7月	マレーシア	詐欺	1人	警視庁
8	令和7年8月	フィリピン	窃盗	1人	警視庁
9	令和7年8月	カンボジア	詐欺未遂	29人	愛知
10	令和7年10月	フィリピン	窃盗	6人	福岡
11	令和7年10月	カンボジア	組織的犯罪処罰法違反 (組織的詐欺)	2人	愛知
12	令和7年10月	マレーシア	詐欺	4人	大阪
13	令和7年10月	フィリピン	窃盗	1人	警視庁
合計				54人	

※詐欺は電子計算機等使用詐欺を含む。

## 第2章：暴力団情勢

### 第1 令和7年における主な暴力団情勢とその対策

#### 1 近年の情勢

平成17年以降、暴力団の勢力そのものは、全国的に減衰を続けているが、暴力団の中には、その活動を不透明化させるとともに、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持しているものもあり、依然として、暴力団は社会に対する脅威となっている。

また、暴力団構成員が準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループの首領となる例や、これらのグループから暴力団への資金の流れが確認される例も認められ、暴力団の中には、匿名・流動型犯罪グループを実質的に傘下に収め、自らの資金獲得活動の一端を担わせているものもあるとみられる。同様に、暴力団は、薬物の密輸・密売等、資金獲得活動の一環として、来日外国人犯罪組織と連携する例もみられる。

#### 2 暴力団対策法等による対策

六代目山口組と神戸山口組との間で発生した対立抗争の激化を受け、令和2年1月、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。その後、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組との間で発生した対立抗争の激化を受け、令和4年12月に両団体を、神戸山口組から離脱した絆會と六代目山口組との間で発生した対立抗争の激化を受け、令和6年6月に両団体を、それぞれ「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

これらの団体の対立抗争は継続していることから、指定の期限を延長するとともに、警戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じている。

今後も、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な運用等により事件の続発防止を図るとともに、各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしている。

また、五代目工藤會については、平成24年12月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降1年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和7年12月には13回目の延長を行った。

今後も、未解決事件の捜査をはじめ、五代目工藤會に対する取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいる。

#### 【事例】

##### ○ 五代目工藤會組員による暴力団対策法違反事件（福岡）

特定危険指定暴力団等に指定された五代目工藤會の組員は、令和6年6月から同年8月にかけて、警戒区域内の居住者に対し、「俺は門司のトップぞ」、「ちゃんと返せや」などと告げ、自己が所属する指定暴力団の威力を示して、法定利息を上回る利息の支払などを要求した。

令和7年8月、同組員を暴力団対策法違反（警戒区域における暴力的要求行為）で逮捕した。

## 第2 暴力団等の状況

### 1 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等<sup>注1</sup>の総数は、平成17年以降減少し、令和7年末には1万7,600人<sup>注2</sup>と、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。このうち暴力団構成員の数は9,400人、準構成員等の数は8,200人である（**図表2-1**）。

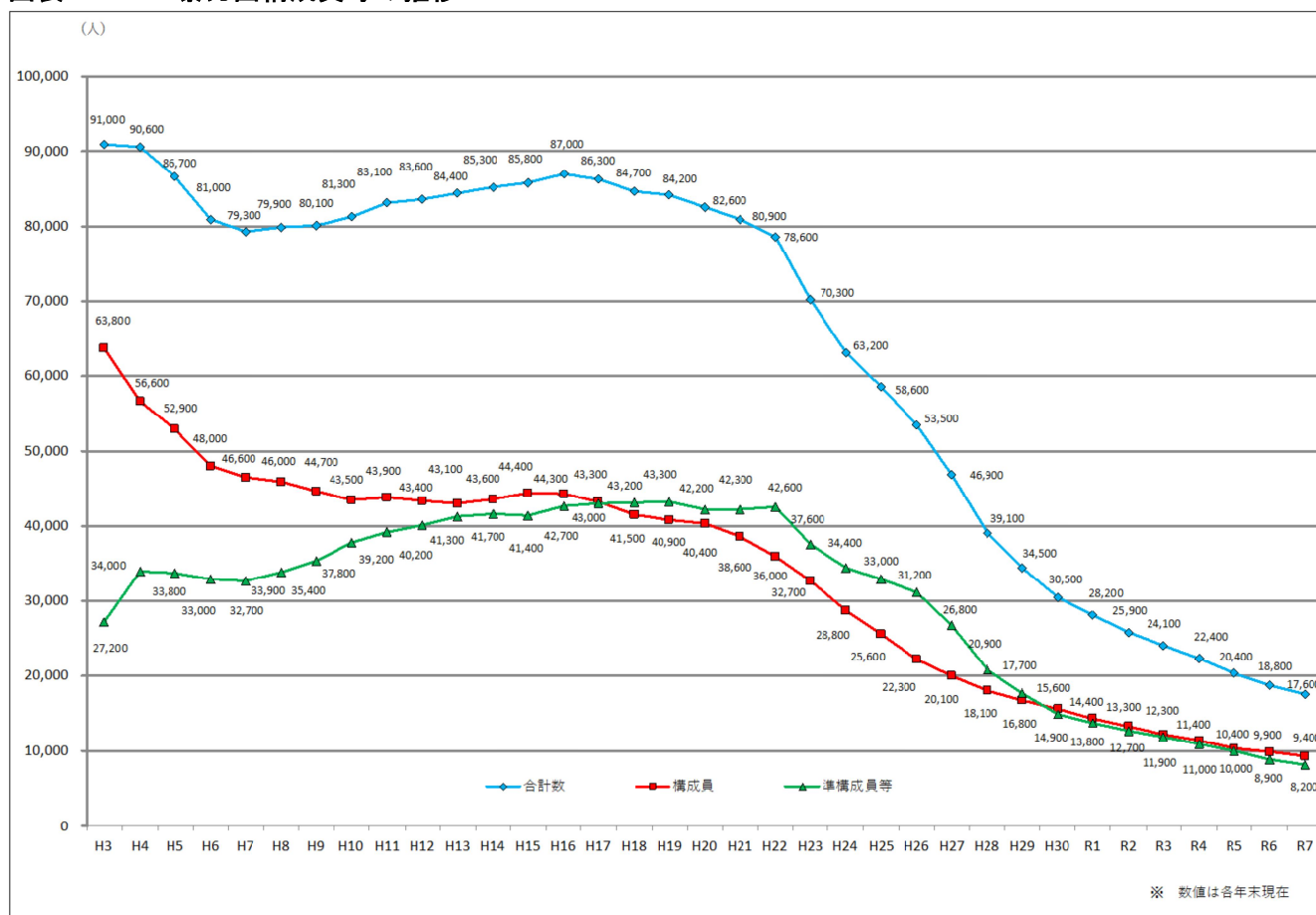
また、主要団体等<sup>注3</sup>（六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は1万2,500人（全暴力団構成員等の71.0%）となっており、このうち暴力団構成員の数は7,000人（全暴力団構成員の74.5%）となっている（**図表2-2**）。

注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

注2：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注3：平成27年以降は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年以降は、絆會（任侠山口組から改称）を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を、それぞれ「主要団体等」として表記している。

図表2-1 暴力団構成員等の推移



図表 2-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末	令和7年末	前年比増減数 前年比増減率		
主要団体等	六代目山口組	構成員	5,200 (28.7%)	4,700 (28.0%)	4,400 (28.2%)	4,100 (28.5%)	3,800 (28.6%)	4,000 (32.5%)	3,800 (33.3%)	3,500 (33.7%)	3,300 (33.3%)	3,100 (33.0%)	-200 -6.1%	
		準構成員等	6,700 (32.1%)	5,600 (31.6%)	5,100 (34.2%)	4,800 (34.8%)	4,400 (34.6%)	4,500 (37.8%)	4,300 (39.1%)	3,800 (38.0%)	3,600 (40.4%)	3,200 (39.0%)	-400 -11.1%	
		計	11,800 (30.2%)	10,300 (29.9%)	9,500 (31.1%)	8,900 (31.6%)	8,200 (31.7%)	8,500 (35.3%)	8,100 (36.2%)	7,400 (36.3%)	7,400 (36.7%)	6,900 (35.8%)	6,300 (35.8%)	-600 -8.7%
	神戸山口組	構成員	2,600 (14.4%)	2,500 (14.9%)	1,700 (10.9%)	1,500 (10.4%)	1,200 (9.0%)	510 (4.1%)	330 (2.9%)	140 (1.3%)	120 (1.2%)	110 (1.2%)	110 (1.2%)	-10 -8.3%
		準構成員等	2,900 (13.9%)	2,700 (15.3%)	1,800 (12.1%)	1,600 (11.6%)	1,300 (10.2%)	540 (4.5%)	430 (3.9%)	260 (2.6%)	200 (2.2%)	170 (2.1%)	170 (2.1%)	-30 -15.0%
		計	5,500 (14.1%)	5,100 (14.8%)	3,400 (11.1%)	3,000 (10.6%)	2,500 (9.7%)	1,000 (4.1%)	760 (3.4%)	400 (2.0%)	320 (1.7%)	270 (1.5%)	270 (1.5%)	-50 -15.6%
	絆 會	構成員	-	-	400 (2.6%)	300 (2.1%)	230 (1.7%)	90 (0.7%)	70 (0.6%)	60 (0.6%)	60 (0.6%)	50 (0.5%)	50 (0.5%)	-10 -16.7%
		準構成員等	-	-	370 (2.5%)	300 (2.2%)	260 (2.0%)	140 (1.2%)	130 (1.2%)	110 (1.1%)	80 (0.9%)	70 (0.9%)	70 (0.9%)	-10 -12.5%
		計	-	-	770 (2.5%)	610 (2.2%)	490 (1.9%)	230 (1.0%)	190 (0.8%)	170 (0.8%)	140 (0.7%)	120 (0.7%)	120 (0.7%)	-20 -14.3%
	池田組	構成員	-	-	-	-	-	80 (0.7%)	70 (0.6%)	60 (0.6%)	60 (0.6%)	30 (0.3%)	30 (0.3%)	-30 -50.0%
		準構成員等	-	-	-	-	-	110 (0.9%)	100 (0.9%)	90 (0.9%)	90 (1.0%)	40 (0.5%)	40 (0.5%)	-50 -55.6%
		計	-	-	-	-	-	190 (0.8%)	170 (0.8%)	160 (0.8%)	140 (0.7%)	70 (0.4%)	70 (0.4%)	-70 -50.0%
	住吉会	構成員	3,100 (17.1%)	2,900 (17.3%)	2,800 (17.9%)	2,800 (19.4%)	2,600 (19.5%)	2,500 (20.3%)	2,400 (21.1%)	2,200 (21.2%)	2,100 (21.2%)	2,100 (22.3%)	2,100 (22.3%)	0 0.0%
		準構成員等	3,500 (16.7%)	2,900 (16.4%)	2,100 (14.1%)	1,700 (12.3%)	1,600 (12.6%)	1,500 (12.6%)	1,400 (12.7%)	1,300 (13.0%)	1,100 (12.4%)	1,100 (13.4%)	1,100 (13.4%)	0 0.0%
		計	6,600 (16.9%)	5,800 (16.8%)	4,900 (16.1%)	4,500 (16.0%)	4,200 (16.2%)	4,000 (16.6%)	3,800 (17.0%)	3,500 (17.2%)	3,200 (17.0%)	3,100 (17.6%)	3,100 (17.6%)	-100 -3.1%
	稲川会	構成員	2,500 (13.8%)	2,300 (13.7%)	2,200 (14.1%)	2,100 (14.6%)	2,000 (15.0%)	1,900 (15.4%)	1,900 (16.7%)	1,700 (16.3%)	1,600 (16.2%)	1,600 (17.0%)	1,600 (17.0%)	0 0.0%
		準構成員等	2,000 (9.6%)	1,800 (10.2%)	1,400 (9.4%)	1,300 (9.4%)	1,300 (10.2%)	1,200 (10.1%)	1,200 (10.9%)	1,200 (12.0%)	1,100 (12.4%)	1,000 (12.2%)	1,000 (12.2%)	-100 -9.1%
		計	4,400 (11.3%)	4,100 (11.9%)	3,700 (12.1%)	3,400 (12.1%)	3,300 (12.7%)	3,100 (12.9%)	3,100 (13.8%)	2,900 (14.2%)	2,800 (14.9%)	2,600 (14.8%)	2,600 (14.8%)	-200 -7.1%
	主要団体等合計	構成員	13,300 (73.5%)	12,400 (73.8%)	11,600 (74.4%)	10,700 (74.3%)	9,900 (74.4%)	9,100 (74.0%)	8,500 (74.6%)	7,700 (74.0%)	7,300 (73.7%)	7,000 (74.5%)	7,000 (74.5%)	-300 -4.1%
		準構成員等	15,000 (71.8%)	13,000 (73.4%)	10,700 (71.8%)	9,700 (70.3%)	8,700 (68.5%)	8,100 (68.1%)	7,600 (69.1%)	6,800 (68.0%)	6,100 (68.5%)	5,500 (67.1%)	5,500 (67.1%)	-600 -9.8%
		計	28,300 (72.4%)	25,300 (73.3%)	22,300 (73.1%)	20,400 (72.3%)	18,600 (71.8%)	17,200 (71.4%)	16,100 (71.9%)	14,500 (71.1%)	13,500 (71.8%)	12,500 (71.0%)	12,500 (71.0%)	-1,000 -7.4%
全暴力団	構成員	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	11,400	10,400	9,900	9,400	9,400	-500	
	準構成員等	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	11,000	10,000	8,900	8,200	8,200	-700	
	勢力	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	22,400	20,400	18,800	17,600	17,600	-1,200	

注：括弧内は、全暴力団（構成員、準構成員及び勢力）に占めるそれぞれの割合を示している。

## 2 主要団体等の状況

主要団体等の令和7年における主な動向は、次のとおりである。

### (1) 六代目山口組

神戸山口組、池田組及び絆會との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で執行部会やブロック会議を開催している。

また、若頭、本部長及び若頭補佐等への昇格人事を行い、組織の活性化を図った。

### (2) 神戸山口組

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で会合を開催している。

### (3) 絆會

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で会合を開催している。

令和7年7月、大阪府公安委員会により、大阪府大阪市所在の事務所に代わって大阪府寝屋川市所在の施設が主たる事務所である旨が公示された。

### (4) 池田組

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で会合を開催している。

### (5) 住吉会

令和7年6月、東京都公安委員会により、東京都新宿区所在の事務所に代わって東京都港区所在の施設が主たる事務所である旨が公示された。

同年10月に会長小川修を親とする親子盃式を行い、組織の強化を図った。

### (6) 稲川会

令和7年5月、総裁辛柄圭の死去に伴い、東京都公安委員会により、会長内堀和雄が代表する者である旨が公示された。

同年10月、昇格人事により、新たに直参となった者に関する「親子縁組盃儀式」及び新たに二次組織の代表となった者に関する「一家代目継承盃儀式」を開催するなど、組織の強化を図った。

また、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

## 3 山口組分裂後の対立抗争等

### (1) 山口組の分裂

平成27年8月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成28年4月、兵庫県公安委員会が神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成29年4月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を明らかにし、平成30年3月、兵庫県公安委員会が任侠山口組（令和2年2月に絆會と改称）を指定暴力団として指定した。

さらに、令和2年7月には、池田組が神戸山口組傘下からの離脱を表明し、令和3年11月、岡山県

公安委員会が池田組を指定暴力団として指定した。

## (2) 暴力団対策法による規制

### ア 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃を使用した殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和2年1月、兵庫県等の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、警戒区域を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。令和7年末現在、9府県17市町を警戒区域と定めている。

警戒区域内では、事務所の新設、対立組織の構成員に対するつきまとい、対立組織の構成員の居宅又は事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されている。

### イ 六代目山口組と池田組の対立抗争

六代目山口組と池田組の間では、令和4年5月以降、サバイバルナイフを使用した殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和4年12月、岡山県等の公安委員会が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。令和7年末現在、7府県8市を警戒区域と定めている。

### ウ 六代目山口組と絆會の対立抗争

六代目山口組と絆會の間では、令和4年1月以降、拳銃を使用した殺人事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和6年6月、大阪府等の公安委員会が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。令和7年末現在、8府県11市を警戒区域と定めている。

## 4 総会屋

総会屋の数は、令和7年末現在、130人と近年減少傾向にある（**図表2-3**）。

**図表2-3 総会屋の推移**

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総会屋	総会屋	230	220	210	200	190	180	160	150	130	130
	グループ構成員	40	30	30	30	30	30	30	30	20	20
	単独人員	190	190	180	170	160	150	130	120	120	110

注1：総会屋の数は概数であり、各項目を合算した値と合計値は必ずしも一致しない。

注2：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

### 第3 暴力団犯罪の検挙状況等

#### 1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員は減少傾向にあり、令和7年中は7,335人（前年比-914人、-11.1%）である。主な罪種別では、覚醒剤取締法違反が1,478人（同-229人、-13.4%）、傷害が938人（同-133人、-12.4%）、詐欺が875人（同-228人、-20.7%）、窃盗が617人（同-96人、-13.5%）、麻薬取締法違反が530人（同+413人、+353.0%）、恐喝が385人（同+1人、+0.3%）、暴行が331人（同-58人、-14.9%）、脅迫が253人（同-25人、-9.0%）である（**図表2-4、2-7**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員は1,474人（同-199人、-11.9%）、準構成員その他の周辺者は5,861人（同-715人、-10.9%）で、いずれも前年より減少した（**図表2-4、2-5**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても、令和7年中は1万2,191件（同-2,991件、-19.7%）と、前年より減少した。主な罪種別では、窃盗が3,334件（同-2,046件、-38.0%）、覚醒剤取締法違反が2,381件（同-238件、-9.1%）、詐欺が1,491件（同-409件、-21.5%）である（**図表2-6**）。

図表 2-4 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
刑	殺人	91	79	56	79	53	-26	
	強盗	217	146	237	208	179	-29	
	放火	7	18	10	9	2	-7	
	不同意性交等	39	29	37	37	42	5	
	凶器準備集合	2	6	8	11	46	35	
	暴行	676	602	527	389	331	-58	
	傷害	1,353	1,142	1,186	1,071	938	-133	
	脅迫	356	370	289	278	253	-25	
	恐喝	456	453	460	384	385	1	
	窃盗	1,008	847	889	713	617	-96	
	詐欺	1,555	1,424	1,332	1,103	875	-228	
	横領	35	30	43	36	33	-3	
	文書偽造	120	114	111	81	66	-15	
	賭博	149	153	152	100	151	51	
	わいせつ物頒布等	12	5	4	4	0	-4	
	公務執行妨害	136	112	110	77	71	-6	
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	4	0	0	0	
	犯	犯人蔵匿	36	23	32	34	37	3
		証人威迫	2	7	10	5	7	2
逮捕監禁		93	93	106	50	71	21	
信用毀損・威力業務妨害		19	42	23	40	24	-16	
器物損壊		170	160	140	106	83	-23	
暴力行為		7	9	4	7	11	4	
その他刑法犯		336	291	302	382	356	-26	
刑法犯合計		6,875	6,155	6,068	5,204	4,631	-573	
特別法		入管法	22	27	21	23	10	-13
		軽犯罪法	79	68	55	50	36	-14
	酩酊防止法	1	0	1	0	2	2	
	迷惑防止条例	100	80	65	86	33	-53	
	暴力団対策法	20	3	5	10	4	-6	
	自転車競技法	0	0	0	0	0	0	
	競馬法	0	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	0	0	0	7	2	-5	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	79	111	105	105	126	21	
	青少年保護育成条例	21	16	7	8	3	-5	
	売春防止法	19	5	15	6	4	-2	
	児童福祉法	8	9	5	9	2	-7	
	出資法	27	6	8	6	6	0	
	貸金業法	20	30	8	11	9	-2	
	宅地建物取引業法	3	2	0	6	7	1	
	建設業法	9	7	8	2	9	7	
	銃刀法	90	79	80	48	55	7	
	火薬類取締法	0	0	0	1	0	-1	
	麻薬取締法	51	78	102	117	530	413	
	あへん法	0	0	0	2	6	4	
	大麻草栽培規制法	764	619	705	464	21	-443	
	覚醒剤取締法	2,985	2,141	1,912	1,707	1,478	-229	
	毒劇法	21	14	18	12	6	-6	
	廃棄物処税法	87	57	62	38	20	-18	
	労働基準法	3	0	3	2	1	-1	
	職業安定法	15	33	5	12	37	25	
健康保険法	2	1	0	0	0	0		
労働者派遣法	12	3	9	2	2	0		
旅券法	1	0	2	1	2	1		
麻薬特例法	92	77	59	56	89	33		
その他の特別法犯	329	282	282	254	204	-50		
特別法犯合計	4,860	3,748	3,542	3,045	2,704	-341		
総計	11,735	9,903	9,610	8,249	7,335	-914		

注1：不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

注2：麻薬取締法違反の検挙人員は、令和6年までは「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

注3：大麻草栽培規制法違反の検挙人員は、令和6年までは旧大麻取締法違反の検挙人員を示している。

図表 2-5 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
刑	殺人	37	24	12	24	16	-8	
	強盗	23	17	24	23	25	2	
	放火	1	7	5	0	0	0	
	不同意性交等	7	6	5	3	7	4	
	凶器準備集合	0	3	4	1	4	3	
	暴行	150	151	115	91	89	-2	
	傷害	247	241	255	210	203	-7	
	脅迫	130	144	90	100	91	-9	
	恐喝	173	177	189	160	144	-16	
	窃盗	93	96	94	68	70	2	
	詐欺	413	428	413	290	213	-77	
	横領	6	3	6	2	6	4	
	文書偽造	67	64	64	49	33	-16	
	賭博	3	10	5	10	16	6	
	わいせつ物頒布等	3	0	0	0	0	0	
	公務執行妨害	34	23	21	10	11	1	
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	0	0	0	0	
	犯人蔵匿	11	4	8	4	11	7	
	証人威迫	0	4	3	3	2	-1	
	犯	逮捕監禁	34	36	23	15	12	-3
信用毀損・威力業務妨害		4	21	6	12	6	-6	
器物損壊		27	34	29	21	16	-5	
暴力行為		4	7	1	1	6	5	
その他刑法犯		63	65	73	105	68	-37	
刑法犯合計		1,530	1,565	1,445	1,202	1,049	-153	
特		入管法	5	1	1	1	2	1
		軽犯罪法	23	25	19	19	15	-4
		酩酊防止法	0	0	0	0	0	0
		迷惑防止条例	6	3	2	5	3	-2
	暴力団対策法	13	2	4	10	4	-6	
	自転車競技法	0	0	0	0	0	0	
	競馬法	0	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	0	0	0	1	0	-1	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	3	12	4	5	5	0	
	青少年保護育成条例	2	1	1	0	0	0	
	別	売春防止法	2	1	0	2	2	0
		児童福祉法	0	0	0	2	1	-1
		出資法	10	2	5	1	4	3
		貸金業法	6	10	3	5	2	-3
		宅地建物取引業法	0	0	0	0	0	0
		建設業法	1	1	0	0	1	1
		銃刀法	28	30	23	12	20	8
		火薬類取締法	0	0	0	0	0	0
		麻薬取締法	3	12	17	20	57	37
あへん法		0	0	0	1	1	0	
法	大麻草栽培規制法	51	52	57	26	0	-26	
	覚醒剤取締法	415	315	284	263	229	-34	
	毒劇法	1	0	2	1	0	-1	
	廃棄物処理法	13	10	16	10	7	-3	
	労働基準法	0	0	1	1	0	-1	
	職業安定法	1	2	0	3	4	1	
	健康保険法	0	1	0	0	0	0	
	犯	労働者派遣法	6	0	3	0	0	0
		旅券法	0	0	2	0	1	1
		麻薬特例法	12	12	4	7	10	3
その他の特別法犯		107	72	81	76	57	-19	
特別法犯合計	708	564	529	471	425	-46		
総計	2,238	2,129	1,974	1,673	1,474	-199		

注1：不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

注2：麻薬取締法違反の検挙人員は、令和6年までは「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

注3：大麻草栽培規制法違反の検挙人員は、令和6年までは旧大麻取締法違反の検挙人員を示している。

図表 2-6 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
刑	殺人	58	40	49	42	39	-3	
	強盗	105	87	120	92	89	-3	
	放火	7	11	5	10	2	-8	
	不同意性交等	36	29	42	33	43	10	
	凶器準備集合	1	9	3	7	7	0	
	暴行	709	616	571	419	395	-24	
	傷害	1,119	1,012	1,003	843	733	-110	
	脅迫	366	364	309	268	272	4	
	恐喝	391	352	352	344	319	-25	
	窃盗	6,012	5,482	4,621	5,380	3,334	-2,046	
	詐欺	1,933	1,986	1,600	1,900	1,491	-409	
	横領	50	38	47	55	41	-14	
	法	文書偽造	110	123	125	106	81	-25
賭博		62	49	45	66	56	-10	
わいせつ物頒布等		9	4	4	3	0	-3	
公務執行妨害		213	183	157	107	102	-5	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	2	0	0	0	
犯人蔵匿		35	24	27	25	37	12	
証人威迫		3	9	7	3	6	3	
逮捕監禁		53	50	53	45	59	14	
信用毀損・威力業務妨害		19	26	24	20	28	8	
器物損壊		326	296	225	178	137	-41	
犯	暴力行為	3	5	5	5	3	-2	
	その他刑法犯	616	511	515	579	557	-22	
	刑法犯合計	12,236	11,306	9,909	10,530	7,831	-2,699	
	特	入管法	20	20	25	23	15	-8
		軽犯罪法	90	75	71	57	47	-10
		酩酊防止法	1	1	1	0	2	2
		迷惑防止条例	110	90	67	85	41	-44
		暴力団対策法	7	3	7	8	11	3
		自転車競技法	0	0	0	0	0	0
		競馬法	0	0	0	0	0	0
モーターボート競走法		0	0	0	9	1	-8	
小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	
風営適正化法		87	91	97	75	69	-6	
青少年保護育成条例		22	26	16	9	9	0	
売春防止法		36	9	19	11	15	4	
児童福祉法		10	14	4	7	7	0	
出資法		25	20	5	12	8	-4	
貸金業法		24	18	12	13	8	-5	
宅地建物取引業法		1	3	0	5	3	-2	
建設業法		3	3	7	3	11	8	
銃刀法		121	114	104	69	73	4	
法		火薬類取締法	1	3	2	2	4	2
	麻薬取締法	158	189	236	284	1,145	861	
	あへん法	0	0	0	1	1	0	
	大麻草栽培規制法	1,205	1,042	1,065	826	28	-798	
	覚醒剤取締法	4,512	3,224	2,769	2,619	2,381	-238	
	毒劇法	24	20	21	14	7	-7	
	廃棄物処税法	166	70	51	40	18	-22	
	労働基準法	2	1	4	5	3	-2	
	職業安定法	11	23	10	13	30	17	
	健康保険法	2	2	0	0	0	0	
犯	労働者派遣法	10	4	7	6	2	-4	
	旅券法	1	0	2	1	3	2	
	麻薬特例法	158	151	115	132	180	48	
	その他の特別法犯	382	312	307	323	238	-85	
特別法犯合計	7,189	5,528	5,024	4,652	4,360	-292		
総計	19,425	16,834	14,933	15,182	12,191	-2,991		

注1：不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

注2：麻薬取締法違反の検挙件数は、令和6年までは「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

注3：大麻草栽培規制法違反の検挙件数は、令和6年までは旧大麻取締法違反の検挙件数を示している。

図表 2-7 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249	7,335
うち覚醒剤取締法違反	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985	2,141	1,912	1,707	1,478
うち 傷 害	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353	1,142	1,186	1,071	938
うち 詐 欺	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555	1,424	1,332	1,103	875
うち 窃 盗	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008	847	889	713	617
うち麻薬取締法違反	64	67	49	56	58	51	78	102	117	530
うち 恐 喝	830	803	772	636	575	456	453	460	384	385
うち 暴 行	1,261	1,043	993	866	829	676	602	527	389	331
うち 脅 迫	534	513	550	393	415	356	370	289	278	253

注：麻薬取締法違反の検挙人員は、令和6年までは「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

**（参考） 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合**

区分 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 検 挙 人 員	289,016	277,472	268,988	254,421	243,927	233,197	225,048	240,285	243,658	251,276
うち暴力団構成員等の検挙人員	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249	7,335
暴力団構成員等が占める割合（%）	6.9	6.4	6.3	5.6	5.4	5.0	4.4	4.0	3.4	2.9

## 2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しており、令和7年中は5,801人で、79.1%を占めている。中でも、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は2,739人と、暴力団構成員等の検挙人員の37.3%を占めている（図表2-8）。

図表2-8 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)	11,735 (2,238)	9,903 (2,129)	9,610 (1,974)	8,249 (1,673)	7,335 (1,474)
うち六代目山口組	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)	4,843 (875)	4,496 (780)	4,089 (814)	4,085 (748)	3,115 (636)	2,739 (534)
うち神戸山口組	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)	1,476 (299)	967 (210)	416 (73)	189 (46)	107 (24)	96 (14)
うち絆会	—	—	467 (93)	393 (83)	347 (63)	137 (28)	99 (24)	66 (19)	51 (19)	34 (10)
うち池田組	—	—	—	—	—	—	49 (5)	32 (11)	33 (13)	28 (7)
うち住吉会	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)	2,215 (438)	2,220 (427)	2,017 (440)	1,930 (382)	2,002 (376)	1,822 (363)
うち稲川会	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)	1,662 (402)	1,534 (367)	1,333 (382)	1,471 (366)	1,288 (311)	1,082 (239)
主要団体等合計	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)	10,543 (2,077)	9,354 (1,812)	8,003 (1,738)	7,773 (1,572)	6,596 (1,379)	5,801 (1,167)
暴力団構成員等の検挙 人員に占める主要団体等の暴 力団構成員等の 検挙人員の割合(%)	81.0 【79.9】	80.1 【80.3】	80.0 【80.2】	80.2 【80.6】	79.9 【81.1】	79.7 【81.0】	80.8 【81.6】	80.9 【79.6】	80.0 【82.4】	79.1 【79.2】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の検挙人員に占める主要団体等の暴力団構成員の検挙人員の割合を指す。

### 3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は、平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るため、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和7年においては、六代目山口組直系組長等5人、弘道会直系組長等4人及び弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）13人を検挙している（**図表2-9**）。

**図表2-9 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移**

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減
六代目山口組直系組長等	18	16	12	4	5	7	12	7	4	5	1
弘道会直系組長等	18	18	11	9	13	12	9	11	12	4	-8
弘道会直系組織幹部	29	20	18	23	19	31	30	20	18	13	-5

#### 【事例】

##### ○ 弘道会直系組織幹部による監禁事件（長野）

弘道会直系組織幹部らは、令和6年10月、被害者に対し暴行を加えるなどし、普通乗用自動車に乗車させて被害者方に連行した上、同所において包丁を握持し、その動静を監視するなどして不法に監禁した。

令和7年7月までに、同幹部ら8人を監禁罪で逮捕した。

### 4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況

#### (1) 事業者襲撃等事件の発生状況

平成25年まで暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が相次いで発生していたが、平成26年以降、その発生件数は大きく減少し、令和7年においては、発生がなかった（**図表2-10**）。

**図表2-10 事業者襲撃等事件の発生状況の推移**

件数 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発生事件数	3	2	1	2	1	1	2	1	0	0

#### (2) 対立抗争事件の発生状況

令和7年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は1件発生している（**図表2-11**）。

六代目山口組と神戸山口組、池田組及び絆會との対立抗争に起因するとみられる事件では、これまでに、住宅街において、建物に車両を衝突させる事件や、手りゅう弾を投てきする事件等が発生しており、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表 2-11 対立抗争事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対立抗争認定数	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
うち六代目山口組関与事件数	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
発生件数	42	9	8	14	10	3	21	6	3	1
うち銃器使用回数	6	1	1	3	5	1	4	1	1	0
死者数	4	1	0	3	0	0	1	1	1	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	15	4	9	7	8	0	5	2	0	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

### 5 銃器発砲事件の発生状況

令和7年においては、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生はなかった（図表2-12）。

図表 2-12 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発砲事件数	17	13	4	10	14	8	6	3	2	0
うち対立抗争によるもの	6	1	1	3	5	1	4	1	1	0
死者数	2	2	0	4	3	0	2	3	2	0
負傷者数	1	4	1	5	5	3	1	0	0	0

### 6 拳銃押収丁数

令和7年中の暴力団からの拳銃押収丁数は27丁と、前年より3丁増加し、組織別でみると、六代目山口組が11丁（構成比率40.7%）、住吉会が8丁（同29.6%）、稲川会が3丁（同11.1%）、その他が5丁（同18.5%）となっている（図表2-13、2-14）。

依然として、暴力団が拳銃を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

図表 2-13 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
押収丁数	54	79	73	77	54	31	34	29	24	27
真正銃	54	68	70	76	51	30	33	29	24	27
構成比率（%）	100.0	86.1	95.9	98.7	94.4	96.8	97.1	100.0	100.0	100.0
改造銃	0	11	3	1	3	1	1	0	0	0
構成比率（%）	0.0	13.9	4.1	1.3	5.6	3.2	2.9	0.0	0.0	0.0

注：各下段は、押収丁数に占める構成比率である。

図表 2-14 組織別の拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
押収丁数	54	79	73	77	54	31	34	29	24	27
六代目山口組	20	18	8	21	16	21	17	6	11	11
構成比率 (%)	37.0	22.8	11.0	27.3	29.6	67.7	50.0	20.7	45.8	40.7
神戸山口組	6	18	14	7	13	1	1	3	0	0
構成比率 (%)	11.1	22.8	19.2	9.1	24.1	3.2	2.9	10.3	0.0	0.0
絆 会	-	-	1	2	0	0	0	0	1	0
構成比率 (%)			1.4	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
池田組	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0
構成比率 (%)							0.0	0.0	4.2	0.0
住吉会	9	14	27	13	5	2	2	7	4	8
構成比率 (%)	16.7	17.7	37.0	16.9	9.3	6.5	5.9	24.1	16.7	29.6
稲川会	6	9	16	6	2	1	4	9	1	3
構成比率 (%)	11.1	11.4	21.9	7.8	3.7	3.2	11.8	31.0	4.2	11.1
その他	13	20	7	28	18	6	10	4	6	5
構成比率 (%)	24.1	25.3	9.6	36.4	33.3	19.4	29.4	13.8	25.0	18.5

## 7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

令和7年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数が8件で、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙はなかった（図表2-15）。

### 【事例】

#### ○ 六代目山口組傘下組織組長らによる組織的犯罪処罰法違反事件（三重）

六代目山口組傘下組織組長らは、令和7年3月、通称「野球賭博」と称する賭博の申込みを受けるなどし、団体の活動として、賭博場を開帳して利益を図った。

同年6月までに、同組長ら4人を組織的犯罪処罰法違反（組織的賭博開帳図利）等で逮捕した。

図表2-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分	年次										
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
組織的な犯罪の加重処罰規定（3条）	13	5	4	10	4	4	4	3	7	8	
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等（7条）	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	

## 8 資金獲得犯罪の検挙状況

### (1) 資金獲得犯罪の特徴

暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の割合は、過去10年にわたって10%前後で推移しており、令和7年中は11.9%と、高い割合であり、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表2-7）。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源の一つとしている実態が認められる。

このほか、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として、多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

### (2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和7年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反の検挙事件数が58件で、犯罪収益等収受について規定した第11条違反の検挙事件数が20件であり、第23条に規定する起訴前の没収保全命令の適用事件数は18件である（図表2-16、2-17）。

**【事例】**

○ 旭琉會傘下組織組員による犯罪収益等隠匿事件（沖縄）

旭琉會傘下組織組員は、無登録で貸金業を営み、令和7年7月から同年9月にかけて、借受人に貸し付けた金銭の元金及び法定の限度を超える利息合計9万4,000円を同組員が管理する借受人名義の口座に振込入金させ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した。

同年9月、同組員を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で逮捕した。

**図表2-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（事件数）の推移**

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
法人等事業経営支配（9条）	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
犯罪収益等隠匿（10条）	45	22	36	32	27	32	43	39	45	58
犯罪収益等收受（11条）	25	24	26	19	30	28	18	15	26	20
起訴前の没収保全命令（23条）	34	27	27	14	20	22	19	19	16	18

**図表2-17 令和7年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の前提犯罪別適用状況（事件数）**

前提犯罪の罪種名	9条	10条	11条	23条	合計
詐欺	0	21	3	0	24
電子計算機使用詐欺	0	11	0	0	11
窃盗	0	14	4	0	18
恐喝	0	1	1	0	2
賭博等	0	1	3	3	7
私電磁的記録不正作出	0	0	1	0	1
風営適正化法	0	2	4	9	15
貸金業法・出資法	0	5	0	4	9
労働者派遣法	0	2	0	2	4
金融商品取引法	0	1	4	0	5
合計	0	58	20	18	96

### (3) 詐欺事犯

近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、とりわけ特殊詐欺を行っている実態が認められる（図表2-18）。

#### 【事例】

##### ○ 住吉会傘下組織組員による詐欺事件（青森）

住吉会傘下組織組員は、令和2年6月、国の持続化給付金制度を不正に利用しようと考え、自らが暴力団員であることなどを隠した上、給付申請等し、現金100万円をだまし取った。

令和7年8月、同組員を詐欺罪で逮捕した。

##### ○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる特殊詐欺事件（警視庁・長野）

六代目山口組傘下組織幹部らは、令和6年10月、息子等を装って高齢者に電話をかけ、「現金を至急必要としているので、上司の息子に現金を渡してもらいたい」などと虚偽の事実を告げて、現金合計300万円をだまし取った。

令和7年5月までに、同幹部ら4名を詐欺罪で検挙した。

図表2-18 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	R3	R4	R5	R6	R7
特殊詐欺（検挙人員全体）	2,374	2,458	2,455	2,274	2,307
うち主犯	43	41	49	50	66
うち暴力団構成員等	323	434	439	435	380
うち主犯	17	17	26	19	25
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合（%）	13.6	17.7	17.9	19.1	16.5
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合（%）	39.5	41.5	53.1	38.0	37.9

注：令和7年の数値は、暫定値である。

### (4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業、労働者派遣業及び風俗営業等の各種事業活動に進出したり、関与したりすることで、暴力団の威力を背景としつつも、一般の経済取引を装って様々な犯罪を敢行し、資金源としている実態がうかがわれる。

図表 2-19 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
暴力団構成員等の検挙人員	35	39	29	31	35	20	30	8	11	9
うち暴力団構成員の検挙人員	9	7	12	13	15	6	10	3	5	2
暴力団構成員等が占める割合 (%)	27.6	30.2	29.3	32.6	34.7	24.7	41.7	14.5	16.9	18.4

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-20 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
暴力団構成員等の検挙人員	20	24	12	33	22	27	6	8	6	6
うち暴力団構成員の検挙人員	7	7	7	6	3	10	2	5	1	4
暴力団構成員等が占める割合 (%)	15.6	19.7	9.7	28.4	20.4	22.1	7.4	11.0	8.0	9.5

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-21 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
暴力団構成員等の検挙人員	7	6	12	23	15	12	3	9	2	2
うち暴力団構成員の検挙人員	2	2	1	5	4	6	0	3	0	0
暴力団構成員等が占める割合 (%)	21.9	42.9	48.0	69.7	55.6	92.3	25.0	56.3	16.7	28.6

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

**【事例】**

○ 五代目工藤會組員らによる貸金業法違反等事件（福岡）

五代目工藤會組員らは、令和5年5月から令和7年7月にかけて、登録を受けないで貸金業を営んだほか、法定利息を上回る利息等を入金させるなどしていた。

同年8月までに、同組員ら3人を貸金業法違反（無登録営業の禁止）等で逮捕した。

**(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力事犯**

令和7年中の暴力団構成員等及び総会屋による企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は193件で、このうち企業対象暴力事犯は121件、行政対象暴力事犯は72件である。

依然として、暴力団構成員等が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

## (6) 金融・不良債権関連事犯

令和7年中の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は4件で、このうち企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが4件、債権回収過程におけるものはなかった（図表2-22）。

図表2-22 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
融資過程	12	23	8	14	11	13	7	5	5	4
債権回収過程	2	2	0	1	0	0	1	1	1	0
合計	14	25	8	15	11	13	8	6	6	4

## 第4 暴力団対策法の施行状況等

### 1 指定状況

令和7年中の暴力団の指定状況は、次のとおりである。

なお、同年末現在、25団体が指定暴力団として指定されている（図表2-23）。

- (1) 4月8日、神戸山口組が兵庫県公安委員会により4回目の指定を受けた。
- (2) 6月17日、六代目山口組が兵庫県公安委員会により、稲川会及び住吉会が東京都公安委員会により、五代目工藤會が福岡県公安委員会により、旭琉會が沖縄県公安委員会によりそれぞれ12回目の指定を受けた。
- (3) 7月25日、八代目会津小鉄が京都府公安委員会により、六代目共政会が広島県公安委員会により、八代目合田一家が山口県公安委員会により、四代目小桜一家が鹿児島県公安委員会によりそれぞれ12回目の指定を受けた。
- (4) 12月9日、道仁会が福岡県公安委員会により、五代目浅野組が岡山県公安委員会により、二代目親和会が香川県公安委員会により、双愛会が千葉県公安委員会によりそれぞれ12回目の指定を受けた。

図表 2-23 指定暴力団一覧表

指定暴力団一覧表(25団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約3,100人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	内堀 和雄	1都1道15県	約1,600人
3	住吉会	東京都港区芝浦1-10-8	小川 修	1都1道14県	約2,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約190人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	糸数 真	1県	約200人
6	八代目会津小鉄	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	高山 義友希	1道2府1県	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約140人
8	八代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	朴 鐘吉	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約30人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約40人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	福田 憲一	4県	約300人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約70人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約50人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約60人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約290人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約50人
19	松葉会	茨城県鹿嶋市宮中4-2-10	伊藤 義克	1都7県	約260人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約60人
21	二代目浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	梅木 一馬	1都5県	約130人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上 邦雄	1都1府6県	約110人
23	絆會	大阪府寝屋川市香里北之町12-18	金 禎紀	1道1府9県	約50人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約80人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約30人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和8年3月12日までに官報公示されているもの、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和7年末現在のものを示している。

2：令和7年末における全暴力団構成員数(約9,400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,000人)の比率は95.7%である。

## 2 行政命令の発出状況

### (1) 中止命令

令和7年中の中止命令の発出件数は754件と、前年より364件減少している（**図表2-24**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが529件、加入強要・脱退妨害（暴力団対策法第16条）に対するものが62件となっている（**図表2-25**）。

暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対する中止命令529件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが257件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが55件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが176件となっている。また、加入強要・脱退妨害（暴力団対策法第16条）に対する中止命令62件の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（同条第1項）が7件、威迫による加入強要・脱退妨害（同条第2項）が55件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが196件と最も多く、次いで六代目山口組が153件、稲川会が138件、極東会が26件の順となっている（**図表2-25**）。

#### 【事例】

##### ○ 松葉会傘下組織組員に対するみかじめ料要求行為の中止命令（茨城）

松葉会傘下組織組員は、令和7年5月、デリバリーヘルス店の経営者に対し、「毎月のものもらってないよね」、「ほかはね、毎月5万円は付き合ってもらっているわけですよ」、「うちのシマでやってるんだから、やっぱそれなりのもんは納めてもらいたいって言う頭なんだけど」などと告げ、自己が所属する指定暴力団の威力を示して、同店が営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求した。

同月、同組員に対し、暴力的要求行為をしてはならない旨の中止命令を発出した。

### (2) 再発防止命令

令和7年中の再発防止命令の発出件数は48件と、前年より4件減少している（**図表2-24**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが32件、加入強要・脱退妨害（暴力団対策法第16条）に対するものが2件となっている（**図表2-25**）。

暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対する再発防止命令32件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが15件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが6件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが9件となっている。

団体別では、稲川会に対するものが12件と最も多く、次いで六代目山口組に対するものが11件、道仁会に対するものが8件となっている（**図表2-25**）。

## 【事例】

### ○ 稲川会傘下組織幹部に対する物品購入要求行為の再発防止命令（埼玉）

稲川会傘下組織幹部は、令和7年7月、かねてから清涼飲料水を購入させていたスナックの経営者に対し、「うちの持ってきました」などと告げ、清涼飲料水2箱を搬入し、同経営者から現金1万円を受領するや、領収証を手渡し、「またお願いします」などと告げて、日常業務に用いる清涼飲料水を購入することを要求したほか、別の店に対しても同様の要求をした。

同年9月、同幹部に対し、1年間、更に反復して類似の要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

## (3) 請求妨害防止命令

令和7年中の損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は11件である（図表2-24）。

団体別では、六代目山口組に対するものが6件、道仁会に対するものが4件、稲川会に対するものが1件となっている（図表2-25）。

## 【事例】

### ○ 六代目山口組組長らに対する損害賠償の請求妨害防止命令（福岡・愛知）

六代目山口組傘下組織組員らが、令和3年8月、他人の親族等になりすまして被害者5名から現金総額1,800万円をだまし取った詐欺事件について、同被害者らが六代目山口組組長らに対して損害賠償請求訴訟を提起したことに関し、令和7年5月、同組長らに対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求の妨害等をしてはならない旨の請求妨害防止命令を発出した。

## (4) 用心棒行為等防止命令

令和7年中の縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は4件である（図表2-24）。

団体別では、六代目山口組に対するものが3件、絆會に対するものが1件となっている（図表2-25）。

## 【事例】

### ○ 六代目山口組傘下組織会長に対する用心棒行為等防止命令（大阪）

六代目山口組傘下組織会長は、令和5年3月頃、縄張内で飲食店等を営み、かねてから用心棒料を支払っていた経営者から、他店舗分も合わせて用心棒料を支払う旨を告げられ、同経営者に対して用心棒料の増額を申し込むとともに、「これからも頼むわ」、「なんかあったら、いつでも言うておいでや」などと告げて、用心棒の役務を提供することを約束した。

令和7年4月、同会長に対し、同経営者らのために用心棒の役務を提供することなどをしてはならない旨の用心棒行為等防止命令を発出した。

### (5) 賞揚等禁止命令

令和7年中の暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は26件である（図表2-24）。

団体別では、六代目山口組に対するものが21件、神戸山口組に対するものが4件、二代目浪川会に対するものが1件となっている（図表2-25）。

#### 【事例】

##### ○ 神戸山口組組長らに対する賞揚等禁止命令（福岡）

神戸山口組と六代目山口組の対立抗争において、神戸山口組傘下組織組員がほかの組員と共に、対立する六代目山口組の傘下組織会長方の車庫に小型貨物自動車を衝突させて損壊した建造物損壊事件について、令和7年10月、神戸山口組組長らに対し、事件を敢行した同組員の出所祝いや金品等の供与等をしてはならない旨の賞揚等禁止命令を発出した。

### (6) 事務所使用制限命令

令和7年中の事務所使用制限命令の発出はなかった（図表2-24、図表2-25）。

図表2-24 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中止命令	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877	964	1,118	754
再発防止命令	33	35	43	32	52	37	32	30	52	48
請求妨害防止命令	0	1	0	3	1	0	9	16	16	11
用心棒行為等防止命令	2	1	6	4	3	1	3	1	0	4
賞揚等禁止命令	6	11	16	3	7	11	57	34	10	26
事務所使用制限命令	0	0	2	19(1)	9	2	5	3(1)	1(3)	0(1)

注：括弧内は、撤回した仮命令の件数を外数で示している。

### 3 命令違反事件の検挙状況

令和7年中の命令違反事件の検挙件数は5件で、全て再発防止命令違反に関するものである。

#### 【事例】

##### ○ 六代目山口組傘下組織組員による再発防止命令違反（北海道）

六代目山口組傘下組織組員は、営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入することを要求することなどを禁止する旨の再発防止命令を受けたものであるが、その命令期間内において、飲食店を営む者に対し、電話で「しめ縄、付き合っしてほしいんだけど」などと告げ、同店における日常業務に用いる正月用飾り物を購入することを要求した。

令和7年2月、同組員を再発防止命令違反で逮捕した。

図表 2-25 令和 7 年中の中止命令等適用状況

○ 形態別		中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
形態別	区分						
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	3	0	—	—	—
	2号	不当贈与要求行為	257	15	—	—	—
	3号	不当下請等要求行為	3	0	—	—	—
	4号	みかじめ料要求行為	55	6	—	—	—
	5号	用心棒料等要求行為	176	9	—	—	—
	6号	高利債権取立行為	10	2	—	—	—
	7号	不当債権取立行為	1	0	—	—	—
	8号	不当債務免除要求行為	16	0	—	—	—
	9号	不当貸付要求行為	7	0	—	—	—
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0	—	—	—
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0	—	—	—
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0	—	—	—
	13号	不当地上げ行為	0	0	—	—	—
	14号	競売等妨害行為	0	0	—	—	—
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0	—	—	—
	16号	不当宅地賃借要求行為	0	0	—	—	—
	17号	不当建設工事要求行為	0	0	—	—	—
	18号	不当施設利用要求行為	0	0	—	—	—
	19号	不当示談介入行為	0	0	—	—	—
	20号	因縁をつけての金品等要求行為	1	0	—	—	—
	21号	不当許認可等要求行為	0	0	—	—	—
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0	—	—	—
	23号	不当入札参加要求行為	0	0	—	—	—
	24号	不当入札排除要求行為	0	0	—	—	—
	25号	談合入札要求行為	0	0	—	—	—
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0	—	—	—
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0	—	—	—
	小計	529	32	—	—	—	
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	1	—	—	—
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	141	—	—	—	—
		小計	141	1	—	—	—
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	1	—	—	—
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	5	—	—	—
12条の5	準暴力的要求行為	13	3	—	—	—	
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	—	—	—	0
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	—	—	—	0
		小計	—	—	—	—	0
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	7	1	—	—	—
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	55	1	—	—	—
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	0	0	—	—	—
		小計	62	2	—	—	—
17条	加入の強要の命令等	—	0	—	—	—	
20条	指詰め等の強要等	3	0	—	—	—	
21条	指詰め等の強要の命令等	—	0	—	—	—	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	0	—	—	—	
25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	—	—	—	
29条	事務所における禁止行為	2	—	—	—	—	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	—	11	—	—	
30条の5	暴力行為の賞揚等	—	—	—	—	26	
30条の6	1項	用心棒の役員提供等	4	3	—	4	—
	2項	用心棒行為等の要求等	—	1	—	—	—
	小計	4	4	—	4	—	
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	—	—	—	
30条の11-1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	—	—	—	—	
	合計	754	48	11	4	26	
○ 団体別							
団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		153	11	6	3	21	0
稲川会		138	12	1	0	0	0
住吉会		196	5	0	0	0	0
五代目工藤會		0	0	0	0	0	0
旭琉會		11	1	0	0	0	0
八代目会津小鉄		6	0	0	0	0	0
六代目共政会		2	0	0	0	0	0
八代目合田一家		1	0	0	0	0	0
四代目小椋一家		0	0	0	0	0	0
五代目浅野組		0	1	0	0	0	0
道仁会		22	8	4	0	0	0
二代目親和会		0	0	0	0	0	0
双愛会		4	2	0	0	0	0
三代目俠道会		1	0	0	0	0	0
太州会		3	1	0	0	0	0
十代目酒梅組		0	0	0	0	0	0
極東会		26	0	0	0	0	0
二代目東組		4	0	0	0	0	0
松葉会		16	1	0	0	0	0
四代目福博会		1	0	0	0	0	0
二代目浪川会		8	0	0	0	1	0
神戸山口組		1	0	0	0	4	0
絆會		0	0	0	1	0	0
関東閩根組		14	2	0	0	0	0
池田組		0	0	0	0	0	0
指定暴力団員以外		147	4	0	0	0	0
	合計	754	48	11	4	26	0

## 第5 暴力団排除条例の適用等

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和7年中の実施件数は、勧告が36件、指導が2件、中止命令が2件、再発防止命令が2件、検挙が26件となっている。

### 【事例】

#### ○ 禁止区域における暴力団事務所の運営（警視庁）

六代目山口組傘下組織組長は、条例により定められた暴力団事務所の運営の禁止区域において、令和6年10月頃から令和7年5月頃までの間、暴力団事務所を運営した。

同年6月、同組長を同条例違反（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）で逮捕した。

## 第6 暴力団排除等の推進

### 1 公共部門における暴力団排除

#### (1) 公共事業等からの暴力団排除

国や地方自治体等においては、警察と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

国においては、第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされ、警察庁と全ての省庁が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築している（令和7年末現在、1府11省2庁）。

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備しており、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

また、地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

このほか、地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

### 【事例】

#### ○ 生活保護からの暴力団排除（熊本）

市からの照会に基づき、生活保護の申請者について調査したところ、同申請者が六代目山口組傘下組織組員であることが判明した。

令和7年7月、警察からの回答を受けた市が、同申請者の申請を却下した。

## (2) 各種業法による暴力団排除

各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用や警察による各種業法違反の検挙により、暴力団関係企業の排除を進めている。

### 【事例】

#### ○ 解体工事業登録からの暴力団排除（警視庁）

都からの照会に基づき、解体工事業の登録更新申請業者について調査したところ、当該業者の役員が稲川会傘下組織組員であることが判明した。

令和7年5月、警察からの回答を受けた都が、同申請業者の登録更新申請を拒否した。

#### ○ 建設業許可及び公共事業からの暴力団排除（長崎）

一般人からの情報提供により、建設業許可を受けている建設業者について調査したところ、許可更新後、元五代目工藤会傘下組織組員が役員に就任していることが判明した。令和7年6月、警察からの通知を受けた国が、同建設業者の建設業許可を取り消した。また、警察から同建設業者と請負契約を結ぶ企業に働きかけたことにより、参入していた公共事業から同建設業者を排除した。

## 2 民間部門における暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応及び⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいる。

### (1) 証券取引における暴力団排除

平成25年1月、警察庁と日本証券業協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (2) 銀行取引における暴力団排除

平成30年1月、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (3) 祭礼・露店からの暴力団排除

暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

### 3 地域・住民による暴力団排除

#### (1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、令和7年末現在で77件（同条が施行された平成20年5月以降、警察庁に報告があったものの累計）提起されており、このうち係争中が18件、和解等による解決が59件となっている。

また、同損害賠償請求訴訟のうち、特殊詐欺に関するものは28件提起されており、このうち係争中が10件、和解等による解決が18件となっている。

#### (2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

### 4 暴力団排除活動に対する支援

#### (1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

#### (2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。

具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

### 5 都道府県センターの活動状況

#### (1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和7年中の暴力団関係相談の受理件数は4万3,129件であり、このうち警察で1万5,784件、都道府県センターで2万7,345件を受理した（**図表2-26**）。

図表 2-26 暴力団関係相談の受理件数

区分	年別	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
相談受理件数		51,967	47,978	48,116	48,234	48,936	46,058	42,005	44,161	44,267	43,129
	うち警察	21,823	19,930	21,085	20,169	21,017	19,287	17,601	17,469	16,990	15,784
	うちセンター	30,144	28,048	27,031	28,065	27,919	26,771	24,404	26,692	27,277	27,345

**(2) 不当要求防止責任者講習の実施**

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

**(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用**

都道府県センターは、暴力団対策法第32条の4第1項に規定する適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けることで、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行うことができることとなる。

平成26年7月までに全ての都道府県センターが適格都道府県センターとしての認定を受けている。

**【事例】**

**○ 池田組傘下組織事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（宮崎）**

令和7年3月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人宮崎県暴力追放センターが、池田組傘下組織事務所の付近住民等から委託を受け、宮崎地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年4月、同命令が決定された。

**○ 関東関根組傘下組織事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（警視庁）**

令和7年6月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが、関東関根組傘下組織事務所の付近住民等から委託を受け、東京地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年9月、同命令が決定された。

#### (4) 暴力団員の離脱促進及び社会復帰の状況

令和7年中の警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団からの離脱に関する相談（暴力団構成員のほか、その家族及び知人等からの相談を含む。）の受理件数は340件（就労に関する相談及び脱退妨害に関する相談等を含む。）である。

令和7年中の警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員は約230人である（図表2-27）。

令和7年末現在、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会に登録し、暴力団離脱者を雇用する意志を有する事業者（協賛企業）は1,726社で、令和7年中の同協議会を通じて就労した者は13人である（図表2-28）。

また、令和4年2月から令和7年末までに、警察庁において策定した暴力団から離脱した者の預貯金口座の開設に向けた支援策により口座開設に至った件数は20件で、このうち令和7年中は3件となっている。

#### 【事例】

##### ○ 暴力団からの離脱者に対する就労支援

警察の支援による暴力団からの離脱者が、就労支援を希望したことから、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において支援を行ったところ、令和7年7月、就労するに至った。

図表2-27 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

区分 \ 年別	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
離脱者	640	640	640	570	510	430	360	310	320	230

図表2-28 社会復帰対策協議会を通じて就労した者の推移

区分 \ 年別	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
就労者	27	37	38	29	23	16	26	26	24	13

★ トピックスⅢ

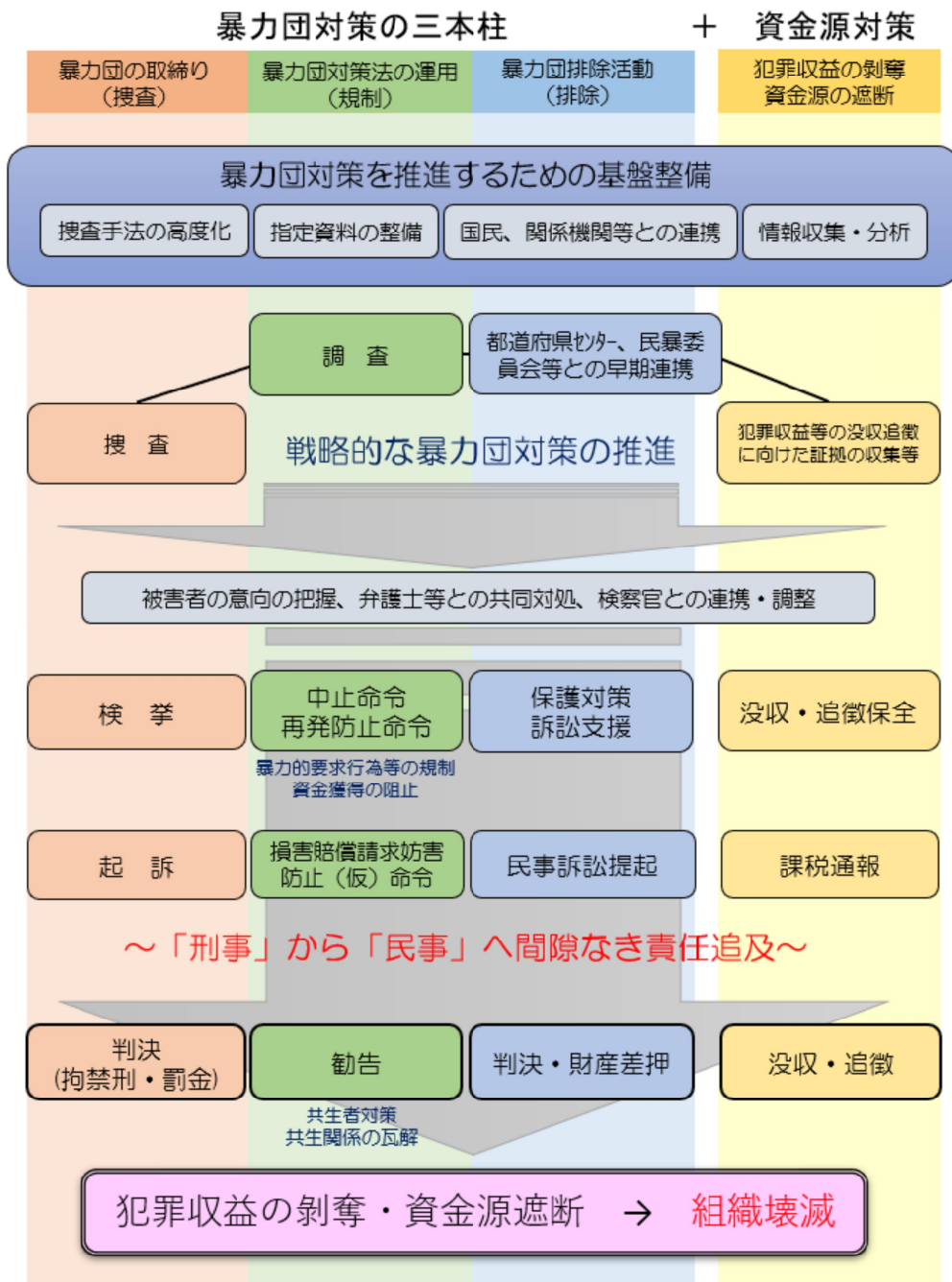
**暴力団総合対策の推進**

1 暴力団総合対策の推進

警察は、暴力団を壊滅し、暴力団構成員等による不当な行為を根絶することによって、国民の生命、身体及び財産等を暴力団の脅威から保護することを目的として、暴力団総合対策を推進している。

具体的には、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法の運用、暴力団排除運動の推進を三本の柱とし、あわせて、暴力団から犯罪収益を剥奪し、その資金源を遮断するため、犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等の没収又は追徴、課税措置通報等といった資金面に打撃を与える対策を推進している。

【暴力団総合対策（イメージ）】



刑事・民事両面での責任追及と犯罪収益の剥奪・資金源の遮断

## 【事例】

### ○ 六代目山口組組員らによる露店出店権不正取得詐欺事件（静岡）

露店の出店権を不正に取得したとして、令和6年9月、露店の実質的経営者である六代目山口組傘下組織総長3名を詐欺罪で逮捕した。令和7年3月、静岡地方裁判所浜松支部において、同総長らに懲役刑とともに、祭りの売上金に当たる追徴金約860万円を支払うように言い渡された。

さらに、令和7年の祭典開催に当たっては、暴力団関係者を祭典に関与させないよう、行政機関及び祭典関係者が静岡県警察とともに「暴力団排除宣言」を行った。

## 2 損害賠償請求訴訟の支援～被害者等の被害の回復と暴力団に対する資金面に打撃を与える～

警察においては、都道府県センターや民暴委員会等と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟等に対する支援に努めている。

特に、特殊詐欺を含む威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対しては、暴力団から資金を剥奪して暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、暴力団対策法第31条の2の規定による指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を積極的に支援しており、暴力団犯罪の取締りとあわせて、刑事・民事両面からの責任追及による暴力団対策を推進している。

また、暴力団犯罪等の被害者等に対する危害行為を防圧するため、保護対策を徹底するとともに、暴力団対策法の規定による損害賠償請求等の妨害行為の中止の命令等の効果的運用を図っている。

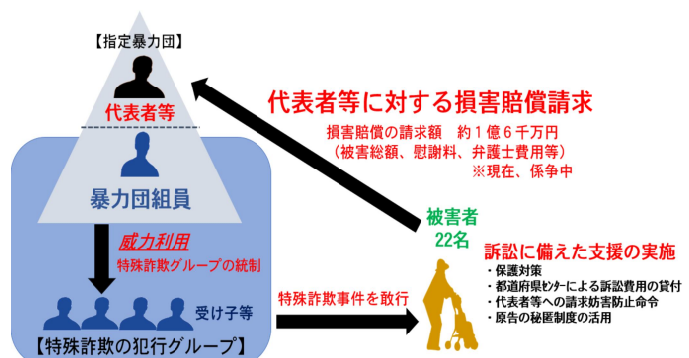
## 【事例】

### ○ 特殊詐欺事件に係る道仁会代表者らに対する損害賠償請求訴訟支援（熊本、北海道、警視庁、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、静岡、石川）

道仁会傘下組織組員らは、令和4年3月から同年6月にかけて、被害者らの親族等になりすまし、至急現金が必要などと嘘を言って、現金約1億5千万円をだまし取るなどした特殊詐欺を敢行した。

令和5年11月までに、同組員ら2人を詐欺罪等で検挙した。

同特殊詐欺事件では捜査段階から損害賠償請求訴訟を見据え、弁護士等との協議や支援を連携して実施し、令和7年5月、被害者22人が道仁会の代表者らに対して損害賠償を求めた民事訴訟を熊本地方裁判所に提起した。



# 第3章：来日外国人犯罪情勢

## 第1 来日外国人犯罪の検挙状況等

### 1 概要

令和7年中の来日外国人犯罪の検挙状況等の概要は、次のとおりである。

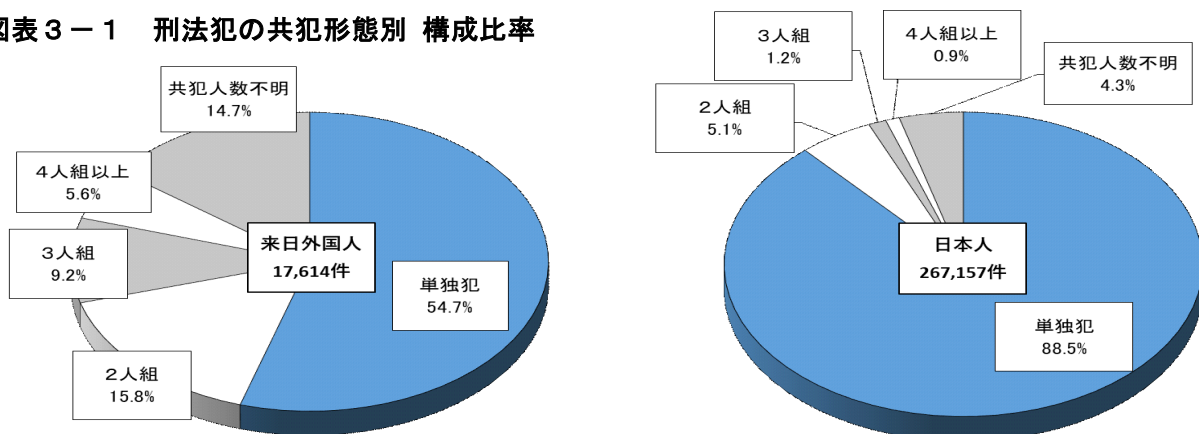
- 総検挙状況及び刑法犯検挙状況は、前年より検挙件数・人員が増加したが、特別法犯検挙状況は、前年より検挙件数・人員が減少した。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、ベトナム及び中国の2か国で、総検挙件数・人員の約5割をそれぞれ占めており、いずれも前年に引き続きベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員1万2,777人の国籍等別の内訳は、ベトナムが4,167人（構成比率32.6%）、中国が2,062人（同16.1%）、フィリピンが714人（同5.6%）、タイが642人（同5.0%）、ブラジルが561人（同4.4%）等となっている。
- 総検挙人員1万2,777人の在留資格別の内訳は、「技能実習」が2,812人（構成比率22.0%）、「短期滞在」が2,166人（同17.0%）、「留学」が1,521人（同11.9%）、「定住者」が1,469人（同11.5%）、「技術・人文知識・国際業務」が1,069人（同8.4%）等となっている。
- 刑法犯の検挙件数が増加した主な要因としては、ベトナム、タイ等による窃盗犯が増加したことなどが挙げられる。
- 刑法犯の検挙人員が増加した主な要因としては、ベトナムによる窃盗犯や知能犯が増加したことなどが挙げられる。
- 特別法犯の検挙件数・人員が減少した主な要因としては、ベトナム、中国等による入管法違反が減少したことなどが挙げられる。

### 2 来日外国人犯罪の組織化の状況

来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に行われる傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

令和7年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は45.3%と、日本人（11.5%）の約3.9倍になっている。また、形態別にみると、2人組は15.8%、3人組は9.2%、4人組以上は5.6%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では70.8%と、日本人（10.9%）の約6.5倍になっており、万引きでは31.8%と、日本人（3.6%）の約8.8倍になっている（図表3-1、図表3-2）。

図表3-1 刑法犯の共犯形態別 構成比率



図表3-2 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	来日外国人							日本人						
	総数	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明	総数	単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明
刑法犯件数	17,614	9,636	7,978	2,790	1,617	987	2,584	267,157	236,371	30,786	13,496	3,203	2,520	11,567
	構成比率	54.7%	45.3%	15.8%	9.2%	5.6%	14.7%	構成比率	88.5%	11.5%	5.1%	1.2%	0.9%	4.3%
凶悪犯	295	244	51	21	12	16	2	5,900	5,432	468	221	116	115	16
	構成比率	82.7%	17.3%	7.1%	4.1%	5.4%	0.7%	構成比率	92.1%	7.9%	3.7%	2.0%	1.9%	0.3%
うち強盗	96	64	32	10	8	12	2	1,154	843	311	111	87	98	15
	構成比率	66.7%	33.3%	10.4%	8.3%	12.5%	2.1%	構成比率	73.1%	26.9%	9.6%	7.5%	8.5%	1.3%
窃盗犯	12,226	5,862	6,364	2,278	1,424	868	1,794	149,859	134,359	15,500	7,258	1,678	767	5,797
	構成比率	47.9%	52.1%	18.6%	11.6%	7.1%	14.7%	構成比率	89.7%	10.3%	4.8%	1.1%	0.5%	3.9%
うち侵入窃盗	4,340	1,363	2,977	1,000	1,009	471	497	19,464	17,028	2,436	1,482	507	326	121
	構成比率	31.4%	68.6%	23.0%	23.2%	10.9%	11.5%	構成比率	87.5%	12.5%	7.6%	2.6%	1.7%	0.6%
うち住宅対象	1,023	299	724	245	331	93	55	6,429	5,729	700	405	209	68	18
	構成比率	29.2%	70.8%	23.9%	32.4%	9.1%	5.4%	構成比率	89.1%	10.9%	6.3%	3.3%	1.1%	0.3%
うち車上ねらい	173	156	17	17	0	0	0	5,185	4,828	357	256	43	30	28
	構成比率	90.2%	9.8%	9.8%	0.0%	0.0%	0.0%	構成比率	93.1%	6.9%	4.9%	0.8%	0.6%	0.5%
うち万引き	3,181	2,171	1,010	577	106	85	242	66,715	64,294	2,421	1,921	386	105	9
	構成比率	68.2%	31.8%	18.1%	3.3%	2.7%	7.6%	構成比率	96.4%	3.6%	2.9%	0.6%	0.2%	0.0%
うち自動車盗	234	33	201	52	11	5	133	1,785	1,029	756	323	86	26	321
	構成比率	14.1%	85.9%	22.2%	4.7%	2.1%	56.8%	構成比率	57.6%	42.4%	18.1%	4.8%	1.5%	18.0%
その他	5,093	3,530	1,563	491	181	103	788	111,398	96,580	14,818	6,017	1,409	1,638	5,754
	構成比率	69.3%	30.7%	9.6%	3.6%	2.0%	15.5%	構成比率	86.7%	13.3%	5.4%	1.3%	1.5%	5.2%

### 3 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を実行するため、犯罪ごとに様々な国籍の構成員が離合集散を繰り返すなど、組織の多国籍化もみられる。また、一部の来日外国人犯罪組織には、SNS等を利用した緩やかなつながりを利用し、役割を分担しながら資金獲得活動を行うなど、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有するものも認められる。

さらに、近年、海外に所在する指示役からの指示に基づき、実行役が日本国内で窃盗や詐欺等を敢行し、盗品等を海外に輸出したり、犯罪収益を海外に送金したりするなど、国境を越えた組織的な犯罪も多数認められる。

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人による窃盗事件（警視庁・埼玉・千葉・神奈川・岐阜）

ベトナム人の男らは、令和6年5月から令和7年7月にかけて、関東地方等のドラッグストアにおいて、化粧品等を窃取した。

令和7年7月までに、ベトナム人の男女6人（留学2、特定技能3、技能実習1）を窃盗罪で検挙した。

捜査の結果、ベトナムに所在する指示役からの指示により、日本国内で万引きを敢行する実行役、盗品をベトナムに搬送する海外搬送役等、役割を分担して犯行に及んでいたことが判明した。

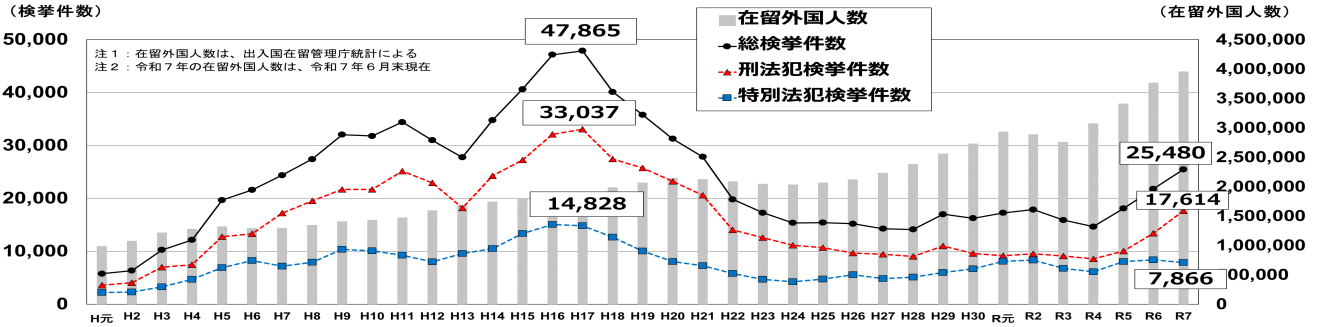
## 4 令和7年中の検挙状況の概要

### (1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙状況をみると、総検挙件数・人員共に平成24年から令和2年にかけておおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年から3年連続で増加した(図表3-3)。

図表3-3 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

#### 【検挙件数】

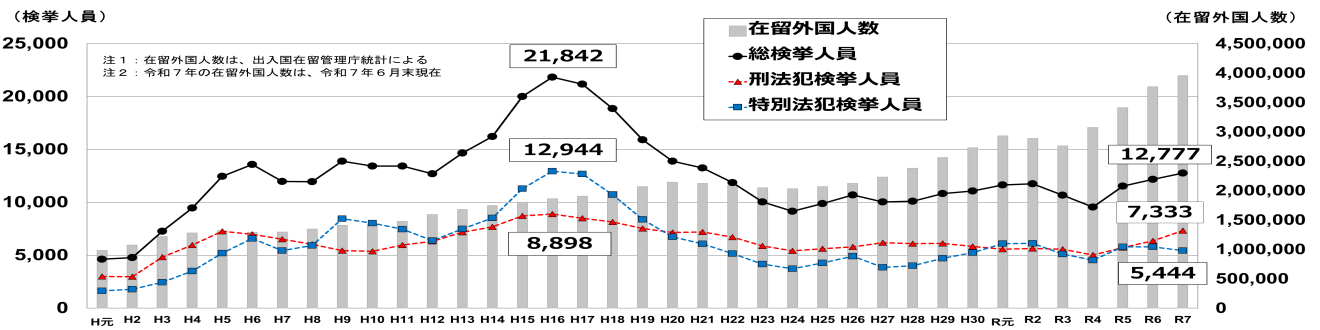


区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 件 数		5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑 法 犯 検 挙 件 数		3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特 別 法 犯 検 挙 件 数		2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 件 数		47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑 法 犯 検 挙 件 数		32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特 別 法 犯 検 挙 件 数		15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

区分	年次	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総 検 挙 件 数		17,260	17,865	15,893	14,662	18,088	21,794	25,480	3,686	16.9%
刑 法 犯 検 挙 件 数		9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	13,405	17,614	4,209	31.4%
特 別 法 犯 検 挙 件 数		8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	8,389	7,866	-523	-6.2%

#### 【検挙人員】



区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 人 員		4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑 法 犯 検 挙 人 員		2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特 別 法 犯 検 挙 人 員		1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 人 員		21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑 法 犯 検 挙 人 員		8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特 別 法 犯 検 挙 人 員		12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

区分	年次	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総 検 挙 人 員		11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170	12,777	607	5.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員		5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	7,333	965	15.2%
特 別 法 犯 検 挙 人 員		6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	5,444	-358	-6.2%

## (2) 国籍等別総検挙状況

総検挙状況を国籍等別にみると、刑法犯及び特別法犯のいずれも、ベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-4、3-5、3-6、3-7）。

なお、令和7年6月末現在、総在留外国人数のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約349万人）の国籍・地域別の割合は、中国が21.7%、ベトナムが18.2%、ネパールが7.6%、インドネシアが6.9%、フィリピンが6.1%、韓国が5.1%、米国が4.6%、ミャンマー及び台湾が4.5%、ブラジルが2.6%、その他が18.2%となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

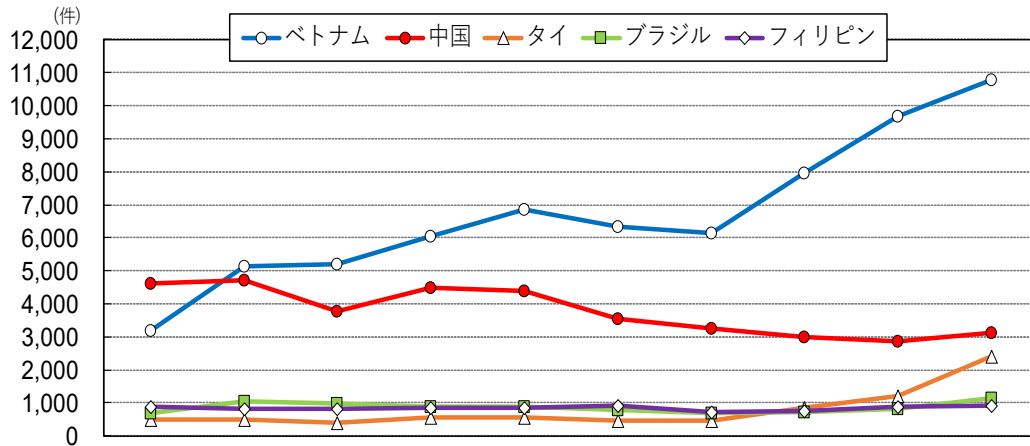
図表3-4 国籍等別 総検挙状況

	総検挙件数			
	刑法犯	特別法犯		構成比率
総数	17,614	7,866	25,480	100.0%
ベトナム	7,293	3,480	10,773	42.3%
中国	2,225	889	3,114	12.2%
タイ	1,687	720	2,407	9.4%
ブラジル	857	278	1,135	4.5%
フィリピン	589	332	921	3.6%
カンボジア	708	170	878	3.4%
スリランカ	466	248	714	2.8%
インドネシア	308	380	688	2.7%
ネパール	367	124	491	1.9%
韓国	315	89	404	1.6%
その他	2,799	1,156	3,955	15.5%

	総検挙人員			
	刑法犯	特別法犯		構成比率
総数	7,333	5,444	12,777	100.0%
ベトナム	1,913	2,254	4,167	32.6%
中国	1,449	613	2,062	16.1%
フィリピン	454	260	714	5.6%
タイ	103	539	642	5.0%
ブラジル	362	199	561	4.4%
インドネシア	201	298	499	3.9%
ネパール	354	98	452	3.5%
スリランカ	252	165	417	3.3%
韓国	289	68	357	2.8%
アメリカ	162	114	276	2.2%
その他	1,794	836	2,630	20.6%

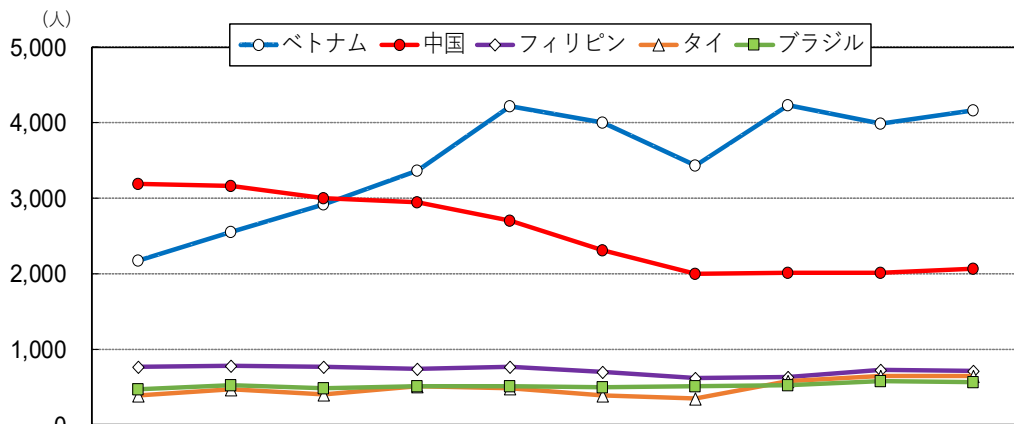
図表3-5 国籍等別 総検挙状況

【総検挙件数】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総検挙件数		14,133	17,006	16,235	17,260	17,865	15,893	14,662	18,088	21,794	25,480	3,686	16.9%
ベトナム		3,177	5,140	5,199	6,040	6,855	6,329	6,136	7,950	9,690	10,773	1,083	11.2%
		22.5%	30.2%	32.0%	35.0%	38.4%	39.8%	41.8%	44.0%	44.5%	42.3%	-2.2ポイント	
中国		4,620	4,701	3,783	4,485	4,395	3,536	3,255	2,980	2,866	3,114	248	8.7%
		32.7%	27.6%	23.3%	26.0%	24.6%	22.2%	22.2%	16.5%	13.2%	12.2%	-1.0ポイント	
タイ		506	510	415	560	547	463	453	856	1,201	2,407	1,206	100.4%
		3.6%	3.0%	2.6%	3.2%	3.1%	2.9%	3.1%	4.7%	5.5%	9.4%	+3.9ポイント	
ブラジル		687	1,058	998	888	902	774	700	718	830	1,135	305	36.7%
		4.9%	6.2%	6.1%	5.1%	5.0%	4.9%	4.8%	4.0%	3.8%	4.5%	+0.7ポイント	
フィリピン		896	823	821	847	844	923	736	743	873	921	48	5.5%
		6.3%	4.8%	5.1%	4.9%	4.7%	5.8%	5.0%	4.1%	4.0%	3.6%	-0.4ポイント	

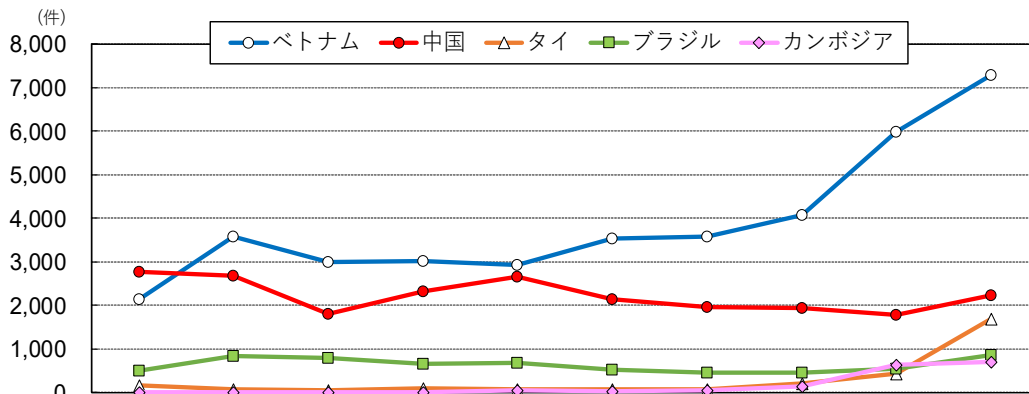
【総検挙人員】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総検挙人員		10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170	12,777	607	5.0%
ベトナム		2,179	2,549	2,924	3,365	4,219	4,007	3,432	4,229	3,990	4,167	177	4.4%
		21.6%	23.5%	26.4%	28.9%	35.9%	37.5%	35.9%	36.7%	32.8%	32.6%	-0.2ポイント	
中国		3,193	3,159	3,001	2,948	2,699	2,305	2,006	2,008	2,011	2,062	51	2.5%
		31.6%	29.2%	27.1%	25.3%	23.0%	21.6%	21.0%	17.4%	16.5%	16.1%	-0.4ポイント	
フィリピン		772	784	771	746	765	695	626	637	732	714	-18	-2.5%
		7.6%	7.2%	7.0%	6.4%	6.5%	6.5%	6.6%	5.5%	6.0%	5.6%	-0.4ポイント	
タイ		387	472	404	509	480	389	348	585	644	642	-2	-0.3%
		3.8%	4.4%	3.6%	4.4%	4.1%	3.6%	3.6%	5.1%	5.3%	5.0%	-0.3ポイント	
ブラジル		469	529	484	508	508	496	509	532	578	561	-17	-2.9%
		4.6%	4.9%	4.4%	4.4%	4.3%	4.6%	5.3%	4.6%	4.7%	4.4%	-0.3ポイント	

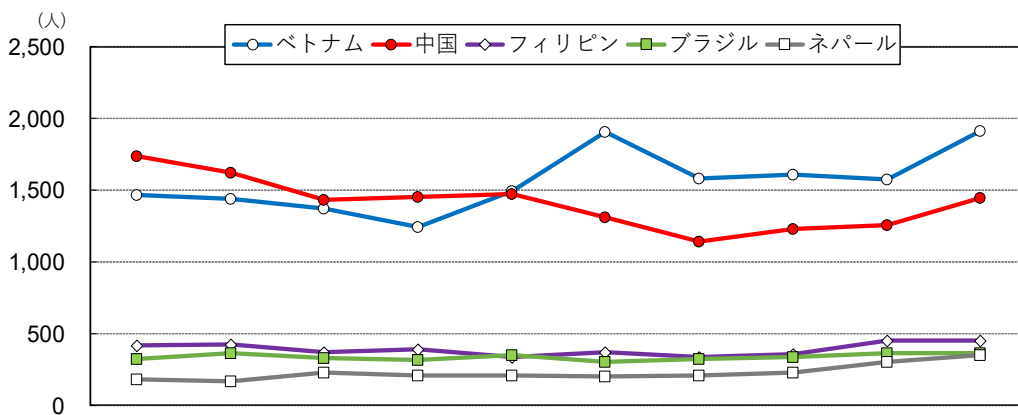
図表 3-6 国籍等別 刑法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
刑法犯検挙件数		9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	13,405	17,614	4,209	31.4%
ベトナム	件数	2,142	3,591	2,993	3,021	2,931	3,539	3,579	4,082	5,992	7,293	1,301	21.7%
	割合	23.7%	32.6%	31.3%	33.0%	30.8%	38.9%	41.9%	40.7%	44.7%	41.4%	-3.3ポイント	
中国	件数	2,761	2,682	1,795	2,321	2,666	2,144	1,965	1,932	1,779	2,225	446	25.1%
	割合	30.5%	24.4%	18.8%	25.4%	28.0%	23.5%	23.0%	19.2%	13.3%	12.6%	-0.7ポイント	
タイ	件数	155	68	51	86	79	67	67	212	445	1,687	1,242	279.1%
	割合	1.7%	0.6%	0.5%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	2.1%	3.3%	9.6%	+6.3ポイント	
ブラジル	件数	495	839	795	650	682	514	461	467	538	857	319	59.3%
	割合	5.5%	7.6%	8.3%	7.1%	7.2%	5.6%	5.4%	4.7%	4.0%	4.9%	+0.9ポイント	
カンボジア	件数	5	8	10	13	47	33	56	153	638	708	70	11.0%
	割合	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.4%	0.7%	1.5%	4.8%	4.0%	-0.8ポイント	

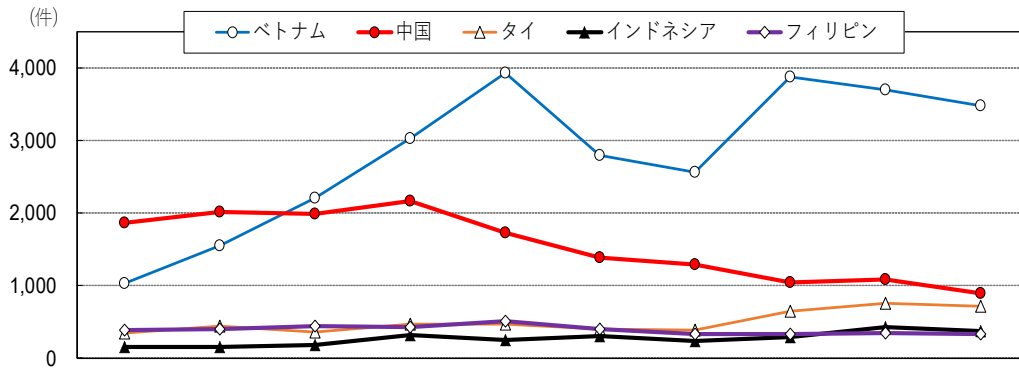
【検挙人員】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
刑法犯検挙人員		6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	7,333	965	15.2%
ベトナム	件数	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	1,908	1,581	1,608	1,578	1,913	335	21.2%
	割合	24.1%	23.6%	23.5%	22.4%	26.5%	34.2%	31.5%	28.0%	24.8%	26.1%	+1.3ポイント	
中国	件数	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	1,309	1,140	1,231	1,254	1,449	195	15.6%
	割合	28.5%	26.5%	24.6%	26.1%	26.1%	23.5%	22.7%	21.5%	19.7%	19.8%	+0.1ポイント	
フィリピン	件数	420	422	368	391	335	374	334	357	449	454	5	1.1%
	割合	6.9%	6.9%	6.3%	7.0%	5.9%	6.7%	6.7%	6.2%	7.1%	6.2%	-0.9ポイント	
ブラジル	件数	322	362	333	318	351	305	322	335	365	362	-3	-0.8%
	割合	5.3%	5.9%	5.7%	5.7%	6.2%	5.5%	6.4%	5.8%	5.7%	4.9%	-0.8ポイント	
ネパール	件数	180	166	227	212	209	204	207	231	306	354	48	15.7%
	割合	3.0%	2.7%	3.9%	3.8%	3.7%	3.7%	4.1%	4.0%	4.8%	4.8%	±0ポイント	

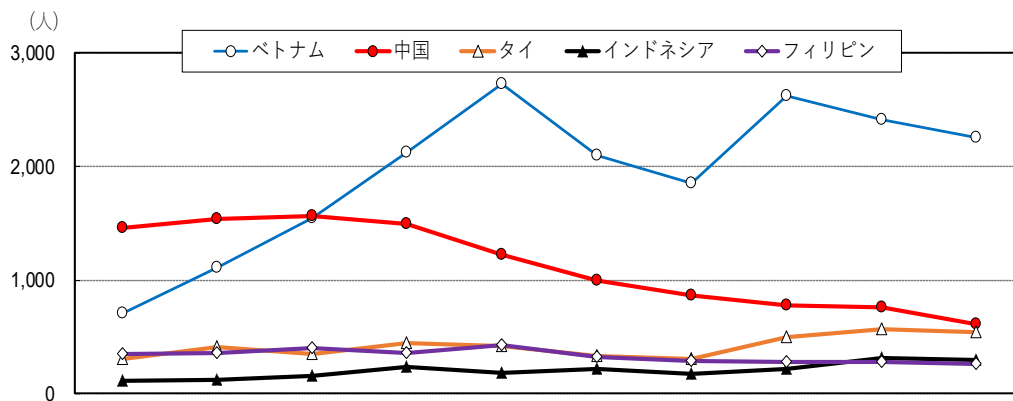
図表 3-7 国籍等別 特別法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
特別法犯検挙件数		5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	8,389	7,866	-523	-6.2%
ベトナム	件数	1,035	1,549	2,206	3,019	3,924	2,790	2,557	3,868	3,698	3,480	-218	-5.9%
	割合	20.3%	25.8%	33.1%	37.2%	47.0%	41.1%	41.8%	48.1%	44.1%	44.2%	+0.1ポイント	
中国	件数	1,859	2,019	1,988	2,164	1,729	1,392	1,290	1,048	1,087	889	-198	-18.2%
	割合	36.5%	33.7%	29.8%	26.7%	20.7%	20.5%	21.1%	13.0%	13.0%	11.3%	-1.7ポイント	
タイ	件数	351	442	364	474	468	396	386	644	756	720	-36	-4.8%
	割合	6.9%	7.4%	5.5%	5.8%	5.6%	5.8%	6.3%	8.0%	9.0%	9.2%	+0.2ポイント	
インドネシア	件数	151	154	188	324	246	302	238	290	434	380	-54	-12.4%
	割合	3.0%	2.6%	2.8%	4.0%	2.9%	4.4%	3.9%	3.6%	5.2%	4.8%	-0.4ポイント	
フィリピン	件数	387	405	446	432	505	399	339	340	354	332	-22	-6.2%
	割合	7.6%	6.8%	6.7%	5.3%	6.0%	5.9%	5.5%	4.2%	4.2%	4.2%	±0ポイント	

【検挙人員】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
特別法犯検挙人員		4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	5,444	-358	-6.2%
ベトナム	件数	709	1,106	1,551	2,121	2,724	2,099	1,851	2,621	2,412	2,254	-158	-6.6%
	割合	17.7%	23.5%	29.6%	34.8%	44.5%	41.1%	40.8%	45.2%	41.6%	41.4%	-0.2ポイント	
中国	件数	1,456	1,536	1,566	1,497	1,226	996	866	777	757	613	-144	-19.0%
	割合	36.3%	32.6%	29.9%	24.6%	20.0%	19.5%	19.1%	13.4%	13.0%	11.3%	-1.7ポイント	
タイ	件数	307	411	349	446	420	336	304	501	565	539	-26	-4.6%
	割合	7.7%	8.7%	6.7%	7.3%	6.9%	6.6%	6.7%	8.6%	9.7%	9.9%	+0.2ポイント	
インドネシア	件数	117	126	153	240	183	218	177	214	317	298	-19	-6.0%
	割合	2.9%	2.7%	2.9%	3.9%	3.0%	4.3%	3.9%	3.7%	5.5%	5.5%	±0ポイント	
フィリピン	件数	352	362	403	355	430	321	292	280	283	260	-23	-8.1%
	割合	8.8%	7.7%	7.7%	5.8%	7.0%	6.3%	6.4%	4.8%	4.9%	4.8%	-0.1ポイント	

### (3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

#### ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、主に、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯及び知能犯の検挙件数・人員が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が69.4%、検挙人員が41.3%となっている（図表3-8）。

#### イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、主に、薬物事犯の検挙件数・人員が増加している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が65.1%、検挙人員が61.5%となっている（図表3-9）。

図表3-8 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑法犯				増減数	増減率
		R6		R7			
刑法犯	件数	13,405		17,614		4,209	31.4%
	人員	6,368		7,333		965	15.2%
凶悪犯	件数	260		295		35	13.5%
		構成比率	1.9%	構成比率	1.7%		
	人員	302		341		39	12.9%
		構成比率	4.7%	構成比率	4.7%		
粗暴犯	件数	1,340		1,566		226	16.9%
		構成比率	10.0%	構成比率	8.9%		
	人員	1,459		1,690		231	15.8%
		構成比率	22.9%	構成比率	23.0%		
窃盗犯	件数	9,103		12,226		3,123	34.3%
		構成比率	67.9%	構成比率	69.4%		
	人員	2,645		3,030		385	14.6%
		構成比率	41.5%	構成比率	41.3%		
知能犯	件数	769		1,368		599	77.9%
		構成比率	5.7%	構成比率	7.8%		
	人員	478		683		205	42.9%
		構成比率	7.5%	構成比率	9.3%		
風俗犯	件数	340		335		-5	-1.5%
		構成比率	2.5%	構成比率	1.9%		
	人員	268		283		15	5.6%
		構成比率	4.2%	構成比率	3.9%		
その他の刑法犯	件数	1,593		1,824		231	14.5%
		構成比率	11.9%	構成比率	10.4%		
	人員	1,216		1,306		90	7.4%
		構成比率	19.1%	構成比率	17.8%		

図表3-9 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯				増減数	増減率
		R6		R7			
特別法犯	件数	8,389		7,866		-523	-6.2%
	人員	5,802		5,444		-358	-6.2%
入管法	件数	5,974		5,121		-853	-14.3%
		構成比率	71.2%	構成比率	65.1%		
	人員	3,877		3,349		-528	-13.6%
		構成比率	66.8%	構成比率	61.5%		
風営適正化法	件数	64		59		-5	-7.8%
		構成比率	0.8%	構成比率	0.8%		
	人員	84		76		-8	-9.5%
		構成比率	1.4%	構成比率	1.4%		
売春防止法	件数	6		3		-3	-50.0%
		構成比率	0.1%	構成比率	0.0%		
	人員	2		4		2	100.0%
		構成比率	0.0%	構成比率	0.1%		
銃刀法	件数	201		200		-1	-0.5%
		構成比率	2.4%	構成比率	2.5%		
	人員	152		156		4	2.6%
		構成比率	2.6%	構成比率	2.9%		
薬物事犯	件数	1,296		1,565		269	20.8%
		構成比率	15.4%	構成比率	19.9%		
	人員	947		1,142		195	20.6%
		構成比率	16.3%	構成比率	21.0%		
その他	件数	848		918		70	8.3%
		構成比率	10.1%	構成比率	11.7%		
	人員	740		717		-23	-3.1%
		構成比率	12.8%	構成比率	13.2%		

### (4) 在留資格別総検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和7年は、正規滞在の割合が70.2%、不法滞在の割合が29.8%となっており、この割合は、令和2年以降、おおむね横ばいで推移している。

また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は、「技能実習」が22.0%、「短期滞在」が17.0%、「留学」が11.9%、「定住者」が11.5%、「技術・人文知識・国際業務」が8.4%等となっている（図表3-10）。

図表3-10 主な在留資格別検挙人員の推移

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率	構成比率
総 検 挙 人 員	合 計	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170	12,777	607	5.0%	100.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	7,333	965	15.2%	
	正 規 滞 在	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	5,077	4,687	5,272	5,882	6,745	863	14.7%	
	不 法 滞 在	398	399	366	335	437	496	327	463	486	588	102	21.0%	
	うち不法残留	331	338	303	297	396	452	299	454	468	579	111	23.7%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	5,444	-358	-6.2%	
	正 規 滞 在	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	2,251	2,079	2,137	2,122	2,226	104	4.9%	
	不 法 滞 在	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	2,853	2,455	3,662	3,680	3,218	-462	-12.6%	
	うち不法残留	1,877	2,322	2,829	3,557	4,053	2,799	2,399	3,632	3,649	3,192	-457	-12.5%	
技 能 実 習	合 計	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	2,538	2,036	2,692	2,916	2,812	-104	-3.6%	22.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	678	736	687	714	1,076	1,104	810	933	986	1,086	100	10.1%	
	正 規 滞 在	562	623	604	592	899	887	682	708	726	805	79	10.9%	
	不 法 残 留	116	113	83	122	177	217	128	225	260	281	21	8.1%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	1,759	1,930	1,726	-204	-10.6%	
	正 規 滞 在	117	146	213	221	311	359	303	289	279	274	-5	-1.8%	
	不 法 残 留	592	760	893	1,168	1,502	1,075	923	1,470	1,651	1,452	-199	-12.1%	
短 期 滞 在	合 計	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	1,193	1,231	2,122	2,214	2,166	-48	-2.2%	17.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	526	628	721	688	410	223	260	533	679	816	137	20.2%	
	正 規 滞 在	475	587	665	654	342	167	198	425	598	707	109	18.2%	
	不 法 残 留	51	41	56	34	68	56	62	108	81	109	28	34.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1,589	1,535	1,350	-185	-12.1%	
	正 規 滞 在	252	353	395	564	195	115	167	303	313	357	44	14.1%	
	不 法 残 留	635	848	975	1,185	1,219	855	804	1,286	1,222	993	-229	-18.7%	
留 学	合 計	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	1,515	1,060	1,196	1,294	1,521	227	17.5%	11.9%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	745	874	1,077	203	23.2%	
	正 規 滞 在	1,397	1,273	1,146	1,012	871	725	584	710	837	1,021	184	22.0%	
	不 法 残 留	109	130	102	85	81	82	43	35	37	56	19	51.4%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	763	838	970	1,024	1,133	708	433	451	420	444	24	5.7%	
	正 規 滞 在	381	397	383	372	292	268	210	192	166	184	18	10.8%	
	不 法 残 留	382	441	587	652	841	440	223	259	254	260	6	2.4%	
定 住 者	合 計	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	1,368	1,288	1,396	1,484	1,469	-15	-1.0%	11.5%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,087	1,093	977	932	926	957	902	1,005	1,099	1,090	-9	-0.8%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	374	419	357	366	344	411	386	391	385	379	-6	-1.6%	
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	合 計	437	508	531	580	692	701	711	841	877	1,069	192	21.9%	8.4%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	296	345	350	384	482	444	453	567	608	814	206	33.9%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	141	163	181	196	210	257	258	274	269	255	-14	-5.2%	
日 本 人 の 配 偶 者 等	合 計	1,280	1,097	1,018	978	859	882	806	836	801	799	-2	-0.2%	6.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	889	731	681	678	613	603	570	605	599	624	25	4.2%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	391	366	337	300	246	279	236	231	202	175	-27	-13.4%	
特 定 技 能	合 計	-	-	-	-	6	56	137	270	458	626	168	36.7%	4.9%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	-	-	-	-	5	38	87	198	300	377	77	25.7%	
	正 規 滞 在	-	-	-	-	5	38	87	195	293	362	69	23.5%	
	不 法 残 留	-	-	-	-	0	0	0	3	7	15	8	114.3%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	-	-	-	-	1	18	50	72	158	249	91	57.6%	
	正 規 滞 在	-	-	-	-	1	18	42	56	111	170	59	53.2%	
	不 法 残 留	-	-	-	-	0	0	8	16	47	79	32	68.1%	
家 族 滞 在	合 計	342	349	316	349	329	319	316	380	396	525	129	32.6%	4.1%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	237	258	241	252	246	246	239	286	300	409	109	36.3%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	105	91	75	97	83	73	77	94	96	116	20	20.8%	
特 定 活 動	合 計	251	388	468	351	459	822	769	406	407	479	72	17.7%	3.7%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	188	242	304	246	351	517	546	289	309	348	39	12.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	63	146	164	105	108	305	223	117	98	131	33	33.7%	

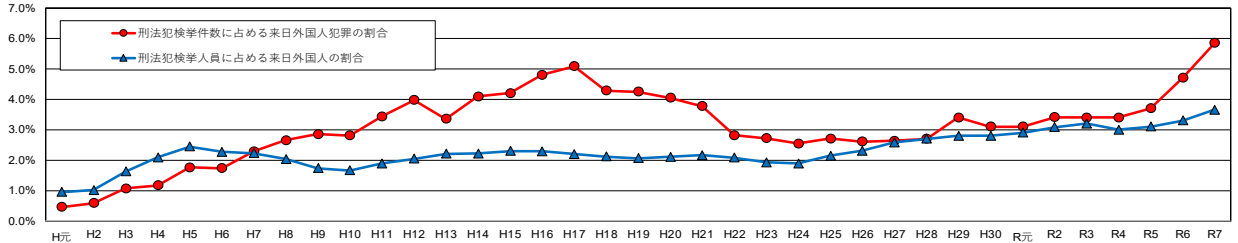
注1：総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について検挙時の在留資格の状態別（正規滞在、不法滞在（うち不法残留））に計上した数  
 注2：在留資格の構成比率は、令和7年中の総検挙人員の構成比率

## 5 刑法犯検挙状況

### (1) 刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合

刑法犯検挙件数・人員（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、令和2年からほぼ横ばいで推移していたが、令和5年から3年連続で増加し、令和7年中の検挙件数は5.9%、検挙人員は3.7%となっている（図表3-11）。

図表3-11 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	1.8%	1.7%	2.3%	2.7%	2.9%	2.8%	3.4%	4.0%	3.4%	4.1%	4.2%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	1.0%	1.0%	1.6%	2.1%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.2%	2.3%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	4.8%	5.1%	4.3%	4.3%	4.0%	3.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	3.4%	3.1%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.1%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	3.1%	3.4%	3.4%	3.4%	3.7%	4.7%	5.9%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.9%	3.1%	3.2%	3.0%	3.1%	3.3%	3.7%

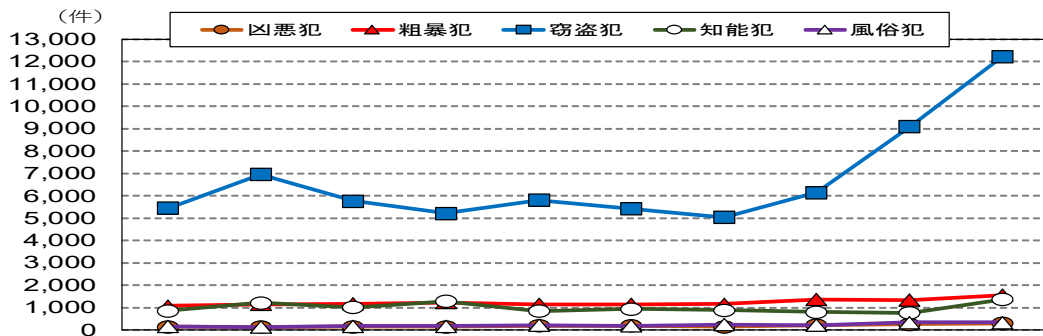
### (2) 包括罪種等別検挙状況

#### ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、検挙件数では、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯及び知能犯が増加した一方、風俗犯が減少しており、検挙人員では、いずれの包括罪種も増加した（図表3-12）。

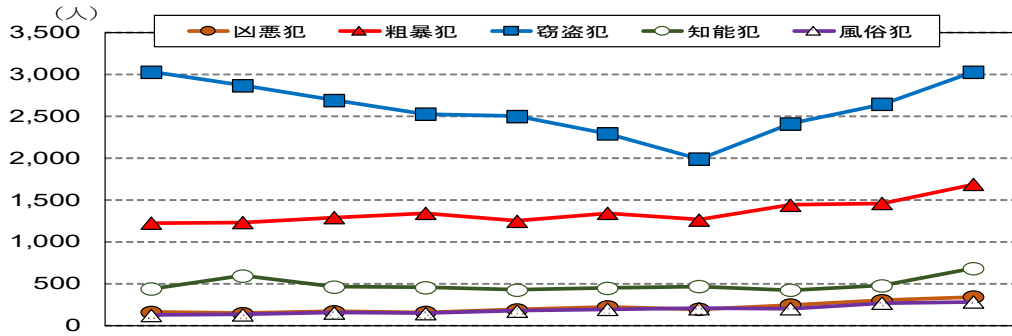
図表3-12 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

#### 【検挙件数】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
刑法犯件数		9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	13,405	17,614	4,209	31.4%
凶悪犯		146	138	156	147	190	191	153	222	260	295	35	13.5%
粗暴犯		1,081	1,152	1,176	1,235	1,146	1,155	1,158	1,371	1,340	1,566	226	16.9%
窃盗犯		5,452	6,955	5,763	5,218	5,809	5,425	5,048	6,149	9,103	12,226	3,123	34.3%
知能犯		865	1,214	1,010	1,285	843	944	888	813	769	1,368	599	77.9%
風俗犯		169	134	183	176	211	194	243	213	340	335	-5	-1.5%
その他の刑		1,330	1,419	1,285	1,087	1,313	1,196	1,058	1,272	1,593	1,824	231	14.5%

## 【検挙人員】



区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
刑法犯人員		6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	7,333	965	15.2%
凶悪犯		161	147	171	157	192	224	196	245	302	341	39	12.9%
粗暴犯		1,225	1,233	1,290	1,342	1,252	1,343	1,267	1,442	1,459	1,690	231	15.8%
窃盗犯		3,030	2,868	2,694	2,528	2,503	2,293	1,992	2,414	2,645	3,030	385	14.6%
知能犯		437	598	463	457	428	448	466	425	478	683	205	42.9%
風俗犯		127	131	153	148	177	194	206	204	268	283	15	5.6%
その他の刑		1,117	1,136	1,073	931	1,082	1,071	887	1,005	1,216	1,306	90	7.4%

## イ 財産犯被害状況

令和7年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約162億2,300万円に上り、このうち約65億700万円（構成比率40.1%）が窃盗犯被害、約96億5,500万円（同59.5%）が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約10億9,100万円（同6.7%）、非侵入窃盗被害が約40億8,300万円（同25.2%）、乗り物盗被害が約13億3,300万円（同8.2%）となっている。

また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約96億2,600万円（同59.3%）となっている。

### (3) 国籍等別検挙状況

#### ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯、粗暴犯及び知能犯は、ベトナム及び中国の2か国が、窃盗犯は、ベトナムが高い割合を占めている。また、窃盗犯の検挙件数が大きく増加しており、特にベトナムの非侵入窃盗並びにタイの侵入窃盗及び非侵入窃盗の検挙件数の増加が顕著となっている（図表3-13）。

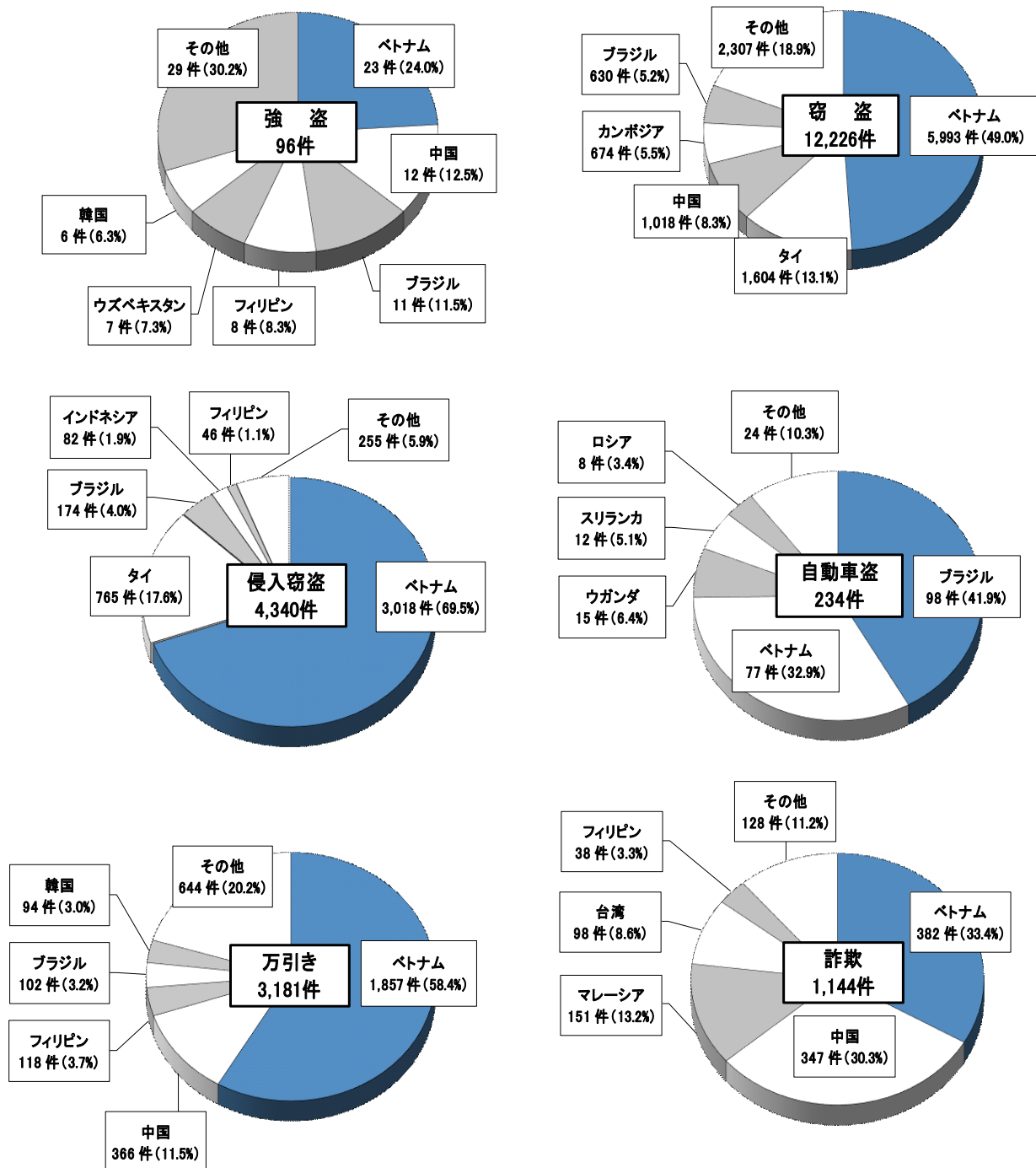
図表3-13 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

区分	年次	総数																	
		総数			うちベトナム			うち中国			うちタイ			うちブラジル			うちカンボジア		
		R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数
刑法犯	件数	13,405	17,614	4,209	5,992	7,293	1,301	1,779	2,225	446	445	1,687	1,242	538	857	319	638	708	70
	人員	6,368	7,333	965	1,578	1,913	335	1,254	1,449	195	79	103	24	365	362	-3	67	66	-1
凶悪犯	件数	260	295	35	51	57	6	44	42	-2	2	4	2	19	22	3	1	4	3
	人員	302	341	39	61	76	15	55	44	-11	2	7	5	19	21	2	1	4	3
殺人	件数	60	55	-5	30	18	-12	12	12	0	0	2	2	1	3	2	0	2	2
	人員	69	62	-7	34	28	-6	13	9	-4	0	2	2	1	3	2	0	2	2
強盗	件数	81	96	15	16	23	7	17	12	-5	1	1	0	8	11	3	0	1	1
	人員	114	135	21	21	31	10	28	17	-11	1	4	3	9	11	2	0	1	1
放火	件数	12	10	-2	0	1	1	1	2	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0
	人員	12	10	-2	0	2	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
不性交等	件数	107	134	27	5	15	10	14	16	2	1	1	0	9	6	-3	1	1	0
	人員	107	134	27	6	15	9	13	17	4	1	1	0	8	6	-2	1	1	0
粗暴犯	件数	1,340	1,566	226	181	206	25	284	335	51	16	21	5	110	113	3	2	5	3
	人員	1,459	1,690	231	205	219	14	311	384	73	19	29	10	123	118	-5	3	4	1
窃盗犯	件数	9,103	12,226	3,123	4,964	5,993	1,029	835	1,018	183	395	1,604	1,209	309	630	321	603	674	71
	人員	2,645	3,030	385	834	993	159	492	566	74	38	44	6	141	162	21	43	42	-1
侵入窃盗	件数	4,153	4,340	187	3,272	3,018	-254	151	35	-116	198	765	567	40	174	134	3	21	18
	人員	292	341	49	156	195	39	25	27	2	9	13	4	18	13	-5	2	3	1
うち住宅対象	件数	1,129	1,023	-106	830	801	-29	92	15	-77	22	56	34	4	23	19	1	1	0
	人員	119	141	22	70	89	19	7	8	1	4	7	3	7	1	-6	1	1	0
非侵入窃盗	件数	4,190	7,310	3,120	1,422	2,821	1,399	654	902	248	154	833	679	183	325	142	600	650	50
	人員	2,065	2,407	342	589	728	139	442	514	72	25	27	2	96	120	24	40	37	-3
うち万引き	件数	2,252	3,181	929	1,066	1,857	791	315	366	51	14	13	-1	101	102	1	2	6	4
	人員	1,431	1,720	289	423	550	127	283	330	47	15	12	-3	73	84	11	1	5	4
乗り物盗	件数	760	576	-184	270	154	-116	30	81	51	43	6	-37	86	131	45	0	3	3
	人員	288	282	-6	89	70	-19	25	25	0	4	4	0	27	29	2	1	2	1
うち自動車盗	件数	280	234	-46	58	77	19	1	4	3	0	1	1	58	98	40	0	1	1
	人員	64	51	-13	24	12	-12	1	2	1	0	0	0	6	12	6	0	0	0
知能犯	件数	769	1,368	599	214	437	223	321	465	144	10	10	0	19	14	-5	2	1	-1
	人員	478	683	205	141	260	119	146	178	32	9	5	-4	11	8	-3	0	1	1
風俗犯	件数	340	335	-5	56	28	-28	37	45	8	0	8	8	18	11	-7	3	0	-3
	人員	268	283	15	31	25	-6	28	46	18	1	6	5	17	10	-7	3	0	-3
その他の刑法犯	件数	1,593	1,824	231	526	572	46	258	320	62	22	40	18	63	67	4	27	24	-3
	人員	1,216	1,306	90	306	340	34	222	231	9	10	12	2	54	43	-11	17	15	-2

## イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗は、ベトナムが高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗及び万引きはベトナムが、自動車盗はブラジル及びベトナムが、それぞれ高い割合を占めている。また、知能犯のうち詐欺については、ベトナム及び中国が高い割合を占めている（図表3-14）。

図表3-14 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数



#### (4) 在留資格別検挙状況

##### ア 在留資格別・包括罪種等別検挙状況

在留資格別の刑法犯検挙人員を包括罪種等別にみると、「日本人の配偶者等」を除く在留資格で窃盗犯が占める割合が最も高い。窃盗犯については、「技能実習（不法を含む）」及び「定住者」で全体の36.6%を占めている（図表3-15）。

図表3-15 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	殺人					粗暴犯	うち 傷害	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
		凶悪犯	殺人	強盗	放火	不同意性交等			うち 侵入窃盗	うち 侵入窃盗			
刑法犯人員	7,333	341	62	135	10	134	1,690	806	3,030	341	683	283	1,306
構成比率	100%	4.7%	0.8%	1.8%	0.1%	1.8%	23.0%	11.0%	41.3%	4.7%	9.3%	3.9%	17.8%
定住者	1,090	41	4	18	3	16	358	167	469	37	61	33	128
技能実習（不法含む）	1,086	62	26	21	1	14	131	82	639	141	64	17	173
留学（就学・不法含む）	1,077	44	6	13	1	24	199	90	404	21	113	42	275
短期滞在（査免・不法含む）	816	36	4	27	0	5	142	65	334	35	135	41	128
技術・人文知識・国際業務	814	39	4	16	0	19	198	78	266	21	101	49	161
日本人の配偶者等	624	25	2	10	1	12	247	121	203	9	44	24	81
家族滞在	409	16	0	3	2	11	121	59	172	10	26	14	60
特定技能（不法含む）	377	19	7	7	0	5	44	28	176	23	38	6	94
その他	1,040	59	9	20	2	28	250	116	367	44	101	57	206

##### イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

主な在留資格別の刑法犯検挙人員の総数をみると、「定住者」を除く在留資格が増加しており、国籍等別に10年前と比較すると、「定住者」は、ブラジル及びフィリピンは増加傾向で、中国、ペルー及びベトナムはおおむね横ばいである。「技能実習」は、中国を除き増加傾向にある。また、「留学」は、ベトナム及び中国が減少傾向で、ネパール及びスリランカが増加傾向にある。「短期滞在」は、令和4年以降、いずれの国籍等も増加傾向にある。「技術・人文知識・国際業務」は、ベトナム、中国、スリランカ及びネパールが増加傾向にある。「特定技能」は、統計を取り始めた令和2年から、ベトナム、インドネシア、中国、ミャンマー及びフィリピンが増加傾向にある（図表3-16）。

図表3-16 主な在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【定住者】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	1,087	1,093	977	932	926	957	902	1,005	1,099	1,090	-9	-0.8%
	ブラジル	238	294	263	238	278	256	261	281	312	285	-27	-8.7%
	フィリピン	226	219	193	198	190	218	200	189	271	258	-13	-4.8%
	中国	142	125	120	113	86	124	128	136	122	132	10	8.2%
	ベトナム	119	105	99	87	89	76	69	92	74	97	23	31.1%
	その他	78	83	68	63	68	70	45	63	70	66	-4	-5.7%
	その他	284	267	234	233	215	213	199	244	250	252	2	0.8%

【技能実習】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	678	736	687	714	1,076	1,104	810	933	986	1,086	100	10.1%
	ベトナム	328	398	380	450	681	797	554	672	647	719	72	11.1%
	中国	295	263	245	203	291	224	152	145	115	136	21	18.3%
	インドネシア	15	17	20	15	14	19	20	22	76	74	-2	-2.6%
	カンボジア	2	3	2	4	12	11	10	18	39	42	3	7.7%
	フィリピン	10	17	11	15	18	9	27	20	43	31	-12	-27.9%
	その他	28	38	29	27	60	44	47	56	66	84	18	27.3%

【留学】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	745	874	1,077	203	23.2%
	中国	356	334	255	309	299	228	230	230	227	270	43	18.3%
	ベトナム	794	690	564	421	349	326	214	183	190	245	55	28.9%
	ネパール	91	75	90	80	77	75	47	74	151	179	28	18.5%
	スリランカ	32	74	103	75	53	44	22	46	88	111	23	26.1%
	ウズベキスタン	16	32	33	30	23	25	18	39	45	51	6	13.3%
	その他	217	198	203	182	151	109	96	173	173	221	48	27.7%

【短期滞在】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	526	628	721	688	410	223	260	533	679	816	137	20.2%
	中国	104	125	193	180	119	41	22	75	144	161	17	11.8%
	台湾	32	47	30	30	6	1	4	28	57	86	29	50.9%
	韓国	70	75	72	73	25	4	12	54	61	85	24	39.3%
	アメリカ	49	31	50	46	20	4	10	46	78	78	0	0.0%
	マレーシア	4	83	88	65	34	0	0	13	24	55	31	129.2%
	その他	267	267	288	294	206	173	212	317	315	351	36	11.4%

【技術・人文知識・国際業務】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	296	345	350	384	482	444	453	567	608	814	206	33.9%
	ベトナム	30	45	65	84	125	146	128	169	179	247	68	38.0%
	中国	124	149	130	123	175	147	138	163	170	236	66	38.8%
	スリランカ	7	9	6	8	5	13	14	25	34	40	6	17.6%
	ネパール	11	4	11	16	23	15	31	41	36	36	0	0.0%
	韓国	28	30	26	41	35	27	23	31	28	30	2	7.1%
	その他	96	108	112	112	119	96	119	138	161	225	64	39.8%

【日本人の配偶者等】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	889	731	681	678	613	603	570	605	599	624	25	4.2%
	中国	277	202	165	172	133	151	129	143	131	143	12	9.2%
	フィリピン	139	117	104	120	74	93	71	95	79	96	17	21.5%
	韓国	97	80	79	65	58	74	66	55	57	59	2	3.5%
	ブラジル	57	41	50	57	55	35	48	34	33	47	14	42.4%
	アメリカ	48	42	29	35	31	26	30	34	29	31	2	6.9%
	その他	271	249	254	229	262	224	226	244	270	248	-22	-8.1%

【家族滞在】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	237	258	241	252	246	246	239	286	300	409	109	36.3%
	中国	130	121	102	116	112	117	98	113	119	119	0	0.0%
	ベトナム	22	22	22	20	34	34	46	49	49	86	37	75.5%
	ネパール	13	27	36	35	20	27	28	31	39	49	10	25.6%
	フィリピン	7	9	11	8	10	12	4	12	13	22	9	69.2%
	韓国	22	17	23	16	11	9	9	17	8	19	11	137.5%
	その他	43	62	47	57	59	47	54	64	72	114	42	58.3%

【特定技能】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	-	-	-	-	5	38	87	198	300	377	77	25.7%
	ベトナム	-	-	-	-	4	32	75	136	204	265	61	29.9%
	インドネシア	-	-	-	-	0	0	0	13	21	41	20	95.2%
	中国	-	-	-	-	0	3	8	29	34	32	-2	-5.9%
	ミャンマー	-	-	-	-	0	0	0	7	6	12	6	100.0%
	フィリピン	-	-	-	-	0	2	1	7	10	8	-2	-20.0%
	その他	-	-	-	-	1	1	3	6	25	19	-6	-24.0%

注1：「技能実習」、「留学」、「短期滞在」及び「特定技能」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数

注2：「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「日本人の配偶者等」、及び「家族滞在」の検挙人員は、正規滞在のみの数

(5) 検挙事例  
ア 凶悪犯  
(7) 殺人

**【事例】**

○ **ベトナム人による強盗殺人等事件（佐賀）**

ベトナム人の男は、令和7年7月、一般住宅に侵入し、日本人女性に対して、包丁を示して脅迫し、現金を強取の上、さらに、頸部等を包丁で突き刺すなどして殺害した。

同月、同男（技能実習）を住居侵入罪及び強盗殺人罪で逮捕した。

(イ) 強盗

**【事例】**

○ **ウズベキスタン人による強盗致傷事件（警視庁）**

ウズベキスタン人の男らは、令和7年1月、路上において、日本人男性らに対して、右頬を殴るなどの暴行を加えて、現金等を強取した。

同年6月、ウズベキスタン人の男4人（特定活動1、短期滞在1、留学2）を強盗致傷罪で逮捕した。

イ 窃盗犯

(7) 侵入窃盗

**【事例】**

○ **ベトナム人による窃盗等事件（愛媛）**

ベトナム人の男らは、令和7年4月、愛媛県内の空き家等に侵入し、現金等を窃取した。

同年9月までに、ベトナム人の男4人（技能実習4）を邸宅侵入罪、窃盗罪等で検挙した。

(イ) 自動車盗

**【事例】**

○ **ベトナム人による窃盗等事件（埼玉・栃木・群馬・神奈川・新潟・山梨・長野）**

ベトナム人の男らは、令和6年4月から同年8月にかけて、中部地方等の中古自動車販売店等において、普通乗用自動車等を窃取した。

令和7年2月までに、ベトナム人の男6人（技能実習4、特定活動1、留学1）を窃盗罪等で逮捕した。

#### (ウ) その他の窃盗

##### 【事例】

###### ○ ベトナム人による窃盗事件（群馬・栃木・埼玉）

ベトナム人の男らは、令和7年2月、ビニールハウス内において、動力噴霧器を窃取した。  
同年4月、ベトナム人の男女2人（技能実習2）を窃盗罪で逮捕した。

#### ウ 知能犯

#### (7) 詐欺

##### 【事例】

###### ○ 中国人による詐欺等事件（福井・秋田）

中国人の男らは、令和7年3月から同年6月にかけて、関東地方の店舗において、他人名義で登録された電子決済サービスを不正に利用して、ゲーム機等をだまし取った。  
同年11月までに、中国人の男2人（経営・管理2）を詐欺罪等で検挙した。

#### (イ) 電子計算機使用詐欺

##### 【事例】

###### ○ ベトナム人らによる電子計算機使用詐欺事件（愛知）

ベトナム人の女は、令和6年11月、携帯電話機販売店副店長の男と共謀し、他人になりすまして内容虚偽の申込内容を通信事業者が管理するサーバコンピュータに送信し、携帯電話機の通信サービス契約を不正に締結した。  
令和7年2月、同女（技能実習）及び同男を電子計算機使用詐欺罪で逮捕した。

#### エ その他の刑法犯

##### 【事例】

###### ○ 中国人による賭博開帳図利等事件（警視庁）

中国人の男らは、令和5年6月から令和7年5月にかけて、マンションの一室で、賭博場を開帳し、「ポーカー」と称する賭博をさせ、手数料名目で金銭を徴収して利益を図った。  
令和7年5月、中国人の男女3人（永住者1、家族滞在1、技術・人文知識・国際業務1）を賭博開帳図利罪で逮捕した。

## 6 特別法犯検挙状況

### (1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、検挙件数・人員共に、令和5年から2年連続で増加したが、令和7年は前年より減少した。違反法令別にみると、薬物事犯の検挙件数・人員が増加したが、入管法違反の検挙件数・人員が減少した（図表3-17）。

図表3-17 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
		特別法犯	件数	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	8,389	7,866
	人員	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	5,444	-358	-6.2%
入管法	件数	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	5,782	5,974	5,121	-853	-14.3%
	人員	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	3,906	3,877	3,349	-528	-13.6%
風営適正化法	件数	190	153	162	180	100	117	122	51	64	59	-5	-7.8%
	人員	220	211	224	190	118	93	97	68	84	76	-8	-9.5%
売春防止法	件数	49	30	25	24	18	29	14	7	6	3	-3	-50.0%
	人員	36	18	14	18	6	15	10	5	2	4	2	100.0%
銃刀法	件数	135	143	141	145	164	157	169	185	201	200	-1	-0.5%
	人員	116	120	125	127	133	124	147	147	152	156	4	2.6%
薬物事犯	件数	641	838	809	890	686	890	829	1,083	1,296	1,565	269	20.8%
	人員	465	617	608	749	525	714	652	870	947	1,142	195	20.6%
その他	件数	732	838	781	976	851	1,033	1,010	940	848	918	70	8.3%
	人員	655	749	726	729	753	967	813	803	740	717	-23	-3.1%

### (2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、ベトナム、中国、タイ、インドネシア及びフィリピンについて、いずれも入管法違反の検挙件数・人員は減少した一方で、薬物事犯の検挙件数・人員は増加した（図表3-18）。

図表3-18 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

区分	年次	総数			うちベトナム			うち中国			うちタイ			うちインドネシア			うちフィリピン		
		R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数	R6	R7	増減数
特別法犯	件数	8,389	7,866	-523	3,698	3,480	-218	1,087	889	-198	756	720	-36	434	380	-54	354	332	-22
	人員	5,802	5,444	-358	2,412	2,254	-158	757	613	-144	565	539	-26	317	298	-19	283	260	-23
入管法	件数	5,974	5,121	-853	3,047	2,690	-357	737	498	-239	626	565	-61	401	345	-56	219	169	-50
	人員	3,877	3,349	-528	1,874	1,637	-237	478	324	-154	476	431	-45	285	261	-24	169	130	-39
風営適正化法	件数	64	59	-5	12	6	-6	26	29	3	20	19	-1	0	0	0	1	1	0
	人員	84	76	-8	23	14	-9	34	40	6	22	20	-2	0	0	0	1	1	0
売春防止法	件数	6	3	-3	1	0	-1	2	0	-2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	人員	2	4	2	0	0	0	1	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0
銃刀法	件数	201	200	-1	52	65	13	49	41	-8	7	6	-1	1	2	1	7	8	1
	人員	152	156	4	44	49	5	37	34	-3	6	3	-3	1	2	1	5	8	3
薬物事犯	件数	1,296	1,565	269	332	441	109	29	39	10	94	119	25	15	20	5	86	112	26
	人員	947	1,142	195	240	332	92	24	29	5	52	75	23	13	19	6	62	80	18
その他	件数	848	918	70	254	278	24	244	282	38	8	9	1	17	13	-4	41	42	1
	人員	740	717	-23	231	222	-9	183	184	1	8	8	0	18	16	-2	46	41	-5

### (3) 在留資格別検挙状況

#### ア 在留資格別・違反法令別検挙状況

特別法犯検挙人員を違反法令別にみると、入管法違反の占める割合が最も高く、次いで薬物事犯となっている。在留資格別にみると、入管法違反については、「技能実習（不法含む）」及び「短期滞在（不法含む）」で、全体の70.7%を占めている（図表3-19）。

図表3-19 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	特別法犯検挙人員						
	総数	入管法	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
特別法犯人員	5,444	3,349	76	4	156	1,142	717
構成比率	100%	61.5%	1.4%	0.1%	2.9%	21.0%	13.2%
技能実習（不法含む）	1,726	1,425	5	0	21	203	72
短期滞在（不法含む）	1,350	943	19	0	9	322	57
留学（就学・不法含む）	444	279	9	0	20	60	76
定住者	379	16	6	1	17	227	112
技術・人文知識・国際業務	255	54	2	0	24	50	125
特定技能（不法含む）	249	102	0	0	16	61	70
日本人の配偶者等	175	37	24	3	10	54	47
その他	866	493	11	0	39	165	158

#### イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

主な在留資格別の特別法犯検挙人員の総数をみると、「留学」及び「特定技能」を除く在留資格が減少しており、国籍別に10年前と比較すると、「技能実習」は、ベトナム及びインドネシアが増加傾向にある。「短期滞在」は、タイ、インドネシア及びアメリカが増加傾向にあり、「留学」は、ベトナム及び中国が減少傾向にある。「定住者」は、いずれの国籍等もおおむね横ばいであり、「技術・人文知識・国際業務」はベトナムが増加傾向にある。「特定技能」は、統計を取り始めた令和2年から、ベトナムが増加傾向にある。「日本人の配偶者等」は、中国が減少傾向にある（図表3-20）。

図表3-20 主な在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	1,759	1,930	1,726	-204	-10.6%
	ベトナム	177	372	596	984	1,401	990	871	1,357	1,404	1,342	-62	-4.4%
	中国	464	472	413	314	278	266	197	177	220	136	-84	-38.2%
	インドネシア	31	23	30	41	36	58	52	60	98	121	23	23.5%
	カンボジア	1	1	3	4	25	41	38	88	111	48	-63	-56.8%
	タイ	7	9	27	16	9	27	24	27	18	22	4	22.2%
	その他	29	29	37	30	64	52	44	50	79	57	-22	-27.8%

【短期滞在】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1,589	1,535	1,350	-185	-12.1%
	タイ	229	326	270	380	354	248	238	417	500	453	-47	-9.4%
	ベトナム	22	36	58	105	135	149	270	449	271	148	-123	-45.4%
	インドネシア	52	51	48	108	101	94	66	105	154	127	-27	-17.5%
	中国	115	318	445	529	385	224	143	113	129	99	-30	-23.3%
	アメリカ	27	35	40	47	15	5	12	38	56	89	33	58.9%
	その他	442	435	509	580	424	250	242	467	425	434	9	2.1%

【留学】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	763	838	970	1,024	1,133	708	433	451	420	444	24	5.7%
	ベトナム	414	521	663	713	856	483	228	239	208	219	11	5.3%
	中国	250	192	171	145	135	111	113	110	82	86	4	4.9%
	ネパール	19	30	20	37	38	21	18	23	28	36	8	28.6%
	ウズベキスタン	1	1	14	27	27	14	6	8	23	26	3	13.0%
	スリランカ	10	17	21	33	25	22	28	22	16	24	8	50.0%
	その他	69	77	81	69	52	57	40	49	63	53	-10	-15.9%

【定住者】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	374	419	357	366	344	411	386	391	385	379	-6	-1.6%
	ブラジル	110	122	107	131	120	145	144	161	159	129	-30	-18.9%
	フィリピン	65	75	86	64	87	76	78	71	73	87	14	19.2%
	中国	71	72	40	47	43	47	57	42	48	32	-16	-33.3%
	ベトナム	10	36	17	18	18	23	19	29	16	27	11	68.8%
	ペルー	26	21	22	32	13	33	25	17	26	21	-5	-19.2%
	その他	92	93	85	74	63	87	63	71	63	83	20	31.7%

【技術・人文知識・国際業務】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	141	163	181	196	210	257	258	274	269	255	-14	-5.2%
	ベトナム	10	21	24	35	52	94	90	88	114	101	-13	-11.4%
	中国	73	78	87	71	78	78	70	74	57	62	5	8.8%
	スリランカ	1	3	8	4	16	10	18	19	20	16	-4	-20.0%
	韓国	5	7	9	7	9	14	7	7	7	10	3	42.9%
	インド	2	3	2	2	1	5	3	1	4	8	4	100.0%
	その他	50	51	51	77	54	56	70	85	67	58	-9	-13.4%

【特定技能】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	-	-	-	-	1	18	50	72	158	249	91	57.6%
	ベトナム	-	-	-	-	1	14	38	59	130	183	53	40.8%
	中国	-	-	-	-	0	2	7	6	8	26	18	225.0%
	インドネシア	-	-	-	-	0	0	0	5	4	20	16	400.0%
	タイ	-	-	-	-	0	2	3	2	2	4	2	100.0%
	フィリピン	-	-	-	-	0	0	0	0	4	3	-1	-25.0%
	その他	-	-	-	-	0	0	2	0	10	13	3	30.0%

【日本人の配偶者等】

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総	数	391	366	337	300	246	279	236	231	202	175	-27	-13.4%
	中国	189	163	151	144	110	91	103	82	64	49	-15	-23.4%
	フィリピン	46	37	41	25	39	43	26	17	25	27	2	8.0%
	ブラジル	15	19	21	16	14	14	17	11	13	12	-1	-7.7%
	トルコ	4	4	3	9	4	5	2	11	7	12	5	71.4%
	タイ	12	20	16	11	12	23	12	19	11	11	0	0.0%
	その他	125	123	105	95	67	103	76	91	82	64	-18	-22.0%

注1：「技能実習」、「短期滞在」、「留学」及び「特定技能」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数

注2：「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」及び「日本人の配偶者等」の検挙人員は、正規滞在のみの数

#### (4) 入管法違反検挙状況等

##### ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占める状況が続いており、令和7年中の検挙件数・人員は減少した（図表3-21）。

図表3-21 入管法違反の検挙状況の推移

##### 【検挙件数】

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
入管法違反件数	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	5,782	5,974	5,121	-853	-14.3%
不法入国・上陸	16	17	14	27	17	7	2	9	11	18	7	63.6%
不法在留	114	86	82	68	57	45	41	26	40	31	-9	-22.5%
不法残留	2,030	2,426	2,897	3,603	4,178	2,906	2,458	3,864	3,930	3,457	-473	-12.0%
旅券等不携帯・提示拒否	325	442	506	793	977	663	620	1,083	1,139	996	-143	-12.6%
資格外活動等	351	396	415	398	290	217	289	274	257	197	-60	-23.3%
偽造在留カード所持等	304	390	620	748	790	517	402	387	401	234	-167	-41.6%
その他	203	235	210	260	225	207	158	139	196	188	-8	-4.1%

##### 【検挙人員】

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
入管法違反人員	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	3,906	3,877	3,349	-528	-13.6%
不法入国・上陸	9	13	6	16	12	6	2	6	5	14	9	180.0%
不法在留	82	71	63	49	48	32	30	22	18	18	0	0.0%
不法残留	1,610	1,987	2,353	2,978	3,447	2,357	2,045	3,158	3,136	2,779	-357	-11.4%
旅券等不携帯・提示拒否	112	126	203	173	120	93	68	86	99	70	-29	-29.3%
資格外活動等	321	358	344	329	252	182	259	231	199	160	-39	-19.6%
偽造在留カード所持等	219	266	438	564	579	383	288	288	305	191	-114	-37.4%
その他	167	179	134	170	129	138	123	115	115	117	2	1.7%

注1：「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

注2：「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上している。

注3：「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・収受を含む。

注4：「資格外活動等」には、監理措置制度における被監理者の就労違反を含む。

##### イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナムが1,637人（構成比率48.9%）、タイが431人（同12.9%）、中国が324人（同9.7%）、インドネシアが261人（同7.8%）、フィリピンが130人（同3.9%）等となっている。

##### ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は222人で、同条措置人員と検挙人員を合わせた人員は3,571人となっている。

## (5) 雇用関係事犯検挙状況

### ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は263件、検挙人員は310人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は253件（構成比率96.2%）、検挙人員は308人（同99.4%）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あっせん」したとして検挙された者は18人となっている。

### イ 暴力団員の検挙状況

雇用関係事犯において、暴力団員の検挙はなかった。

### ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は475人となっている。性別では、男性が350人（構成比率73.7%）、女性が125人（同26.3%）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが169人、タイが69人、インドネシアが63人となっている。ベトナム、タイ及びインドネシアの3か国で301人と、全体の63.4%を占めている。

### エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「技能実習」が176人（構成比率37.1%）と最も多く、次いで「短期滞在」が120人（同25.3%）、「特定活動」が48人（同10.1%）の順となっている。

## (6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は3件、検挙人員は4人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、勧誘等が2人、周旋等が1人、売春をさせる契約が1人となっており、国籍等別にみると、中国が2人、タイが2人となっている。

## (7) 薬物事犯検挙状況

### ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は1,142人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は478人、大麻事犯は384人、麻薬及び向精神薬事犯は279人等となっている。

### イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム332人、ブラジル153人、アメリカ83人、フィリピン80人等となっている。

## (8) 検挙事例

### ア 薬物事犯

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人による大麻草栽培規制法違反（営利栽培）等事件の検挙（広島）

ベトナム人の男らは、令和6年9月から令和7年1月にかけて、広島県内において、営利の目的で大麻草を栽培した。

令和7年2月までに、ベトナム人の男4人（留学1、技能実習1、特定活動1、短期滞在1）を大麻草栽培規制法違反（営利栽培）等で逮捕した。

### イ その他の特別法犯

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人による医薬品医療機器等法違反（医薬品の販売目的貯蔵）事件（愛知）

ベトナム人の男らは、令和7年2月、自宅において、業として販売する目的で、薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けずに、医薬品を貯蔵した。

同年3月、ベトナム人の男2人（特定技能1、技術・人文知識・国際業務1）を医薬品医療機器等法違反（医薬品の販売目的貯蔵）で逮捕した。

## 7 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

### (1) 概要

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の42.3%、総検挙人員の32.6%（刑法犯については検挙件数の41.4%、検挙人員の26.1%、特別法犯については、検挙件数の44.2%、検挙人員の41.4%）を占め、総検挙件数・人員共に最も多くなっている。

なお、令和7年6月末現在の総在留外国人数から永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いたベトナム人の数は63万6,681人となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

### (2) 刑法犯検挙状況

#### ア 包括罪種等別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が82.2%を占めており、手口別では、侵入窃盗その他が28.8%、万引きが25.5%となっている。検挙人員については、窃盗犯が51.9%を占めており、手口別では、万引きが28.8%、侵入窃盗その他が4.4%となっている（図表3-22）。

図表3-22 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	包括罪種等別													その他			
			凶悪犯	殺人	強盗	強盗	強盗	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	住対	住宅	侵入窃盗	非侵入窃盗	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺
件数	ベトナム	7,293	57	18	23	13	206	5,993	3,018	801	2,101	2,821	1,857	154	77	437	382	28	572
	構成比率	100.0%	0.8%	0.2%	0.3%	0.2%	2.8%	82.2%	41.4%	11.0%	28.8%	38.7%	25.5%	2.1%	1.1%	6.0%	5.2%	0.4%	7.8%
人員	ベトナム	1,913	76	28	31	16	219	993	195	89	85	728	550	70	12	260	214	25	340
	構成比率	100.0%	4.0%	1.5%	1.6%	0.8%	11.4%	51.9%	10.2%	4.7%	4.4%	38.1%	28.8%	3.7%	0.6%	13.6%	11.2%	1.3%	17.8%

#### イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が719人（構成比率37.6%）、「特定技能」が265人（同13.9%）、「技術・人文知識・国際業務」が247人（同12.9%）等となっている（図表3-16）。

### (3) 特別法犯検挙状況

#### ア 違反法令別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が77.3%を占めており、不法残留が52.4%となっている。検挙人員については、入管法違反が72.6%を占めており、不法残留が62.8%となっている（図表3-23）。

図表3-23 ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総数	違反法令別				その他				
			入管法	不法残留	偽造在留 所持等	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他	
件数	ベトナム	3,480	2,690	1,825	111	6	0	65	441	278	
	構成比率	100.0%	77.3%	52.4%	3.2%	0.2%	0.0%	1.9%	12.7%	8.0%	
人員	ベトナム	2,254	1,637	1,416	92	14	0	49	332	222	
	構成比率	100.0%	72.6%	62.8%	4.1%	0.6%	0.0%	2.2%	14.7%	9.8%	

## イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が1,342人（構成比率59.5%）、「留学」が219人（同9.7%）、「特定技能」が183人（同8.1%）等となっている（図表3-20）。

### (4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、在留資格別で見ると、「技能実習」、「特定技能」及び「技術・人文知識・国際業務」等が増加傾向にあり、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では、窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では侵入窃盗その他や万引きの割合が高い。このほか、知能犯では、不正に入手したクレジットカード情報を用いた詐欺事案等が発生している。また、特別法犯では、入管法違反が多数を占める状況が続いており、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案がみられる。

#### 【事例】

##### ○ ベトナム人による窃盗等事件（熊本）

ベトナム人の男らは、令和6年5月、熊本県内の会社敷地内に侵入し、盆栽を窃取した。

令和7年4月までに、ベトナム人の男3人（技能実習3）を建造物侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

## 8 来日中国人犯罪の検挙状況

### (1) 概要

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の12.2%、総検挙人員の16.1%（刑法犯については検挙件数の12.6%、検挙人員の19.8%、特別法犯については、検挙件数の11.3%、検挙人員の11.3%）を占め、総検挙件数・人員共にベトナムに次いで多くなっている。

なお、令和7年6月末現在の総在留外国人数から永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた中国人の数は75万8,129人となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

### (2) 刑法犯検挙状況

#### ア 包括罪種等別検挙状況

中国の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が45.8%、知能犯が20.9%、粗暴犯が15.1%となっている。検挙人員については、窃盗犯が39.1%、粗暴犯が26.5%、知能犯が12.3%となっている（図表3-24）。

図表3-24 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住対	住宅	非侵入	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	文偽	書造	風俗犯	その他の刑法犯
件数	中国	2,225	42	12	12	4	335	1,018	35	15	902	366	173	81	4	465	347	108	45	320		
	構成比率	100.0%	1.9%	0.5%	0.5%	0.2%	15.1%	45.8%	1.6%	0.7%	40.5%	16.4%	7.8%	3.6%	0.2%	20.9%	15.6%	4.9%	2.0%	14.4%		
人員	中国	1,449	44	9	17	10	384	566	27	8	514	330	12	25	2	178	140	34	46	231		
	構成比率	100.0%	3.0%	0.6%	1.2%	0.7%	26.5%	39.1%	1.9%	0.6%	35.5%	22.8%	0.8%	1.7%	0.1%	12.3%	9.7%	2.3%	3.2%	15.9%		

#### イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」が270人（構成比率18.6%）、「技術・人文知識・国際業務」が236人（同16.3%）、「短期滞在」が161人（同11.1%）等となっている（図表3-16）。

### (3) 特別法犯検挙状況

#### ア 違反法令別検挙状況

中国の特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が56.0%を占めており、不法残留が32.2%となっている。検挙人員については、入管法違反が52.9%を占めており、不法残留が36.1%となっている（図表3-25）。

図表3-25 中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総数	入管法	不法残留	偽造在留所持	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
件数	中国	889	498	286	53	29	0	41	39	282
	構成比率	100.0%	56.0%	32.2%	6.0%	3.3%	0.0%	4.6%	4.4%	31.7%
人員	中国	613	324	221	38	40	2	34	29	184
	構成比率	100.0%	52.9%	36.1%	6.2%	6.5%	0.3%	5.5%	4.7%	30.0%

## イ 在留資格別検挙状況

中国の特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が136人（構成比率22.2%）、「短期滞在」が99人（同16.2%）、「留学」が86人（同14.0%）等となっている（**図表3-20**）。

### (4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用してグループを形成する場合がみられる。中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に活動している。

また、近年、中国人犯罪組織がSNS等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見され、中国に所在する指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人の不法残留者等が偽造在留カードの製造や不正に入手したクレジットカード情報を用いた詐欺を敢行するなどしている。指示役は中国に所在していることから、摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして犯行を繰り返すなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

#### 【事例】

##### ○ 中国人による入管法違反（在留カード偽造等）事件（警視庁）

中国人の男らは、令和7年4月、自宅において、行使する目的で、在留カード30枚を偽造するなどした。

同年6月までに、中国人の男2人（技能実習2）をそれぞれ入管法違反（在留カード偽造、偽造在留カード提供未遂）で逮捕した。

捜査の結果、中国人の男は、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募し、中国に所在する指示役の指示により、偽造在留カードを製造して不法残留の中国人らに提供し、同指示役から報酬を得ていたことが判明した。

## 第2 犯罪インフラの実態等

### 1 犯罪インフラの実態

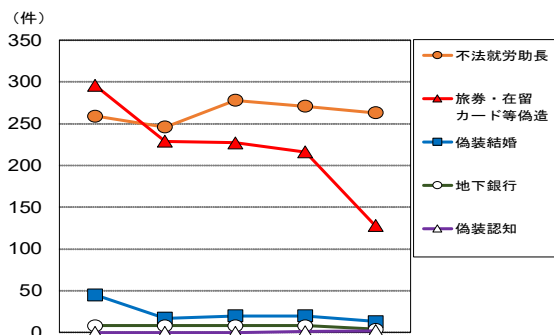
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、不法就労助長、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、地下銀行による不正送金等がある。

不法就労助長、偽装結婚及び偽装認知は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、最近では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。

最近5年間の外国人が関連する犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例が引き続きみられるが、令和7年中の検挙件数・人員は前年より減少した。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するためなどに利用されているが、令和7年中の検挙件数・人員は前年より減少した。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であるが、令和7年中の検挙件数・人員は前年より減少した。地下銀行は、最近5年間の検挙件数は10件未満で推移している。偽装認知は、令和7年は2件3人を検挙した（図表3-26）。

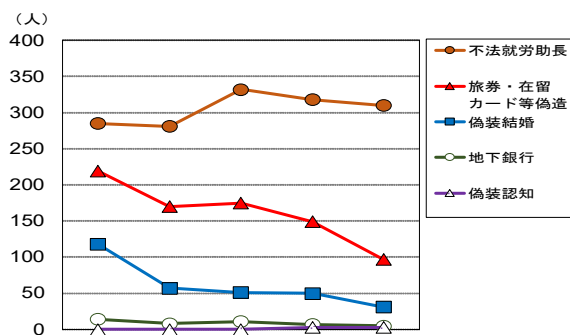
図表3-26 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

#### 【検挙件数】



	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総 数	608	500	533	516	410	-106	-20.5%
不法就労助長	259	246	278	271	263	-8	-3.0%
旅券・在留カード等偽造	296	229	227	216	128	-88	-40.7%
偽装結婚	45	17	20	20	13	-7	-35.0%
地下銀行	8	8	8	8	4	-4	-50.0%
偽装認知	0	0	0	1	2	1	100.0%

#### 【検挙人員】



	R3	R4	R5	R6	R7	増減数	増減率
総 人員	636	516	569	527	446	-81	-15.4%
不法就労助長	285	281	332	318	310	-8	-2.5%
旅券・在留カード等偽造	219	170	175	149	97	-52	-34.9%
偽装結婚	118	57	51	50	31	-19	-38.0%
地下銀行	14	8	11	7	5	-2	-28.6%
偽装認知	0	0	0	3	3	0	0.0%

## 2 犯罪インフラ事犯の検挙状況

### (1) 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

#### ア 令和7年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、検挙件数・人員共に2年連続で減少した。検挙人員を国籍等別にみると、中国が38人、ベトナムが22人、トルコが9人、韓国が7人、タイが6人等となっ

ており、日本人の検挙は200人となっている。

## イ 検挙事例

### 【事例】

#### ○ 農事組合法人理事らによる入管法違反（不法就労助長・不法残留）事件（千葉）

農事組合法人理事の日本人の男らは、令和元年9月から令和7年1月にかけて、不法残留のタイ人の男ら6人を畑等において農作業員として働かせた。

令和7年2月までに、日本人の男2人を入管法違反（不法就労助長）で、タイ人の男女6人（短期滞在6）を入管法違反（不法残留）で、それぞれ逮捕した。

### (2) 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証、マイナンバーカード、その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することなどをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に該当する。

#### ア 令和7年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、令和7年は、検挙件数・人員共に前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナムが48人、中国が21人、インドネシアが13人等となっており、日本人の検挙は1人となっている。

## イ 検挙事例

### 【事例】

#### ○ ベトナム人による入管法違反（在留カード偽造）等事件（群馬）

ベトナム人の男らは、令和6年11月、自宅において、行使する目的で、在留カード23枚及び個人番号カード32枚を偽造した。

令和7年3月までに、ベトナム人の男2人（短期滞在1、特定活動1）を入管法違反（在留カード偽造）及び有印公文書偽造罪で逮捕した。

### (3) 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に該当する。

#### ア 令和7年中の検挙状況

偽装結婚の検挙状況をみると、令和7年中の検挙件数・人員共に前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、フィリピン及びペルーが4人、タイが3人、中国及びミャンマーが2人等となっており、日本人の検挙は14人となっている。

## イ 検挙事例

### 【事例】

#### ○ ペルー人らによる偽装結婚事件（静岡）

ペルー人の男は、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する目的で日本人の女と偽装結婚した。  
令和7年6月、同男（日本人の配偶者等）及び同女を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（虚偽申請）で、偽装結婚を仲介したペルー人の男1人（永住者）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で、それぞれ逮捕した。

## (4) 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

### ア 令和7年中の検挙状況

地下銀行の検挙状況を見ると、令和7年の検挙件数・人員共に前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、ミャンマーが3人、中国が2人となっており、日本人の検挙はなかった。

## イ 検挙事例

### 【事例】

#### ○ ミャンマー人による銀行法違反事件（奈良）

ミャンマー人の男は、令和5年2月から令和6年1月にかけて、近畿地方に居住するミャンマー人らから送金依頼を受け、約79万円を不正送金した。

令和7年7月、同男（定住者）を銀行法違反（無許可営業）で逮捕した。

## (5) 偽装認知

### ア 令和7年中の検挙状況

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に該当する。

令和3年以降、偽装認知事犯の検挙はなかったが、令和6年から2年連続で検挙があった。検挙人員を国籍別にみると、ベトナムが1人で、日本人の検挙は2人となっている。

## イ 検挙事例

### 【事例】

#### ○ ベトナム人らによる偽装認知事件（茨城）

ベトナム人の女らは、令和6年12月から令和7年3月にかけて、同女とベトナム人の男との間で生まれた子に日本国籍を取得させるため、同子が同女と日本人の男との間で生まれたなどとする内容虚偽の認知届等を市役所に提出した。

令和7年10月までに、同女（特定技能）及び同日本人の男ら3人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

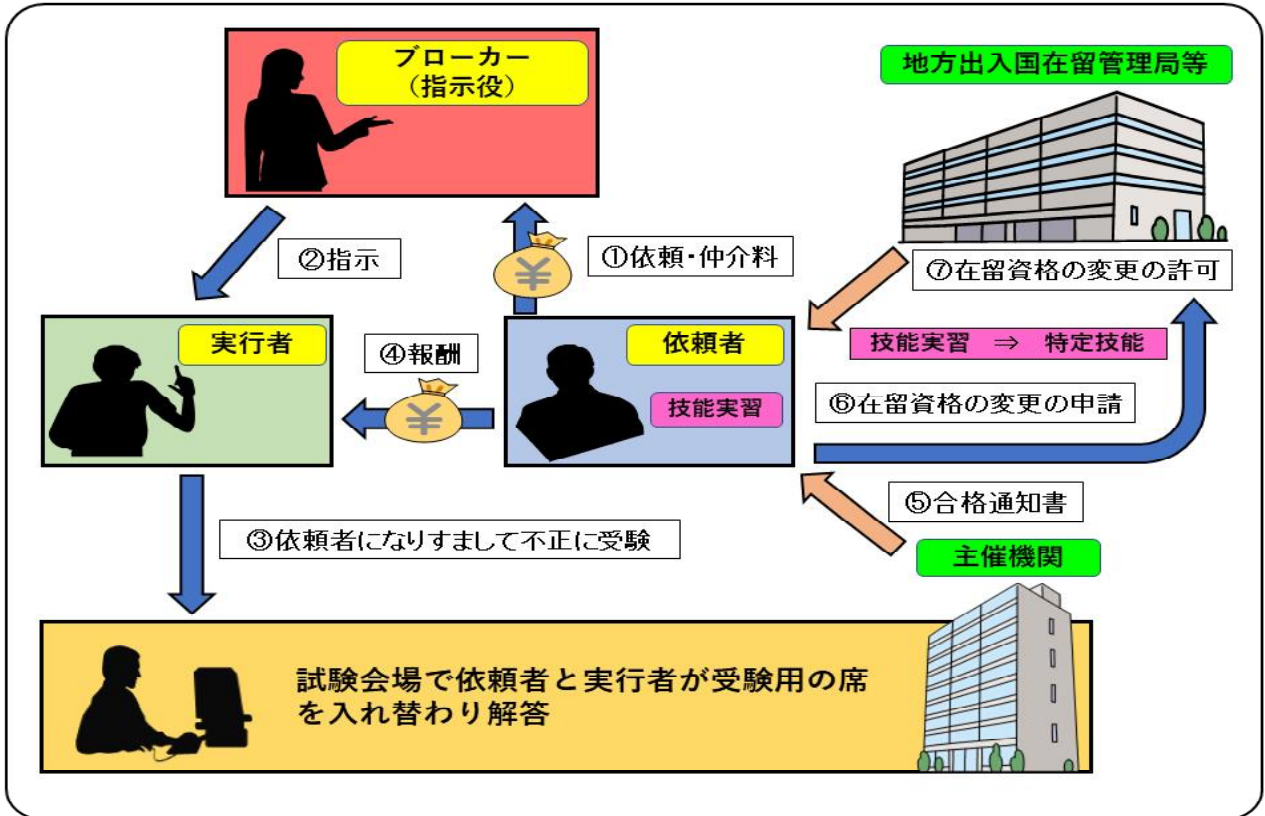
★ トピックスⅣ

来日外国人による在留資格の不正取得を目的とした事案

令和7年6月末における我が国の在留外国人数は、過去最高を更新したが、その一方で、昨今、来日外国人による在留資格の不正取得を目的とした事案がみられる。事例によりその手口や仕組みについて紹介する。

【事例1】

○ ベトナム人による私電磁的記録不正作出・同供用事件



ベトナム人の男らが共謀の上、「特定技能」の在留資格の取得を目的として、日本語能力試験に合格するために受験者になりすまして不正に受験したとして、私電磁的記録不正作出・同供用で検挙した事例。

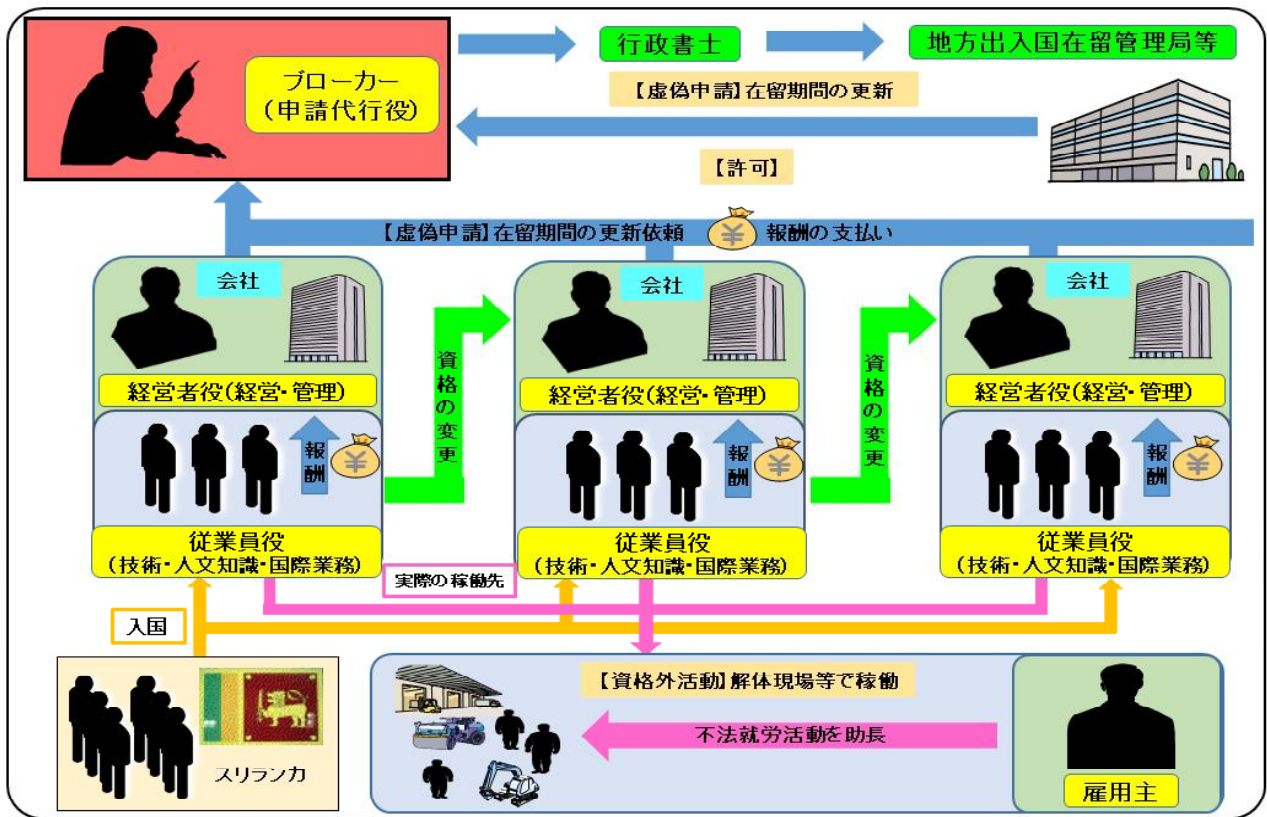
「技能実習」の在留資格を有するベトナム人の男（依頼者）が、「特定技能」の在留資格を取得するために必要となる日本語能力試験に合格することを企て、ブローカーであるベトナム人の女に仲介料を支払って不正受験を依頼。

ブローカーからの指示により、別のベトナム人の男（実行者）が試験会場において、依頼者と互いの受験用の席を入れ替わり、依頼者になりすまして依頼者の受験用の席に設置されたパーソナルコンピュータを操作し、当該試験の主催機関に虚偽の解答情報を送信して、不正に受験。その後、実行者は依頼者から報酬を受け取っていた。

不正受験により当該試験に合格した依頼者は、主催機関から合格通知書を手入し、地方出入国在留管理局等に在留資格を「特定技能」に変更する申請を行っていた（本事例では、警察が同局等に通報し、申請は不許可。）。

【事例2】

○ スリランカ人による入管法違反（虚偽申請等）事件



「経営・管理」や「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有するスリランカ人の男らが、会社を経営して事業を行っている事実や、会社の事業に従事している事実がないにもかかわらず、地方出入国在留管理局等に対して、こうした事実がある旨等の内容虚偽の在留期間更新申請を行い、不正に更新許可を受けたなどとして、入管法違反（虚偽申請等）で検挙した事例。

スリランカ人のブローカーは、経営事実がない会社の経営者役（「経営・管理」）や従業員役（「技術・人文知識・国際業務」）のスリランカ人の男らの依頼を受け、男らが会社を経営している又は事業に従事している旨等の内容虚偽の書類を作成して在留期間更新申請を行い、その見返りとして報酬を受け取っていた。

一方、従業員役は、在留期間の更新を繰り返した後、自ら会社を設立し、ブローカーが書類を作成した上、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」から「経営・管理」へ変更して経営者役となり、経営者役は、スリランカから日本での就労を希望している者を新たに従業員役として入国させ、その見返りとして同従業員役から報酬を得ていたとみられる。

これらの在留資格を不正に取得した男らは、実際には、付与された在留資格では就労が認められていない解体現場等の作業員として稼働するなどして生計を立てており、また、その雇用主は、情を知りながら同男らを雇用し、不法就労活動をさせていた。

### 第3 在留資格「永住者」の検挙状況

#### 1 概要

在留資格「永住者」の在留者数は、93万2,090人と、在留外国人数395万6,619人の23.6%を占め、在留資格別で最も多くなっている（令和7年6月末現在、出入国在留管理庁統計）。

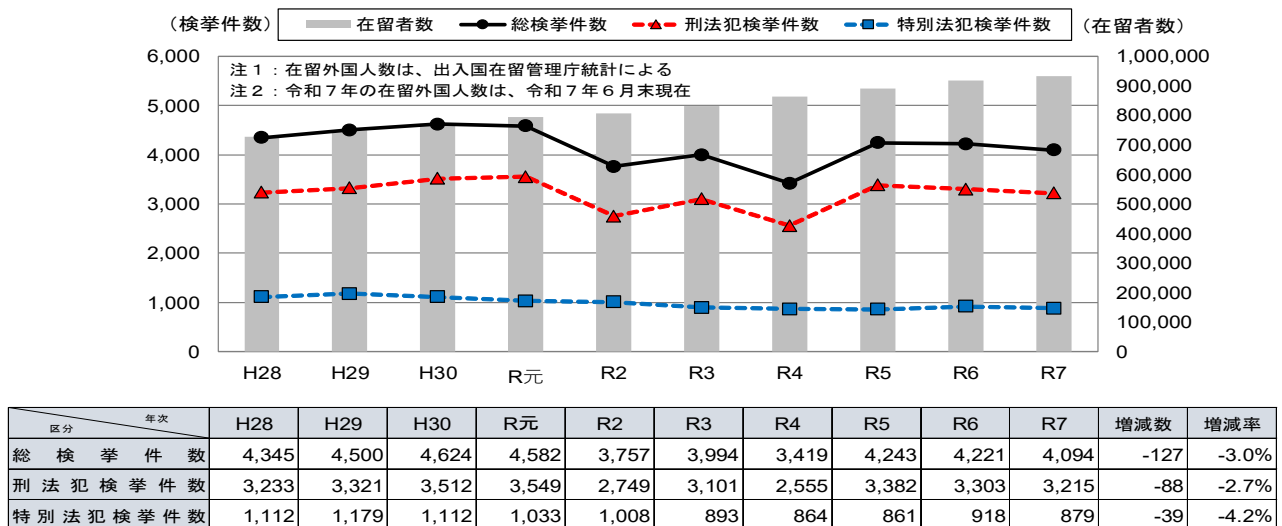
「永住者」による犯罪の検挙状況については、総検挙件数は4,094件で、来日外国人及び定着居住者（特別永住者を除く。）の13.6%を占め、在留資格別で見ると、「技能実習」、「短期滞在」に次いで多くなっている。また、総検挙人員は3,175人で、来日外国人及び定着居住者（特別永住者を除く。）の19.5%を占め、在留資格別で見ると、最も多くなっている。

#### 2 総検挙状況の推移

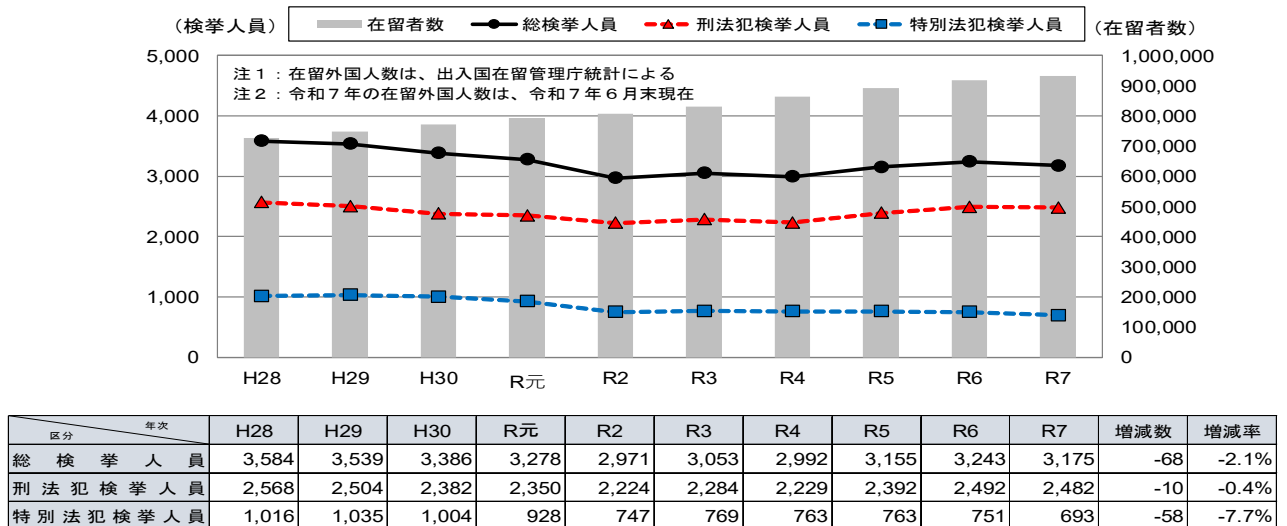
過去10年における「永住者」の総検挙状況の推移をみると、総検挙件数は、平成28年から令和元年にかけておおむね横ばいで推移し、令和2年から令和4年にかけて減少傾向であったが、令和5年に増加に転じ、令和7年までおおむね横ばいで推移している。総検挙人員は、おおむね横ばいで推移している（図表3-27）。

図表3-27 「永住者」の総検挙状況の推移

##### 【検挙件数】



##### 【検挙人員】



### 3 国籍等別総検挙状況

「永住者」の総検挙状況を国籍等別にみると、刑法犯及び特別法犯のいずれも、中国及びブラジルの2か国が高い割合を占めている（図表3-28）。

図表3-28 「永住者」の国籍等別総検挙状況

	総検挙件数			
	刑法犯	特別法犯	構成比率	
総数	3,215	879	4,094	100.0%
中国	881	284	1,165	28.5%
ブラジル	616	166	782	19.1%
フィリピン	377	99	476	11.6%
韓国	390	77	467	11.4%
ペルー	217	68	285	7.0%
その他	734	185	919	22.4%

	総検挙人員			
	刑法犯	特別法犯	構成比率	
総数	2,482	693	3,175	100.0%
中国	789	226	1,015	32.0%
ブラジル	336	133	469	14.8%
フィリピン	326	86	412	13.0%
韓国	308	59	367	11.6%
ペルー	146	50	196	6.2%
その他	577	139	716	22.6%

### 4 包括罪種等別・違反法令等別検挙状況

「永住者」の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が54.2%を占めており、万引きが24.5%となっている。検挙人員については、窃盗犯が44.9%を占めており、万引きが27.1%となっている（図表3-29）。

特別法犯検挙件数を違反法令等別にみると、薬物事犯が39.5%を占めており、大麻事犯が19.1%となっている。検挙人員については、薬物事犯が32.9%を占めており、大麻事犯が16.5%となっている（図表3-30）。

図表3-29 「永住者」の包括罪種等別検挙状況

刑法犯	総数	包括罪種等別														その他 刑法犯	
		凶悪犯	殺人	強盗	不同意性交	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住対	宅非	侵入窃	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯		詐欺
永住者	3,215	79	10	24	37	690	1,743	219	87	1,404	787	120	27	214	183	103	386
構成比率	100.0%	2.5%	0.3%	0.7%	1.2%	21.5%	54.2%	6.8%	2.7%	43.7%	24.5%	3.7%	0.8%	6.7%	5.7%	3.2%	12.0%
永住者	2,482	88	12	30	40	745	1,115	48	17	971	672	96	14	139	115	87	308
構成比率	100.0%	3.5%	0.5%	1.2%	1.6%	30.0%	44.9%	1.9%	0.7%	39.1%	27.1%	3.9%	0.6%	5.6%	4.6%	3.5%	12.4%

図表3-30 「永住者」の違反法令等別検挙状況

特別法犯	総数	違反法令等別							その他
		入管法	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	大麻事犯	覚醒剤事犯	
永住者	879	46	49	7	73	347	168	132	357
構成比率	100.0%	5.2%	5.6%	0.8%	8.3%	39.5%	19.1%	15.0%	40.6%
永住者	693	50	55	11	60	228	114	92	289
構成比率	100.0%	7.2%	7.9%	1.6%	8.7%	32.9%	16.5%	13.3%	41.7%

## 5 特徴的な動向

「永住者」による犯罪の検挙は、刑法犯では、来日外国人と同様に窃盗犯の割合が高いところ、手口別にみると、来日外国人については万引き及び侵入窃盗その他が、永住者については万引きが、それぞれ高い割合を占めている。また、「永住者」と来日外国人の刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を比較すると、来日外国人の方が高く、中でも、窃盗犯の万引きについては、来日外国人が31.8%、「永住者」が3.2%と、その割合は大きく異なっている。

特別法犯では、薬物事犯が来日外国人よりやや高い割合となっている一方で、入管法違反については、特別法犯の多数を占める来日外国人と異なり、その割合は低くなっている。

そのほか、不法残留者等を雇い入れる不法就労助長事案や偽装結婚のあっせん事案などの犯罪インフラに関与し、不法残留者や来日外国人を利用して利益を得ていた事例がみられる。

### 【事例】

#### ○ 中国人らによる入管法違反（不法就労助長・不法残留）事件（兵庫）

会社役員の中国人の女は、令和6年3月頃から令和7年9月にかけて、不法残留のベトナム人の男3人らを自己が経営する会社において従業員として働かせた。

令和7年9月までに、同女（永住者）を入管法違反（不法就労助長）で、ベトナム人の男3人（技能実習3）を入管法違反（不法残留）で、それぞれ逮捕した。

## 第4 国外逃亡被疑者等の状況

### 1 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、令和7年中に国外に逃亡した被疑者は205人で、このうち外国人被疑者は113人となっている。

### 2 国外逃亡被疑者等の状況

令和7年末現在の国外逃亡被疑者等は927人、外国人被疑者は690人となっている。

### 3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

令和7年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が219人と最も多く、次いで窃盗犯が138人、知能犯が108人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が59人と最も多くなっている。

### 4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

令和7年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、日本が237人（構成比率25.6%）、次いで中国が206人（同22.2%）となっている。

### 5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

令和7年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が221人（構成比率23.8%）と最も多く、次いでベトナムが98人（同10.6%）、ブラジルが75人（同8.1%）等となっている。

### 6 国外逃亡被疑者等検挙状況

令和7年中に検挙した国外所在被疑者は244人（うち外国人被疑者79人）で、このうち国外逃亡被疑者は179人（うち外国人被疑者75人）となっている。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は52人（うち外国人被疑者47人）となっている。

#### 【事例】

##### ○ フィリピンに長年逃亡していた強盗致傷事件（警視庁）

日本人の男は、平成7年2月、共犯者らと共謀の上、ゲーム喫茶店において、同店経営者に対して、ナイフを突き付けて脅迫し、右上腕部をナイフで突き刺すなどして、現金等を強取した事案。

同男は、犯行後、フィリピンに逃亡していたが、我が国とフィリピン当局との情報交換に基づき、令和7年6月、フィリピン当局が同男を拘束したことから、同年10月、同男がフィリピンから退去強制されたことをもって、強盗致傷罪で逮捕した。

### 7 国外犯処罰規定適用状況

国外において国外犯処罰規定が適用された事例について、令和7年中に新たに警察庁で把握したものは2件、2人となっている。

## 第4章：薬物・銃器情勢

### 第1 薬物情勢

令和7年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 近年、薬物事犯の検挙人員は、おおむね横ばいで推移しているところ、令和7年中は1万4,574人（前年比+1,112人）と、前年より増加した（**図表4-1、4-2**）。
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から減少傾向にあったところ、令和7年中は6,395人（同+271人）と、前年より増加した。
- 大麻事犯の検挙人員は、平成26年から増加傾向にあったところ、令和7年中は6,832人（同+754人）と、前年より大幅に増加し過去最多となった。このうち、20歳代以下の若年層が、全体の7割以上を占めている。
- 麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は1,334人（同+84人）と、前年より増加し、このうち、コカインの検挙人員が804人（同+218人）と、前年より大幅に増加し過去最多となった。
- 薬物事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等が2,124人（構成比率14.6%）、外国人が1,502人（同10.3%）、匿名・流動型犯罪グループによるものとみられるものが1,887人（同12.9%）であり、薬物事犯には、依然として、暴力団、来日外国人犯罪組織、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織が深く関与し、その資金獲得活動の一つとなっている実態が認められる。
- 薬物別の押収量は、覚醒剤が1,628.6キログラム（前年比+219.6キログラム）と、前年より増加し、3年連続で1トンを超える高水準となった。また、大麻事犯のうち、大麻濃縮物が315.3キログラム（前年比+247.7キログラム）と、前年より大幅に増加し過去最多となった。さらに、麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMAが28万651錠（前年比+7万9,927錠）と、前年より増加したほか、コカインが226.9キログラム（前年比-20.3キログラム）と、前年より減少したものの、2年連続で200キロを超える高水準となった（**図表4-12**）。

以上のとおり、減少傾向にあった覚醒剤事犯の検挙人員が増加したことや大麻事犯の検挙人員及び麻薬及び向精神薬事犯のうちコカインの検挙人員がそれぞれ大幅に増加して過去最多となったこと並びに覚醒剤、MDMA及びコカインについて高水準の押収量が続いていることに加え、薬物の密売、密輸入等に暴力団や外国人が深く関与している状況がうかがえるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

特に、大麻事犯については、近年、若年層の乱用者が大幅に増加するなど、憂慮すべき状況にあることから、取締りをより一層強化するとともに、インターネット上における違法・有害情報の排除対策や若年層をターゲットとした広報啓発活動を更に推進するなど、引き続き、総合的な対策を講じていく必要がある。

**【事例】**

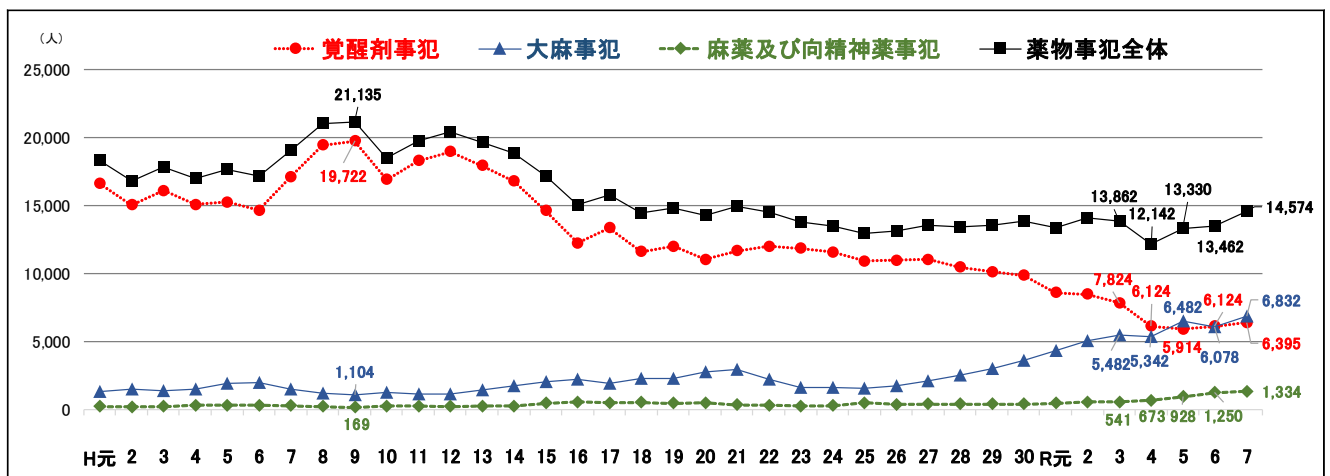
○ **匿名・流動型犯罪グループによる大麻密輸入等事件（京都・群馬）**

無職の男らは、令和6年7月から令和7年5月にかけて、タイから国際郵便を利用し、菓子袋等に隠匿して大麻を密輸入した。

捜査の結果、同男らは、SNSを利用して、輸入した大麻の荷受け役等を勧誘し、匿名性の高い通信手段で荷受け役等を指示して犯行に及んでいたことが判明した。

令和7年11月までに、同男ら9人を大麻取締法違反（営利目的輸入等）等で検挙し、密輸入された大麻約720グラム等を押収した。

**図表 4-1 薬物事犯検挙人員の推移**



注：薬物事犯全体には、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員のほか、あへん事犯の検挙人員を含む。

図表4-2 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤事犯	検挙件数	15,219	14,325	14,135	12,020	12,124	11,598	8,833	8,440	9,038	9,585
	検挙人員	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914	6,124	6,395
	暴力団構成員等	5,067	4,751	4,645	3,738	3,577	3,051	2,186	1,947	1,736	1,535
	構成比率(%)	48.5	47.0	47.1	43.5	42.2	39.0	35.7	32.9	28.3	24.0
	外国人	605	706	632	761	480	568	459	521	579	657
	構成比率(%)	5.8	7.0	6.4	8.9	5.7	7.3	7.5	8.8	9.5	10.3
大麻事犯	検挙件数	3,439	3,965	4,687	5,435	6,015	6,900	6,705	8,034	7,649	9,834
	検挙人員	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078	6,832
	暴力団構成員等	649	742	762	780	751	789	648	729	490	451
	構成比率(%)	25.6	24.7	21.3	18.1	14.9	14.4	12.1	11.2	8.1	6.6
	外国人	181	250	253	279	292	350	311	447	470	527
	構成比率(%)	7.1	8.3	7.1	6.5	5.8	6.4	5.8	6.9	7.7	7.7
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	784	840	862	945	1,081	966	1,115	1,608	2,151	2,528
	MDMA等合成麻薬	86	107	122	178	372	380	338	419	446	517
	コカイン	364	392	434	482	412	308	455	698	1,078	1,552
	ヘロイン	3	19	14	13	6	1	0	5	1	0
	その他	331	322	292	272	291	277	322	486	626	459
	検挙人員	412	409	415	457	562	541	673	928	1,250	1,334
	暴力団構成員等	65	69	50	58	59	52	81	102	118	130
	構成比率(%)	15.8	16.9	12.0	12.7	10.5	9.6	12.0	11.0	9.4	9.7
	外国人	82	102	133	123	116	167	207	233	237	316
	構成比率(%)	19.9	24.9	32.0	26.9	20.6	30.9	30.8	25.1	19.0	23.7
	MDMA等合成麻薬	38	42	50	82	201	221	229	237	247	284
	暴力団構成員等	6	11	5	6	15	17	19	16	13	12
	構成比率(%)	15.8	26.2	10.0	7.3	7.5	7.7	8.3	6.8	5.3	4.2
	外国人	7	5	18	30	62	84	118	96	69	88
	構成比率(%)	18.4	11.9	36.0	36.6	30.8	38.0	51.5	40.5	27.9	31.0
	コカイン	142	177	197	205	188	157	240	372	586	804
	暴力団構成員等	34	38	36	47	33	21	50	74	88	102
	構成比率(%)	23.9	21.5	18.3	22.9	17.6	13.4	20.8	19.9	15.0	12.7
	外国人	50	70	83	63	42	35	39	63	70	118
	構成比率(%)	35.2	39.5	42.1	30.7	22.3	22.3	16.3	16.9	11.9	14.7
	ヘロイン	0	9	10	6	6	0	0	3	1	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	0	9	6	5	5	0	0	2	1	0	
構成比率(%)	0.0	100.0	60.0	83.3	83.3	0.0	0.0	66.7	100.0	0.0	
その他	232	181	158	164	167	163	204	316	416	246	
暴力団構成員等	25	20	9	5	10	14	12	12	17	16	
構成比率(%)	10.8	11.0	5.7	3.0	6.0	8.6	5.9	3.8	4.1	6.5	
外国人	25	18	26	25	7	48	50	72	97	110	
構成比率(%)	10.8	9.9	16.5	15.2	4.2	29.4	24.5	22.8	23.3	44.7	
あへん事犯	検挙件数	11	12	6	4	11	16	3	6	8	11
	検挙人員	6	12	1	2	12	15	3	6	10	13
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	61.5
	外国人	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	20.0	15.4
合計	検挙件数	19,453	19,142	19,690	18,404	19,231	19,480	16,656	18,088	18,846	21,958
	検挙人員	13,411	13,542	13,862	13,364	14,079	13,862	12,142	13,330	13,462	14,574
	暴力団構成員等	5,781	5,562	5,457	4,576	4,387	3,892	2,915	2,778	2,346	2,124
	構成比率(%)	43.1	41.1	39.4	34.2	31.2	28.1	24.0	20.8	17.4	14.6
	外国人	868	1,058	1,018	1,163	888	1,086	977	1,201	1,288	1,502
	構成比率(%)	6.5	7.8	7.3	8.7	6.3	7.8	8.0	9.0	9.6	10.3

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

図表4-3 薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤事犯	検挙件数	671	636	596	691	525	544	500	589	545	552
	検挙人員	565	586	535	682	490	455	450	603	516	497
	暴力団構成員等	333	303	295	276	278	246	191	220	221	175
	構成比率(%)	58.9	51.7	55.1	40.5	56.7	54.1	42.4	36.5	42.8	35.2
	外国人	112	152	126	272	86	66	97	170	108	135
	構成比率(%)	19.8	25.9	23.6	39.9	17.6	14.5	21.6	28.2	20.9	27.2
大麻事犯	検挙件数	251	276	321	407	447	562	572	683	633	787
	検挙人員	138	193	212	305	342	426	436	550	467	617
	暴力団構成員等	55	87	79	99	83	104	105	112	84	93
	構成比率(%)	39.9	45.1	37.3	32.5	24.3	24.4	24.1	20.4	18.0	15.1
	外国人	19	35	12	31	28	50	40	71	66	108
	構成比率(%)	13.8	18.1	5.7	10.2	8.2	11.7	9.2	12.9	14.1	17.5
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	68	54	63	92	92	120	168	186	224	299
	MDMA等合成麻薬	10	10	10	24	35	50	64	46	64	54
	コカイン	36	20	45	49	29	31	52	75	100	160
	ヘロイン	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	その他	22	23	8	17	28	39	52	65	60	85
	検挙人員	33	24	27	54	68	93	142	148	165	222
	暴力団構成員等	7	7	5	9	4	7	10	17	12	17
	構成比率(%)	21.2	29.2	18.5	16.7	5.9	7.5	7.0	11.5	7.3	7.7
	外国人	11	9	18	31	24	55	89	97	83	146
	構成比率(%)	33.3	37.5	66.7	57.4	35.3	59.1	62.7	65.5	50.3	65.8
	MDMA等合成麻薬	5	3	1	11	28	42	60	39	46	42
	暴力団構成員等	1	3	1	0	2	2	1	0	2	4
	構成比率(%)	20.0	100.0	100.0	0.0	7.1	4.8	1.7	0.0	4.3	9.5
	外国人	0	0	0	8	12	30	49	33	29	32
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	72.7	42.9	71.4	81.7	84.6	63.0	76.2
	コカイン	12	9	25	33	16	20	34	63	73	107
	暴力団構成員等	4	1	4	8	2	1	7	15	8	11
	構成比率(%)	33.3	11.1	16.0	24.2	12.5	5.0	20.6	23.8	11.0	10.3
	外国人	9	8	18	19	10	9	18	40	31	59
	構成比率(%)	75.0	88.9	72.0	57.6	62.5	45.0	52.9	63.5	42.5	55.1
	ヘロイン	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	16	12	1	9	24	31	48	46	46	73	
暴力団構成員等	2	3	0	1	0	4	2	2	2	2	
構成比率(%)	12.5	25.0	0.0	11.1	0.0	12.9	4.2	4.3	4.3	2.7	
外国人	2	1	0	3	2	16	22	24	23	55	
構成比率(%)	12.5	8.3	0.0	33.3	8.3	51.6	45.8	52.2	50.0	75.3	
あへん事犯	検挙件数	2	0	2	1	0	3	0	0	1	2
	検挙人員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	外国人	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数	992	966	982	1,191	1,064	1,229	1,240	1,458	1,403	1,640
	検挙人員	736	803	774	1,041	900	975	1,028	1,301	1,148	1,342
	暴力団構成員等	395	397	379	384	365	357	306	349	317	291
	構成比率(%)	53.7	49.4	49.0	36.9	40.6	36.6	29.8	26.8	27.6	21.7
	外国人	142	196	156	334	138	172	226	338	257	389
	構成比率(%)	19.3	24.4	20.2	32.1	15.3	17.6	22.0	26.0	22.4	29.0

注：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

## 1 薬物事犯の検挙状況

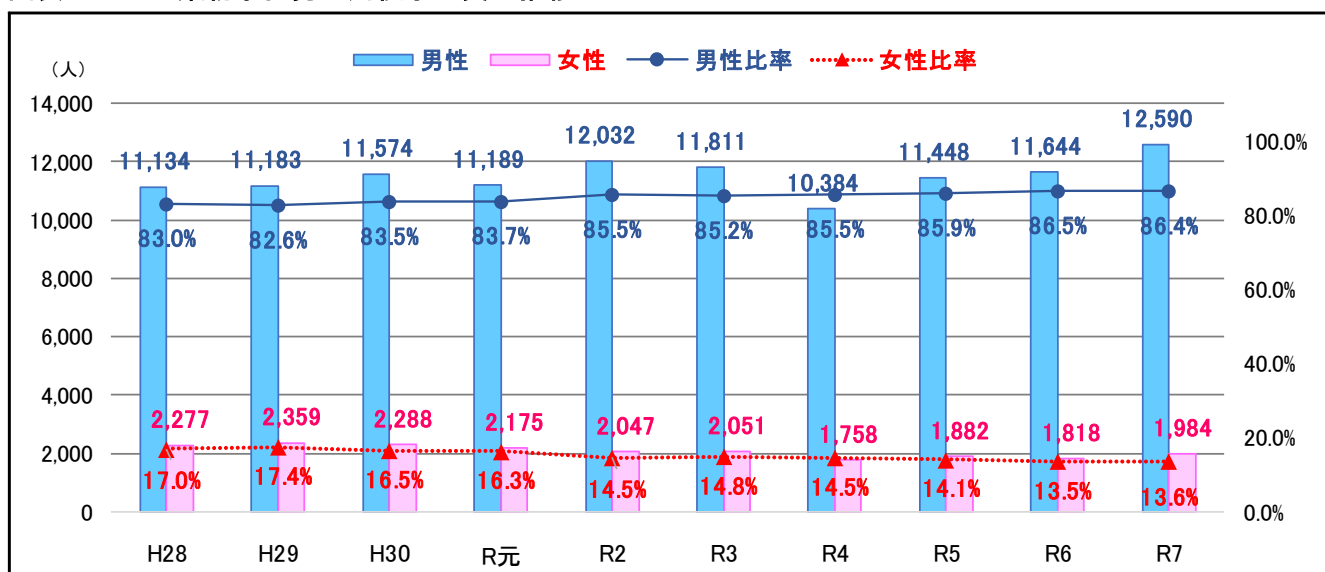
薬物事犯の検挙人員は1万4,574人（前年比+1,112人）と、前年より増加した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯が6,395人（同+271人）と、前年より増加した。また、大麻事犯は6,832人（同+754人）と、前年より大幅に増加した。さらに、麻薬及び向精神薬事犯は1,334人（同+84人）と、平成以降で初めて1,000人を超えた前年より増加し、このうちコカインの検挙人員が804人（同+218人）と、前年より大幅に増加し過去最多となった。

暴力団構成員等の検挙人員は2,124人（同-222人）と、前年より減少したが、外国人の検挙人員は1,502人（同+214人）と、前年より増加した。

なお、男女別検挙人員については、男性が1万2,590人（構成比率86.4%）、女性が1,984人（同13.6%）と、男性の比率が高い（図表4-4）。

図表4-4 薬物事犯男女別検挙人員の推移



### (1) 主な薬物事犯の傾向及び特徴

#### ア 覚醒剤事犯

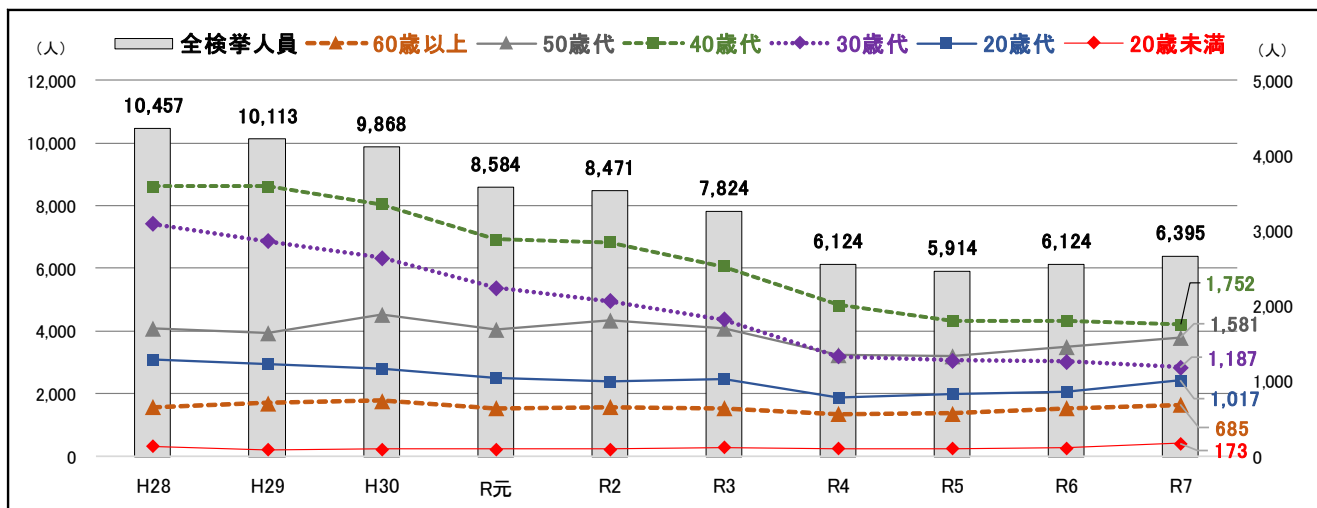
覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から減少傾向にあり、平成30年以降、1万人を下回っているところ、令和7年中の検挙人員は6,395人と、前年より増加した。

なお、検挙人員のうち、暴力団構成員等は1,535人（構成比率24.0%）、外国人は657人（同10.3%）となっている。

#### (7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別検挙人員は、20歳未満が173人、20歳代が1,017人、30歳代が1,187人、40歳代が1,752人、50歳代が1,581人、60歳以上が685人であり、最多は40歳代で、次いで50歳代となっている（図表4-5）。

図表 4 - 5 覚醒剤事犯年齢層別検挙人員の推移



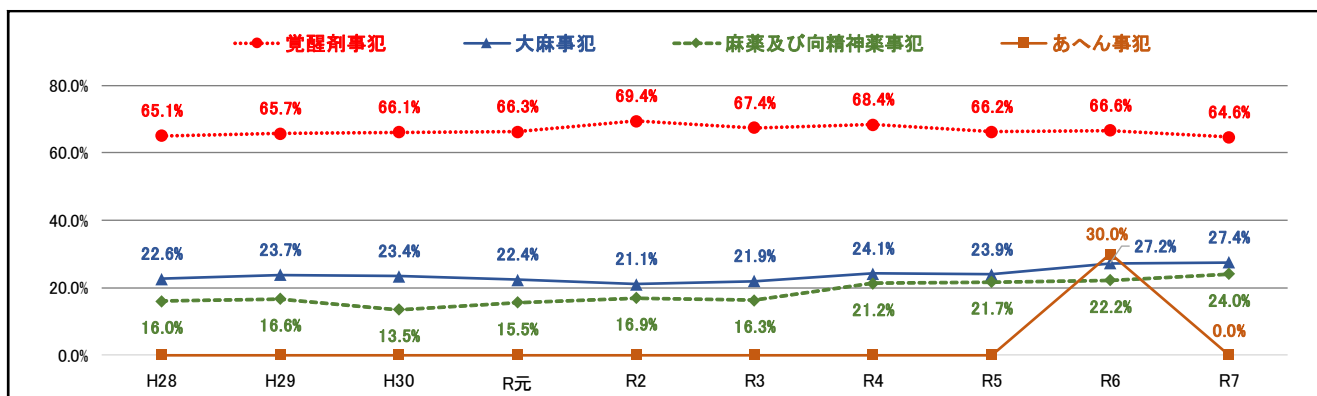
(イ) 違反態様別の検挙状況

主な違反態様別では、使用事犯が3,742人、所持事犯が2,030人、譲渡事犯が211人、密輸入事犯が123人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員全体（6,395人）の90.3%を占めている。

(ウ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は64.6%で、大麻事犯（27.4%）や麻薬及び向精神薬事犯（24.0%）と比較しても、その割合は非常に高い（図表 4 - 6）。

図表 4 - 6 薬物事犯別再犯者率の推移



イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成26年から増加傾向にあったところ、令和7年中は6,832人と、前年より大幅に増加し、過去最多となった。

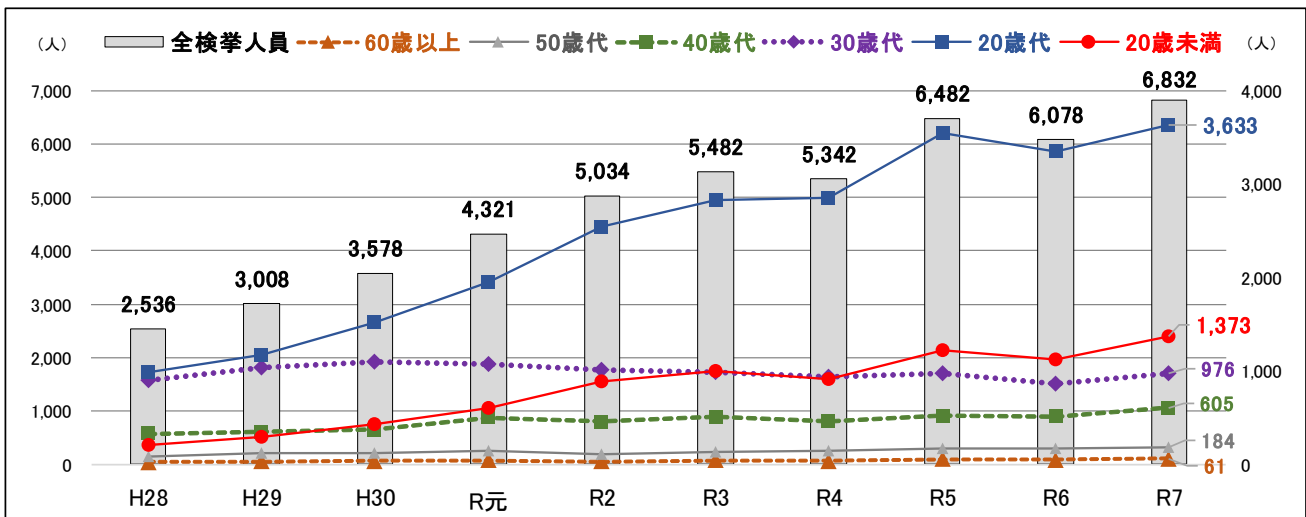
このうち、暴力団構成員等は451人（構成比率6.6%）、外国人は527人（同7.7%）となっている。

また、大麻の主な種類別でみると、乾燥大麻に関する検挙人員が4,924人（同72.1%）で、大麻濃縮物に関する検挙人員が1,353人（同19.8%）となっている。

(7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別検挙人員でみると、最多は20歳代の3,633人（構成比率53.2%）で、次いで20歳未満の1,373人（同20.1%）となっており、これらの年齢層で検挙人員全体（6,832人）の73.3%を占めている（図表 4 - 7）。

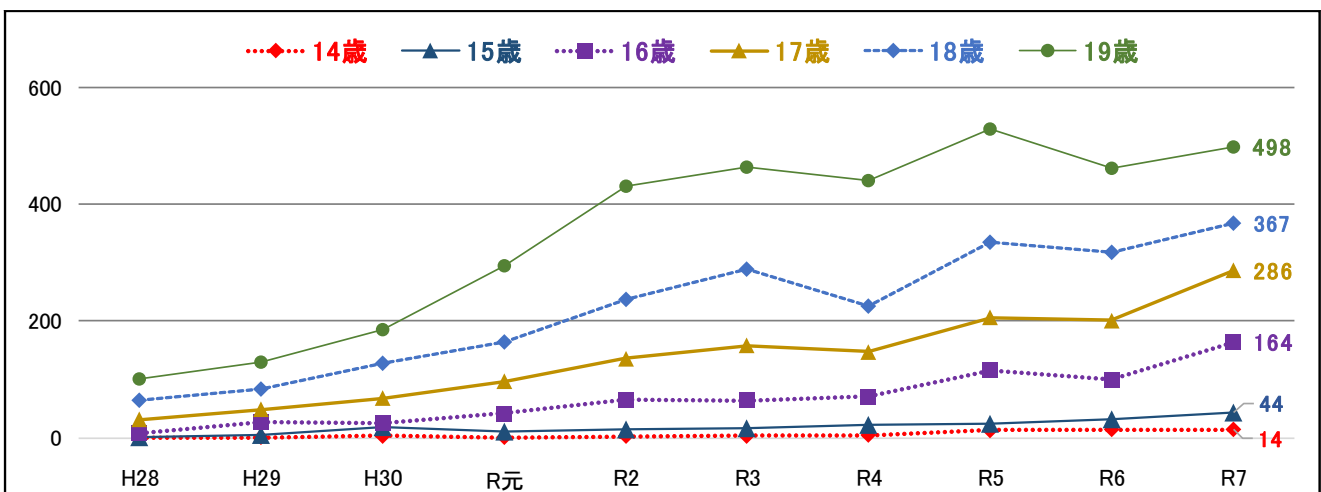
図表 4-7 大麻事犯年齢層別検挙人員の推移



(イ) 若年層の検挙状況

20歳未満の検挙人員については、各年齢とも増加傾向にあったところ、令和7年中の検挙人員は、15歳から19歳の各年齢で前年より増加した。学校区分別の検挙人員をみると、大学生等が243人、高校生が315人、中学生が28人、専修学校生等が106人と、いずれも過去10年間で大幅に増加している（図表4-8、4-9）。

図表 4-8 20歳未満の大麻事犯年齢別検挙人員の推移



図表 4-9 大麻事犯学校区分別検挙人員の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大学生等	38	54	100	131	219	231	159	233	229	243
高校生	33	56	77	111	160	189	151	222	206	315
中学生	2	2	7	6	8	8	11	21	26	28
専修学校生等	16	24	51	47	61	93	69	108	94	106

注：検挙人員は29歳以下を抽出

**【事例】**

**○ 高校生らによる大麻所持等事件（宮崎）**

男子高校生らは、令和7年4月から同年6月にかけて、宮崎県内において麻薬である大麻を所持等した。

同年6月までに、同男子高校生ら5人を麻薬取締法違反（所持等）で逮捕し、大麻約2グラムを押収した。

**(ウ) 初犯者率**

大麻事犯の初犯者率は72.6%と、引き続き高い割合となっている（**図表4-10**）。

**図表4-10 大麻事犯初犯者率の推移**

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙人員		2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078	6,832
初犯者数		1,962	2,294	2,741	3,355	3,974	4,281	4,054	4,935	4,425	4,958
初犯者率(%)		77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1	75.9	76.1	72.8	72.6
年齢層別初犯者率(%)	60歳以上	92.3	67.7	68.6	63.6	53.3	69.8	55.3	64.2	46.2	68.9
	50歳代	58.6	58.7	63.1	57.4	56.3	64.9	63.0	60.2	60.0	60.9
	40歳代	70.6	66.0	64.9	67.1	67.5	67.5	66.5	66.5	62.9	60.0
	30歳代	74.6	70.9	69.7	71.1	71.3	68.5	68.3	69.2	65.4	67.4
	20歳代	80.5	82.6	81.2	81.8	81.0	80.4	77.5	76.1	73.9	71.9
	20歳未満	91.0	89.9	92.8	90.3	91.2	88.5	86.3	88.5	82.8	85.4

**(イ) 違反態様別の検挙状況**

主な違反態様別では、所持事犯が5,354人、施用事犯が700人、栽培事犯が126人、譲渡事犯が180人、譲受事犯が103人、密輸入事犯が192人となっており、栽培事犯は、前年より減少した（**図表4-11**）。

**図表4-11 大麻栽培事犯検挙人員の推移**

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙人員		116	139	152	167	239	232	234	260	189	126
暴力団構成員等		35	53	25	42	47	48	41	39	31	19
外国人		13	17	10	12	15	27	23	50	28	23

**(2) 薬物の押収状況**

薬物別の押収量は、覚醒剤が1,628.6キログラム（前年比+219.6キログラム）、乾燥大麻が428.4キログラム（同+110.4キログラム）、大麻草が4,503本（同-1,374本）、大麻濃縮物が315.3キログラム（同+247.7キログラム）等となっている。

また、主な麻薬では、MDMAが28万651錠（同+7万9,927錠）と、前年より増加した一方で、コカインは226.9キログラム（同-20.3キログラム）と、前年より減少した（**図表4-12**）。

図表 4-12 薬物種類別押収量の推移

種類	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	覚醒剤	(kg)	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	289.0	1,342.9	1,409.0
	(錠)	138	5	261	64	5	2,952	1,533	484	404	666
乾燥大麻	(kg)	133.1	176.3	280.4	350.2	265.1	329.7	289.6	784.5	318.0	428.4
大麻たばこ	(kg)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	—
大麻樹脂	(kg)	0.9	20.7	2.9	12.8	3.4	2.1	5.6	1.0	9.2	1.1
大麻草	(本)	13,660	17,324	4,456	8,074	9,893	7,301	7,563	9,312	5,877	4,503
	(kg)	42.3	67.5	23.0	33.2	37.9	17.8	11.2	27.2	16.9	42.6
大麻濃縮物	(kg)	—	—	—	—	—	22.2	74.0	35.7	67.6	315.3
合成麻薬	(錠)	5,021	3,181	12,303	73,935	90,322	54,204	74,824	169,442	226,119	302,432
MDMA	(錠)	5,019	3,109	12,274	73,874	90,218	54,192	74,747	169,374	200,724	280,651
コカイン	(kg)	18.3	9.6	42.0	34.9	23.4	10.0	41.8	53.4	247.2	226.9
ヘロイン	(kg)	0.0	70.3	0.0	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	0.0	0.0	2.5	1.9

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量（kg）は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4：大麻たばこの押収量は、令和7年以降、乾燥大麻の押収量に計上している。

### (3) 暴力団による薬物事犯

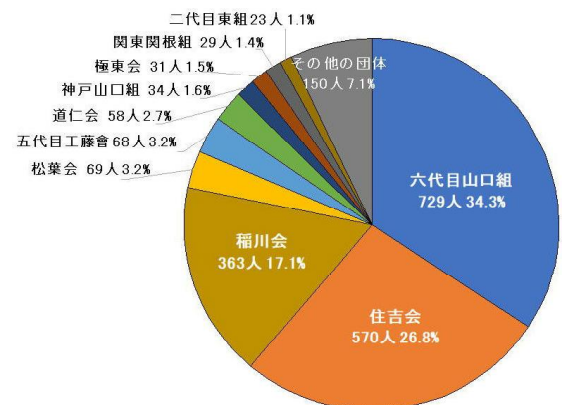
#### ア 暴力団構成員等の検挙状況

##### (7) 全薬物事犯

暴力団構成員等による薬物事犯の検挙人員は2,124人と、全薬物事犯検挙人員（1万4,574人）の14.6%を占めている。

組織別では、このうちの78.2%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている（図表4-13）。

図表 4-13 薬物事犯における暴力団組織別構成比率



##### (イ) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員（6,395人）のうち、暴力団構成員等が24.0%（1,535人）を占めている。組織別では、このうちの78.0%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている。

##### (ウ) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員（6,832人）のうち、暴力団構成員等が6.6%（451人）を占めている。組織別では、このうちの78.3%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている。

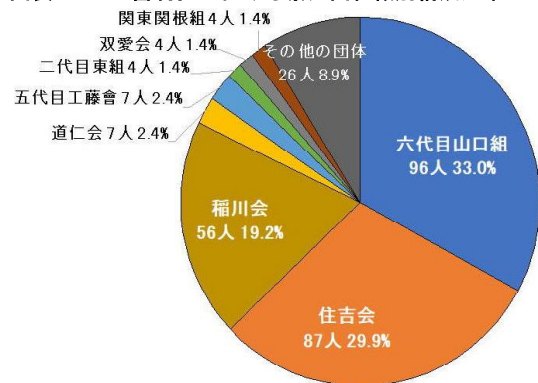
イ 営利犯の検挙状況

(7) 全薬物事犯

暴力団構成員等による薬物事犯の営利犯検挙人員は291人と、全営利犯検挙人員（1,342人）の21.7%を占めている。

組織別では、このうちの82.1%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている（図表4-14）。

図表4-14 営利犯における暴力団組織別構成比率



(イ) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は175人と、同検挙人員全体（497人）の35.2%を占めている。同構成比率を他の薬物と比較すると、大麻事犯が15.1%、麻薬及び向精神薬事犯が7.7%となっており、暴力団構成員等が営利目的で取り扱う薬物については、いまだ覚醒剤が主となっている状況がうかがえる。

(ウ) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯検挙人員は93人と、同検挙人員全体（617人）の15.1%を占めている。

また、暴力団構成員等による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は12人と、同検挙人員全体（54人）の22.2%を占めており、大麻の密売及び密輸入のほか、大麻の栽培にも暴力団が関与している状況がうかがえる。

(4) 外国人による薬物事犯

ア 外国人の検挙状況

(7) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別で見ると、ベトナムが343人と最も多く、次いでブラジルが229人、フィリピンが128人、韓国・朝鮮が119人、アメリカが106人等となっている（図表4-15）。

(イ) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、ベトナムが115人と最も多く、次いで韓国・朝鮮が84人、フィリピンが81人、ブラジルが79人、タイが58人等となっている。

(ウ) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが113人と最も多く、次いでベトナムが108人、アメリカが55人、フィリピンが42人、韓国・朝鮮が25人等となっている。

図表 4-15 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙人員

区分	薬物別		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯		
	総数		人員	前年比	人員	前年比	MDMA等		コカイン		ヘロイン		人員	前年比	人員	前年比	
	人員	前年比					人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比					人員
外国人の検挙人員	1,502	+214	657	+78	527	+57	316	+79	88	+19	118	+48	0	-1	2	0	
国籍・地域別 検挙人員	ベトナム	343	+98	115	+44	108	+37	120	+19	55	+9	2	+1	0	0	0	-2
	ブラジル	229	-13	79	-6	113	-29	37	+22	1	0	36	+27	0	0	0	0
	フィリピン	128	+30	81	+25	42	+9	5	-4	1	0	4	-2	0	0	0	0
	韓国・朝鮮	119	-1	84	0	25	-5	10	+4	0	-1	10	+7	0	0	0	0
	アメリカ	106	+31	23	+18	55	+13	28	0	5	+4	14	+2	0	0	0	0
	タイ	83	+23	58	+7	16	+10	9	+6	1	0	3	+2	0	0	0	0
	ペルー	47	+1	14	+1	23	-3	10	+3	1	+1	9	+3	0	0	0	0
	中国	41	+6	19	-2	12	+3	10	+5	2	+2	1	+1	0	0	0	0
	スリランカ	31	+10	13	+6	18	+5	0	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0
	カンボジア	29	-23	29	-22	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ミャンマー	23	+12	4	+1	18	+10	1	+1	0	0	1	+1	0	0	0	0
	イラン	23	+9	13	+2	7	+5	2	+1	0	0	0	-1	0	0	1	+1
	インドネシア	21	+7	12	0	5	+4	4	+3	3	+2	1	+1	0	0	0	0
	イギリス	21	+14	7	+4	3	+3	11	+7	1	0	1	-2	0	0	0	0
	マレーシア	18	+5	12	+3	2	+2	4	0	0	-2	2	+2	0	0	0	0
	トルコ	16	-13	8	-2	6	-10	2	-1	0	0	2	-1	0	0	0	0
	台湾	15	+4	5	+2	3	0	7	+2	0	0	2	+2	0	-1	0	0
	メキシコ	15	+1	15	+2	0	0	0	-1	0	0	0	-1	0	0	0	0
	フランス	14	+10	2	+2	7	+5	5	+3	1	0	1	+1	0	0	0	0
	カナダ	14	-3	7	-5	1	-1	6	+3	4	+3	2	+1	0	0	0	0

注：令和7年中の検挙人員上位20の国籍・地域を抽出。

イ 営利犯の検挙状況

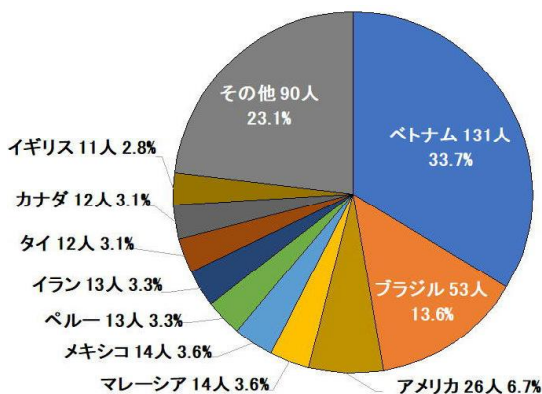
(7) 全薬物事犯

全薬物事犯の営利犯検挙人員（1,342人）のうち、外国人が389人（構成比率29.0%）を占めている。

国籍・地域別では、ベトナムが131人（同33.7%）と最も多く、次いでブラジルが53人（同13.6%）、アメリカが26人（同6.7%）、マレーシア、メキシコが各14人（同3.6%）等となっている（図表4-16）。

また、外国人による全薬物事犯の営利犯検挙人員389人の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が135人（同34.7%）、麻薬及び向精神薬事犯が146人（同37.5%）、大麻事犯が108人（同27.8%）となっている。

図表 4-16 営利犯における国籍・地域別構成比率



(イ) 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は135人で、同検挙人員全体（497人）の27.2%を占めている。

国籍・地域別では、ベトナムが15人と最も多く、次いでメキシコ及びアメリカが各14人、イランが10人、マレーシア及びブラジルが各9人等となっている。

(ウ) 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯検挙人員は108人で、同検挙人員全体（617人）の17.5%を占めている。

国籍・地域別では、ベトナムが61人と最も多く、次いでブラジルが9人、アメリカが8人、フィリピン及びスリランカが各5人等となっている。

また、外国人による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は14人と、同検挙人員全体（54人）の25.9%を占めており、外国人が密売目的で大麻の栽培に関与している状況がうかがえる。

### 【事例】

#### ○ イラン人によるフィリピン人等を対象とした覚醒剤密売事件（岐阜）

イラン人の男は、令和6年2月から同年10月にかけて、岐阜県内等において、覚醒剤を密売した。令和7年2月までに、同男を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、同男から覚醒剤を購入するなどしたフィリピン人等の客17人を覚醒剤取締法違反（所持等）で検挙した。

## (5) 麻薬特例法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

### ア 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数

薬物犯罪収益等隠匿罪の検挙事件数は9件（前年比－8件）と、前年より減少し、また、同收受罪の検挙事件数は6件（同＋2件）と、前年より増加した（図表4-17）。

図表4-17 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙事件数の推移

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		5	7	5	8	3	5	15	20	17	9
	暴力団構成員等	4	3	2	6	1	2	2	3	6	1
薬物犯罪収益等收受(7条)		3	1	2	1	0	4	2	1	4	6
	暴力団構成員等	2	1	1	1	0	2	0	0	3	4
合計		8	8	7	9	3	9	17	21	21	15
	暴力団構成員等	6	4	3	7	1	4	2	3	9	5

### イ 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全状況

薬物犯罪収益に係る起訴前の没収保全命令の発出件数は35件で、金銭債権等総額は2,393万5,710円（外貨等を除く。）となっている（図表4-18）。

図表4-18 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額の推移

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数		16	11	17	8	18	24	23	20	27	35
	暴力団構成員等	12	0	5	1	6	6	5	2	11	6
金銭債権等総額		1億501万9,479円	230万2,673円	4,840万8,554円	415万3,977円	1,268万4,518円	3,271万2,378円	2,536万3,870円	4,542万7,415円	2,390万5,545円	2,393万5,710円
外貨その他				1,000米ドル	1,800米ドル 72台湾ドル 95.6リンギット				900米ドル 116ユーロ 34セント	520米ドル 20ポンド 300ユーロ 46円分のサービス請求権（電子マネー）	10,144米ドル 145ユーロ 695ポンド 33万8,379円分のサービス請求権（電子マネー）
	金地金債権 0.85054グラム プラチナ地金債権 27.99112グラム										

注：警察官たる司法警察員が請求したものに限り。

大麻をめぐる最近の情勢

本トピックスでは、大麻乱用者への実態調査の取りまとめ結果について説明すると共に、大麻の供給源となる組織的な大麻等密輸入・密売事件について紹介する。

1 大麻乱用者の実態調査の取りまとめ結果

令和7年11月から同年12月にかけて、麻薬取締法違反（大麻単純所持又は単純施用）で検挙された者のうち、1,006人について、捜査の過程において明らかとなった大麻を初めて使用した動機及びきっかけのほか、大麻の入手先を知った方法等の実態調査を行い取りまとめた結果は、次のとおりである。

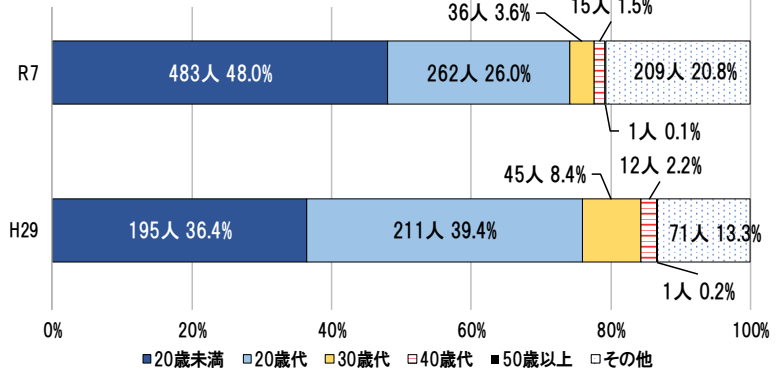
※ 図表1で対比した平成29年については、平成29年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、535人について取りまとめたもの。

(1) 大麻を初めて使用した年齢（図表1、2）

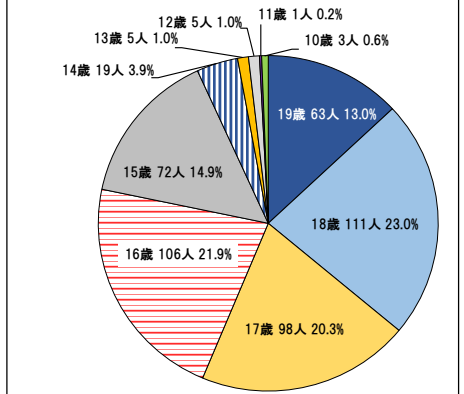
対象者が初めて大麻を使用した年齢は、20歳未満が48.0%、20歳代が26.0%と、20歳代以下が7割以上を占める（最低年齢は10歳）。

初回使用年齢層構成比を平成29年と比較すると、20歳未満が36.4%から48.0%に増加しており、若年層の中でも特に20歳未満での乱用拡大が懸念される。

図表1：初回使用年齢層構成比



図表2：初回使用年齢（20歳未満）



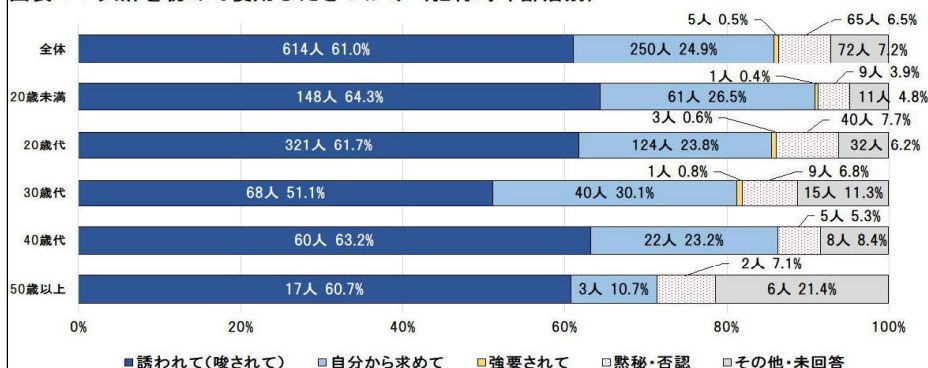
(2) 大麻を初めて使用した動機及びきっかけ（図表3、4）

大麻を使用した動機は、「好奇心・興味本位」が最多で、いずれの年齢層でも約5割を占める。大麻を初めて使用したきっかけは、いずれの年齢層でも「誘われて（唆されて）」が過半数を占める。

図表3：大麻を初めて使用した動機（犯行時年齢層別・複数回答）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	全体
好奇心・興味本位	57.3%	52.1%	47.9%	47.4%	51.4%	52.3%
その場の雰囲気	15.5%	19.6%	15.4%	18.5%	10.8%	17.8%
ストレス発散	4.1%	6.3%	8.9%	8.9%	13.5%	6.5%
好きなアーティストや音楽からの影響	10.1%	5.8%	3.0%	3.0%	0.0%	6.0%
現実逃避	3.5%	4.0%	3.6%	5.2%	2.7%	3.9%
その他	1.6%	3.3%	6.5%	3.7%	8.1%	3.5%
多幸感	3.5%	2.9%	3.0%	4.4%	5.4%	3.3%
陶酔効果	1.9%	2.4%	4.1%	2.2%	5.4%	2.5%
パーティー感覚	1.9%	1.4%	5.3%	3.0%	0.0%	2.1%
クラブや音楽イベント等に参加した高揚感	0.6%	2.1%	2.4%	3.7%	2.7%	2.0%

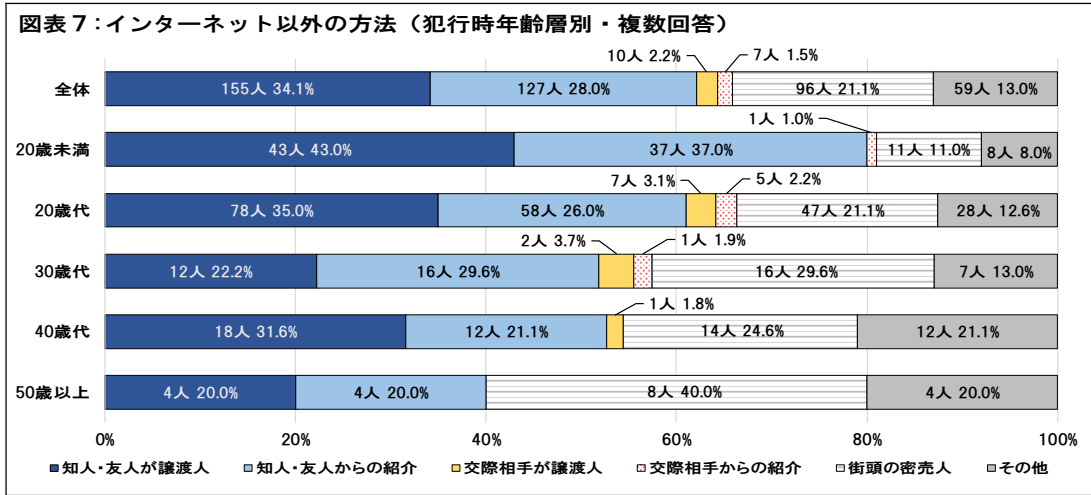
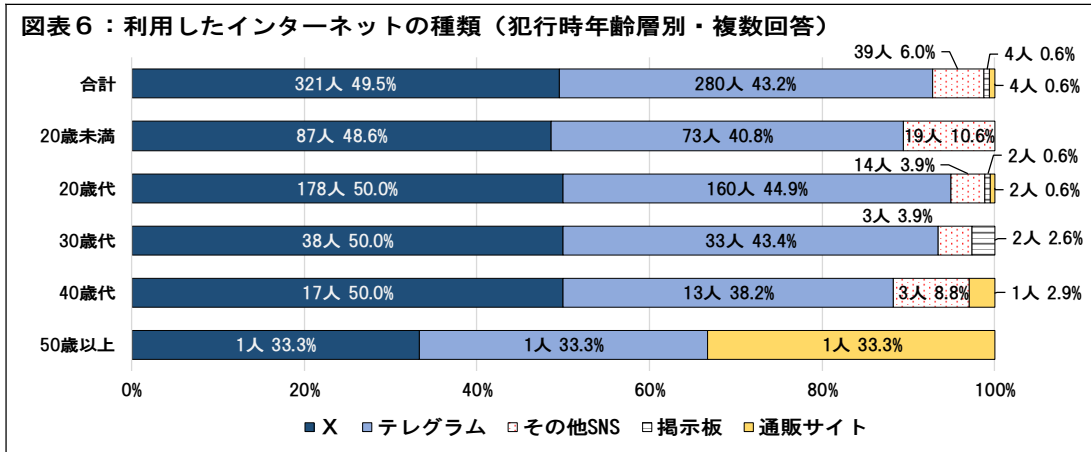
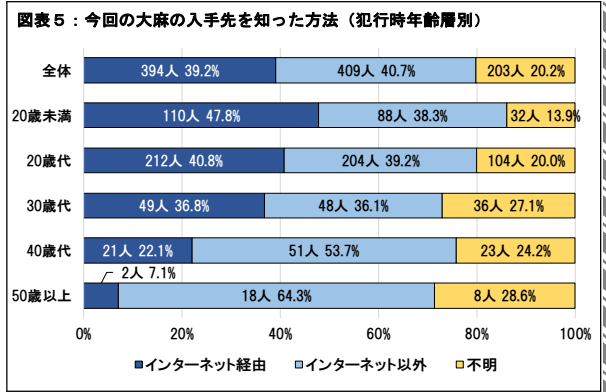
図表4：大麻を初めて使用したきっかけ（犯行時年齢層別）



### (3) 大麻の入手先（譲渡人）を知った方法（図表5～7）

検挙事実となった大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、20歳代以下では「インターネット経由」が4割以上を占め、このうち9割以上がSNSを利用しており、近年、SNSが急速に普及したことにより、これまで以上に大麻の入手が容易になっている状況がうかがえる。

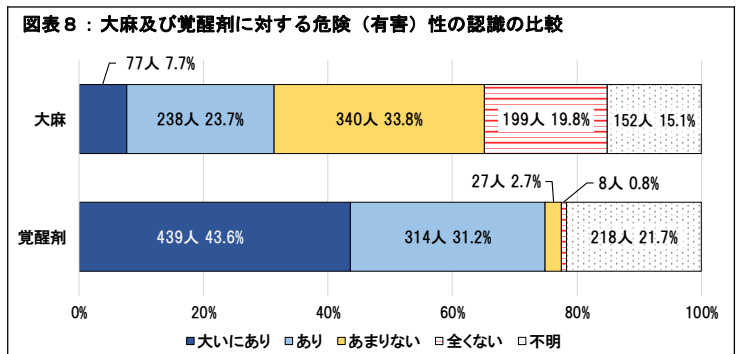
「インターネット以外の方法」では、大麻の入手に「友人・知人」が関与しているケースが全体の62.1%を占め、20歳未満では8割を占めるなど、年齢層が下がるほど、その傾向が顕著である。



### (4) 大麻に対する危険（有害）性の認識（図表8、9）

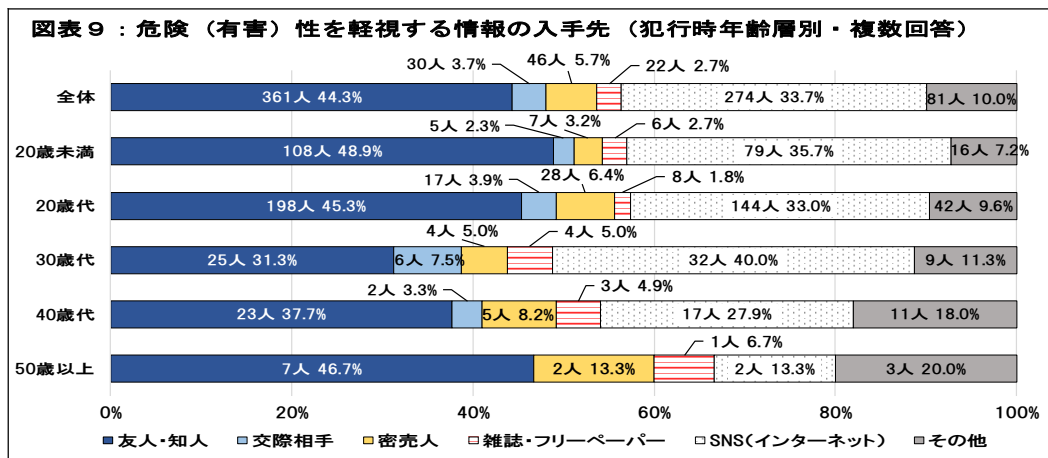
大麻に対する危険（有害）性の認識は、「全くない」及び「あまりない」の割合が53.6%で、覚醒剤に対する危険（有害）性の認識と比較すると、著しく低い。

一方で、前回調査（令和6年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、



889人について取りまとめたもの。以下同じ。)と比較すると、「大いにあり」及び「あり」の割合が31.4%と、6.3ポイント増加している。

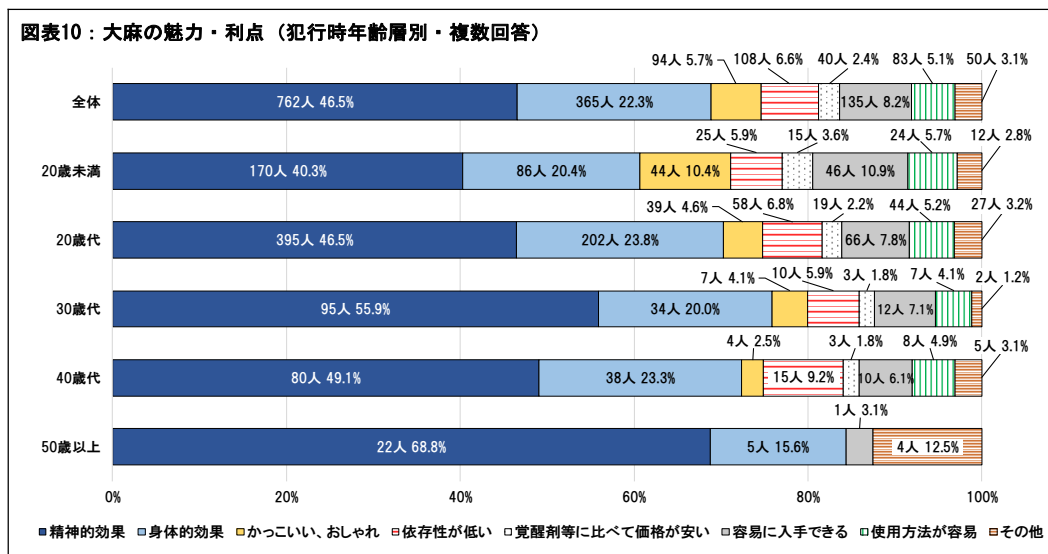
なお、大麻に対する危険(有害)性を軽視する情報の入手先については、いずれの年齢層でも、「友人・知人」及び「SNS(インターネット)」が多く、30歳代以外の年齢層において、「友人・知人」の占める割合が最も高い。



**(5) 感じている大麻の魅力(図表10)**

大麻乱用者が感じる大麻の魅力は、いずれの年齢層においても「精神的効果」が最多となり、30歳以上の壮年層は、その割合が高い傾向にある。

一方で、20歳代以下の若年層においては、「カッコいい、おしゃれ」や「容易に入手できる」の割合が、30歳以上の壮年層と比べて高い傾向にある。



**(6) まとめ**

今回の実態調査によって、前回調査に引き続き、大麻を使用し始めた動機やきっかけ、入手先、危険(有害)性に関する誤った認識の形成等、様々な面で20歳代以下の若年層の多くが身近な環境に影響されている実態が裏付けられた。

また、大麻に対する危険(有害)性を認識している者の割合が前回調査から増加し、大麻の不正な施用に罰則が適用されることとなったことや各種広報啓発等による一定の効果がみられる一方、依然として、大麻に関する誤った認識を持つ者が多い実態がある。

引き続き、供給の遮断と需要の根絶に向け、厳正な取締りを一層強力に推進するとともに、若年層を取り巻く環境の健全化、SNSにおける違法・有害情報の排除、大麻の危険(有害)性を正しく認識できるような広報啓発等を積極的に行い、若年層を中心とした大麻の乱用拡大に歯止めを掛けることが重要である。

## 2 暴力団組織等による大麻等密輸入・密売事件

近年、我が国における大麻等の薬物事犯においては、薬物の密輸手口の巧妙化や薬物犯罪組織の複雑化、密売ルートの特異化等により、薬物の供給源となる薬物犯罪組織の全容解明が容易ではない状況にある。

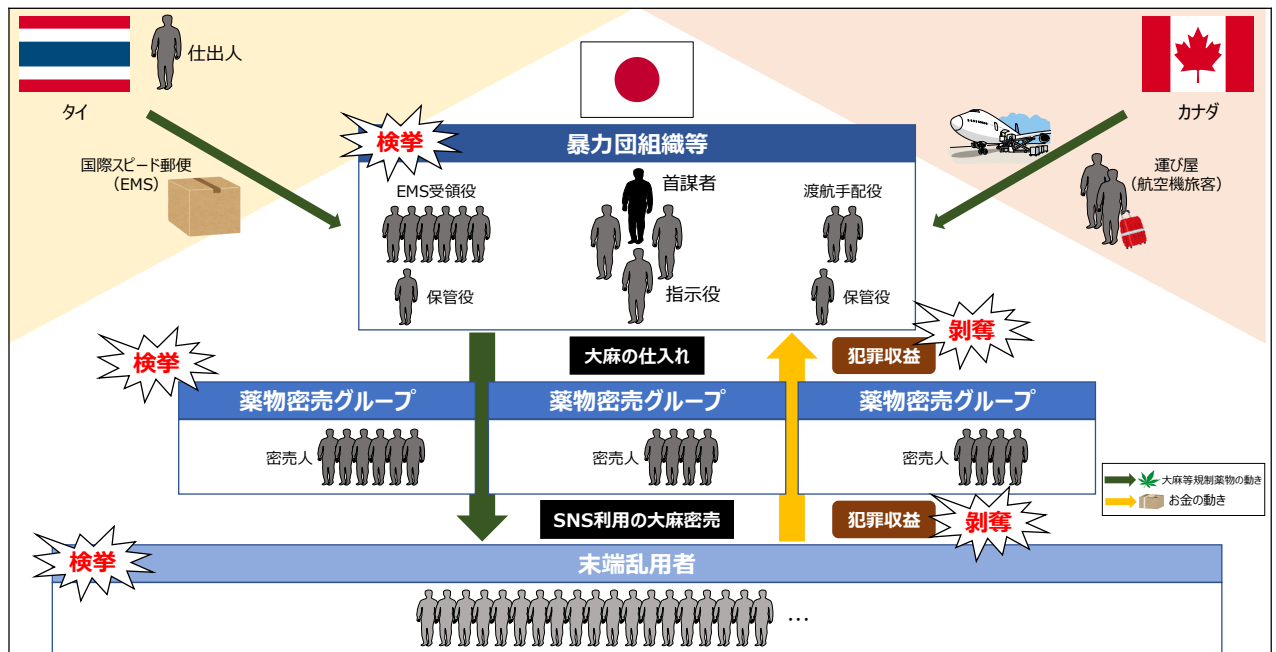
こうした状況に対応するため、警察では、多様な捜査手法を駆使して、薬物の密輸・密売ルートの解明と薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締りを強力に推進するとともに、薬物の末端乱用者の徹底的な検挙を行い、薬物の供給の遮断と需要の根絶の両面からのアプローチを進めていく必要がある。

### 【事例】

#### ○ 稲川会傘下組織幹部らによる大麻等密輸入・密売事件（警視庁・千葉・神奈川）

稲川会傘下組織幹部らが、タイ等から密輸入した大麻等の規制薬物を複数の薬物密売グループを利用しながら密売した事例。

タイ来大麻密輸入事件を端緒に、多様な捜査手法を駆使して密輸・密売ルートを解明の上、首謀者である稲川会傘下組織幹部を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、複数の薬物密売グループの関係者、末端乱用者等の計39名を検挙して、薬物犯罪組織を壊滅した。



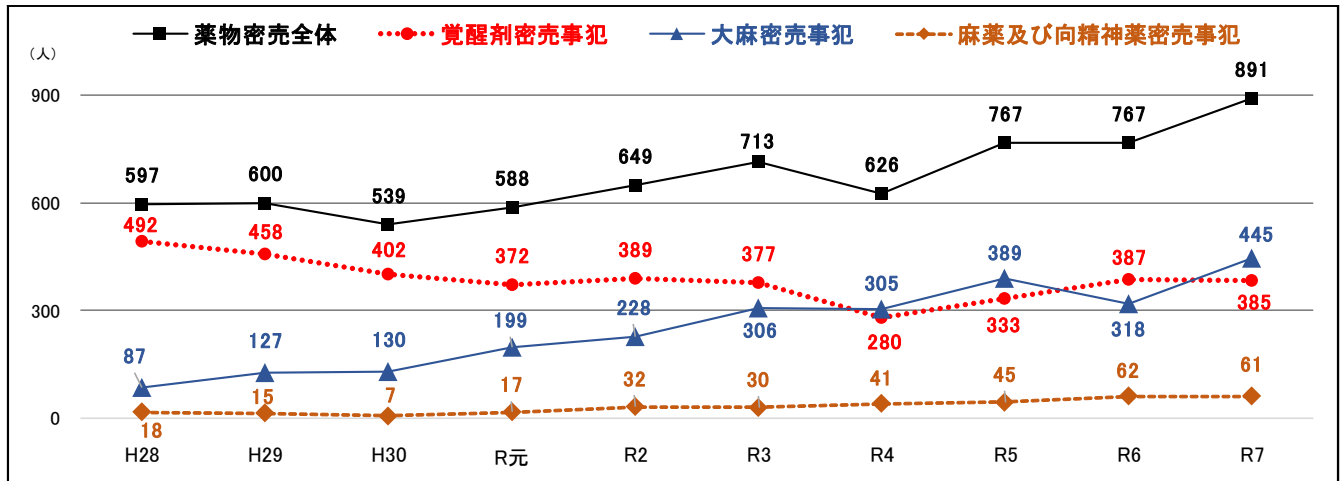
## 2 薬物密売関連事犯の検挙状況

### (1) 薬物密売関連事犯の検挙状況

薬物事犯のうち、密売関連事犯の検挙人員は891人と、前年より増加した(図表4-19)。

同検挙人員のうち、暴力団構成員等は259人(構成比率29.1%)、外国人は88人(同9.9%)となっている(図表4-20)。

図表4-19 薬物事犯別密売関連事犯検挙人員の推移



### (2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴

#### ア 覚醒剤密売関連事犯

覚醒剤の密売関連事犯検挙人員は385人(前年比-2人)と、前年より減少したものの、密売関連事犯全体(891人)の43.2%を占めている。

#### イ 大麻密売関連事犯

大麻の密売関連事犯検挙人員は445人(前年比+127人)と、前年より大幅に増加し、密売関連事犯全体(891人)の49.9%を占めている。

#### 【事例】

##### ○ SNSを利用した覚醒剤等密売事件(京都)

建築作業員の男は、令和6年8月から令和7年6月にかけて、京都府内等において、SNSを利用して覚醒剤等の密売をした。

同年11月までに、同男を覚醒剤取締法違反(営利目的譲渡等)等で逮捕するとともに、同男から覚醒剤等を購入するなどした客等7人を覚醒剤取締法違反(所持等)等で逮捕した。

図表 4-20 薬物事犯別密売関連事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤事犯	検挙件数	612	538	498	440	466	493	385	398	452	464
	検挙人員	492	458	402	372	389	377	280	333	387	385
	暴力団構成員等	322	290	263	240	258	229	150	169	196	168
	構成比率(%)	65.4	63.3	65.4	64.5	66.3	60.7	53.6	50.8	50.6	43.6
	外国人	57	49	41	43	32	34	21	22	36	52
	構成比率(%)	11.6	10.7	10.2	11.6	8.2	9.0	7.5	6.6	9.3	13.5
大麻事犯	検挙件数	207	211	245	324	338	466	466	571	518	650
	検挙人員	87	127	130	199	228	306	305	389	318	445
	暴力団構成員等	32	50	49	63	53	71	61	86	47	76
	構成比率(%)	36.8	39.4	37.7	31.7	23.2	23.2	20.0	22.1	14.8	17.1
	外国人	5	19	6	14	19	29	18	17	21	29
	構成比率(%)	5.7	15.0	4.6	7.0	8.3	9.5	5.9	4.4	6.6	6.5
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	57	41	40	55	59	77	97	93	144	155
	MDMA等合成麻薬	6	8	4	15	15	26	25	21	32	21
	コカイン	32	14	28	29	18	21	37	34	71	99
	ヘロイン	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	その他	19	19	8	10	26	30	35	38	41	35
	検挙人員	18	15	7	17	32	30	41	45	62	61
	暴力団構成員等	5	6	4	9	3	6	1	12	9	15
	構成比率(%)	27.8	40.0	57.1	52.9	9.4	20.0	2.4	26.7	14.5	24.6
	外国人	2	3	0	3	3	13	11	11	9	7
	構成比率(%)	11.1	20.0	0.0	17.6	9.4	43.3	26.8	24.4	14.5	11.5
	MDMA等合成麻薬	1	3	0	1	8	3	12	7	9	6
	暴力団構成員等	1	3	0	0	1	1	0	0	1	4
	構成比率(%)	100.0	100.0	0.0	0.0	12.5	33.3	0.0	0.0	11.1	66.7
	外国人	0	0	0	1	2	1	6	3	2	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	25.0	33.3	50.0	42.9	22.2	0.0
	コカイン	3	2	6	11	3	3	8	19	32	37
	暴力団構成員等	2	0	4	8	2	1	1	11	6	11
	構成比率(%)	66.7	0.0	66.7	72.7	66.7	33.3	12.5	57.9	18.8	29.7
	外国人	1	2	0	1	0	1	2	3	3	2
	構成比率(%)	33.3	100.0	0.0	9.1	0.0	33.3	25.0	15.8	9.4	5.4
	ヘロイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	14	10	1	5	21	24	21	19	21	18
	暴力団構成員等	2	3	0	1	0	4	0	1	2	0
構成比率(%)	14.3	30.0	0.0	20.0	0.0	16.7	0.0	5.3	9.5	0.0	
外国人	1	1	0	1	1	11	3	5	4	5	
構成比率(%)	7.1	10.0	0.0	20.0	4.8	45.8	14.3	26.3	19.0	27.8	
あへん事犯	検挙件数	2	0	2	1	0	2	0	0	1	1
	検挙人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数	878	790	785	820	863	1,038	948	1,062	1,115	1,270
	検挙人員	597	600	539	588	649	713	626	767	767	891
	暴力団構成員等	359	346	316	312	314	306	212	267	252	259
	構成比率(%)	60.1	57.7	58.6	53.1	48.4	42.9	33.9	34.8	32.9	29.1
	外国人	64	71	47	60	54	76	50	50	66	88
	構成比率(%)	10.7	11.8	8.7	10.2	8.3	10.7	8.0	6.5	8.6	9.9

注：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

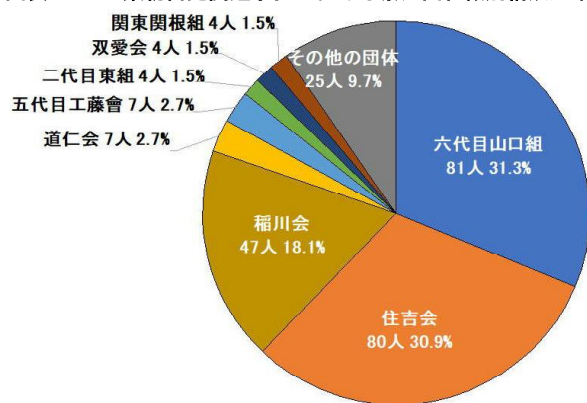
### (3) 暴力団による薬物密売関連事犯

薬物密売関連事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等が259人（構成比率29.1%）を占めている。

組織別では、このうちの80.3%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている（図表4-21）。

また、覚醒剤密売関連事犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の構成比率は43.6%を占めており、覚醒剤密売に係る犯罪収益が暴力団の資金源となっている実態がうかがえる。

図表4-21 薬物密売関連事犯における暴力団組織別構成比率



#### 【事例】

##### ○ 稲川会傘下組織組員による覚醒剤密売事件（神奈川）

稲川会傘下組織組員は、令和6年1月から同年10月にかけて、神奈川県内において、覚醒剤の密売をした。

令和7年3月までに、同組員を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕し、覚醒剤11.308グラムを押収するとともに、同組員から覚醒剤を購入するなどした客6人を、覚醒剤取締法違反（所持等）で逮捕した。

### (4) 外国人による薬物密売関連事犯

薬物密売関連事犯の検挙人員のうち、外国人が88人（構成比率9.9%）を占めている。

また、外国人による覚醒剤密売関連事犯の検挙人員は52人（同13.5%）、大麻密売関連事犯の検挙人員は29人（同6.5%）と、いずれも前年より増加した。

なお、外国人による麻薬及び向精神薬密売関連事犯の検挙人員は7人と、前年より減少した。

## 3 薬物密輸入事犯の検挙状況

### (1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙人員は536人（前年比+141人）と、前年より大幅に増加した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯が123人、大麻事犯が192人、麻薬及び向精神薬事犯が215人、あへん事犯が6人となっている。

また、薬物密輸入事犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の構成比率は3.7%（20人）と、前年より減少した一方、外国人の構成比率は71.1%（381人）と、前年より増加した（図表4-22）。

図表4-22 薬物事犯別密輸入事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤事犯	検挙件数	82	126	127	273	73	56	129	200	101	97
	検挙人員	97	153	157	333	114	83	175	275	138	123
	暴力団構成員等	11	14	32	36	20	17	37	51	23	7
	構成比率(%)	11.3	9.2	20.4	10.8	17.5	20.5	21.1	18.5	16.7	5.7
	外国人	73	120	103	246	63	35	81	153	83	94
	構成比率(%)	75.3	78.4	65.6	73.9	55.3	42.2	46.3	55.6	60.1	76.4
大麻事犯	検挙件数	42	81	75	89	66	72	61	74	100	170
	検挙人員	42	67	63	80	53	81	74	75	109	192
	暴力団構成員等	3	8	12	8	6	12	17	2	15	5
	構成比率(%)	7.1	11.9	19.0	10.0	11.3	14.8	23.0	2.7	13.8	2.6
	外国人	21	36	25	36	19	35	31	43	58	111
	構成比率(%)	50.0	53.7	39.7	45.0	35.8	43.2	41.9	57.3	53.2	57.8
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	77	95	122	101	79	83	104	145	125	196
	MDMA等合成麻薬	14	27	32	26	51	37	51	41	44	45
	コカイン	7	10	32	32	16	16	15	48	36	73
	ヘロイン	1	6	0	3	2	0	0	1	1	0
	その他	55	52	58	40	10	30	38	55	44	78
	検挙人員	78	69	92	85	68	103	127	145	145	215
	暴力団構成員等	5	3	5	1	1	1	9	5	3	2
	構成比率(%)	6.4	4.3	5.4	1.2	1.5	1.0	7.1	3.4	2.1	0.9
	外国人	28	27	54	53	39	64	91	109	109	176
	構成比率(%)	35.9	39.1	58.7	62.4	57.4	62.1	71.7	75.2	75.2	81.9
	MDMA等合成麻薬	13	10	19	23	40	51	60	43	48	48
	暴力団構成員等	0	1	3	0	1	1	1	0	1	0
	構成比率(%)	0.0	10.0	15.8	0.0	2.5	2.0	1.7	0.0	2.1	0.0
	外国人	3	2	9	13	24	33	52	39	36	40
	構成比率(%)	23.1	20.0	47.4	56.5	60.0	64.7	86.7	90.7	75.0	83.3
	コカイン	12	10	32	31	17	25	26	51	46	82
	暴力団構成員等	3	1	0	1	0	0	6	4	2	0
	構成比率(%)	25.0	10.0	0.0	3.2	0.0	0.0	23.1	7.8	4.3	0.0
	外国人	8	9	31	24	13	13	16	41	33	63
	構成比率(%)	66.7	90.0	96.9	77.4	76.5	52.0	61.5	80.4	71.7	76.8
	ヘロイン	0	2	0	2	1	0	0	1	1	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	
構成比率(%)	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
その他	53	47	41	29	10	27	41	50	50	85	
暴力団構成員等	2	1	2	0	0	0	2	1	0	2	
構成比率(%)	3.8	2.1	4.9	0.0	0.0	0.0	4.9	2.0	0.0	2.4	
外国人	17	14	14	14	2	18	23	29	39	73	
構成比率(%)	32.1	29.8	34.1	48.3	20.0	66.7	56.1	58.0	78.0	85.9	
あへん事犯	検挙件数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	検挙人員	0	0	0	0	0	1	0	0	3	6
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	100.0
	外国人	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数	201	302	324	463	218	212	294	419	327	464
	検挙人員	217	289	312	498	235	268	376	495	395	536
	暴力団構成員等	19	25	49	45	27	30	63	58	43	20
	構成比率(%)	8.8	8.7	15.7	9.0	11.5	11.2	16.8	11.7	10.9	3.7
	外国人	122	183	182	335	121	135	203	305	250	381
	構成比率(%)	56.2	63.3	58.3	67.3	51.5	50.4	54.0	61.6	63.3	71.1

注：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含む。

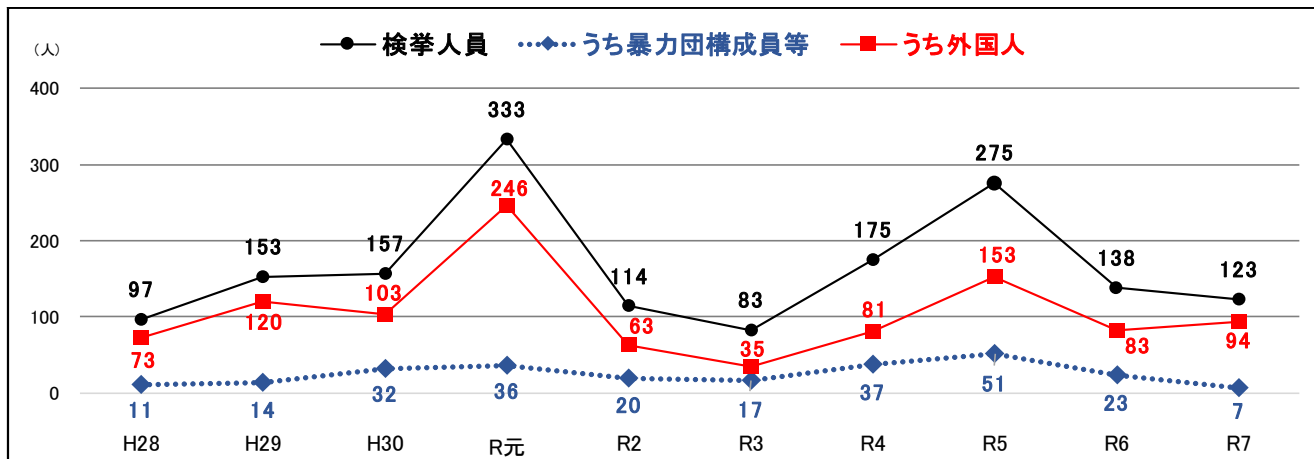
また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」に係るものを含まない。

## (2) 主な薬物密輸入事犯の傾向及び特徴

### ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤の密輸入事犯の検挙人員は123人（前年比－15人）と、前年より減少し、このうち、暴力団構成員等は7人（同－16人）、外国人は94人（同＋11人）となっている（図表4-23）。

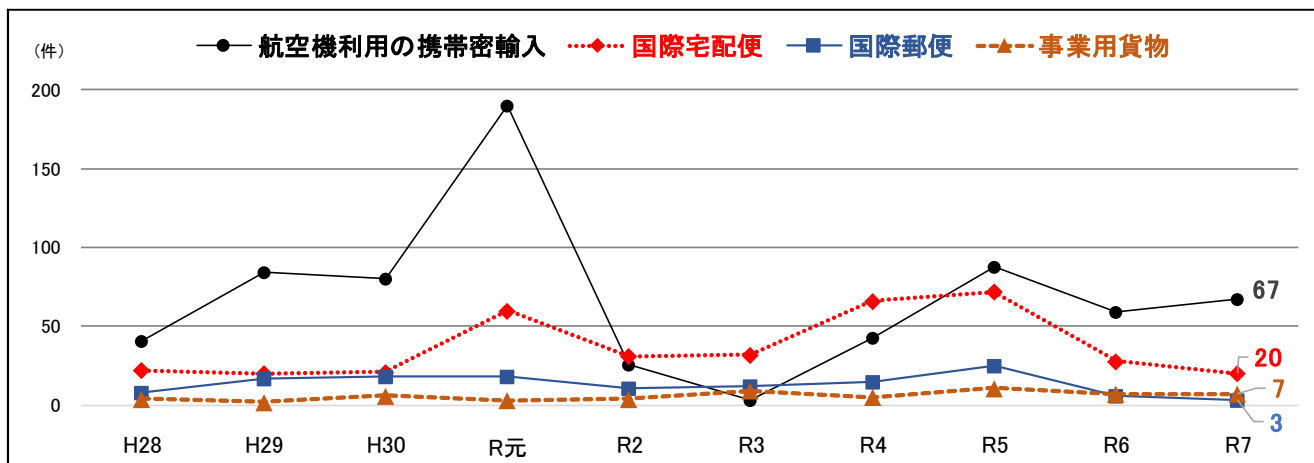
図表4-23 覚醒剤密輸入事犯検挙人員の推移



### (7) 態様別の検挙状況

主な態様別では、航空機利用の携帯密輸入が67件（前年比＋8件）、国際宅配便が20件（同－8件）、事業用貨物が7件（同±0件）、国際郵便が3件（同－3件）となっている（図表4-24）。

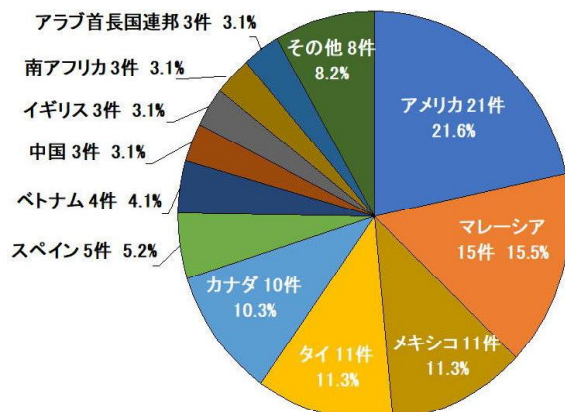
図表4-24 覚醒剤密輸入事犯態様別検挙件数の推移



### (イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、アメリカが21件（構成比率21.6%）と最も多く、次いでマレーシアが15件（同15.5%）、メキシコ及びタイが各11件（同11.3%）、カナダが10件（同10.3%）等となっている（図表4-25）。

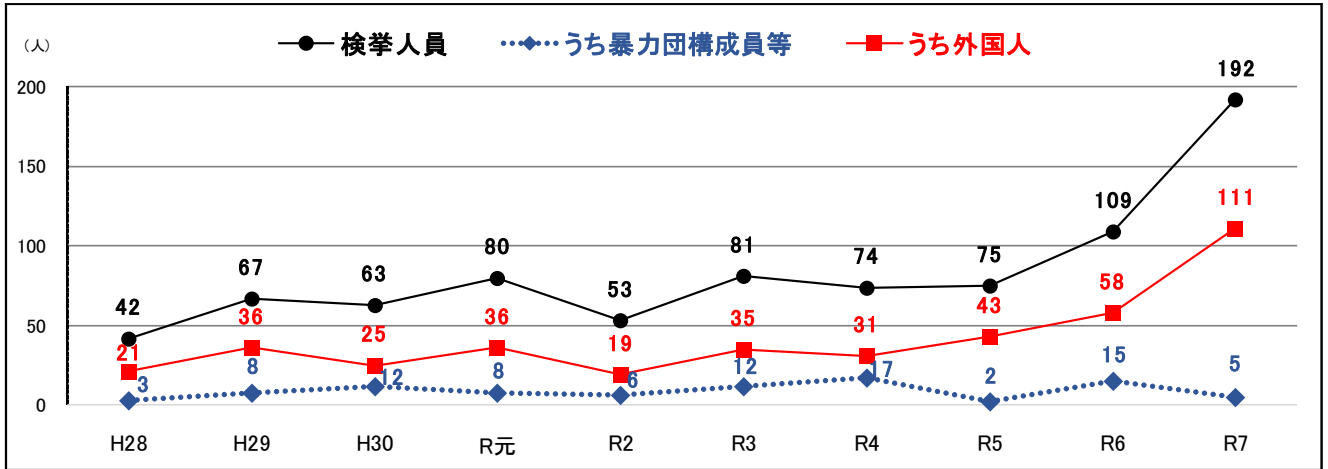
図表4-25 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



## イ 大麻密輸入事犯

大麻の密輸入事犯検挙人員は192人（前年比+83人）と、前年より増加し、このうち暴力団構成員等は5人（同-10人）、外国人は111人（同+53人）となっている（図表4-26）。

図表4-26 大麻密輸入事犯検挙人員の推移



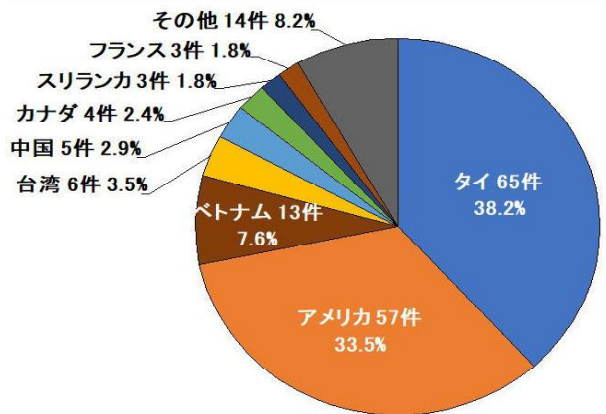
### (7) 態様別の検挙状況

主な態様別では、航空機利用の携帯密輸入が73件（前年比+37件）、国際宅配便が63件（前年比+26件）、国際郵便が28件（同+5件）と、いずれも前年より増加している。

### (イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、タイが65件（構成比率38.2%）と最も多く、次いでアメリカが57件（同33.5%）、ベトナムが13件（同7.6%）、台湾が6件（同3.5%）、中国が5件（同2.9%）等となっている（図表4-27）。

図表4-27 大麻密入事犯の仕出国・地域別構成比率



### 【事例】

#### ○ 国際宅配便を利用した大麻密輸入事件（警視庁）

建設作業員の男は、令和7年5月及び6月、アメリカ合衆国から国際宅配便を利用し、粘土皿内等に隠匿して液状の大麻を密輸入した。

同年11月、同男を麻薬取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、大麻約2キログラムを押収した。

### (3) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は1,276.6キログラム（前年比-103.2キログラム）と、前年より減少した。

また、大麻濃縮物の押収量は305.0キログラム（同+243.5キログラム）と、前年より大幅に増加し、乾燥大麻の押収量は120.6キログラム（前年比+43.4キログラム）と、前年より増加した（図表4-28）。

図表 4-28 薬物種類別密輸入押収量の推移

年次		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤	(kg)	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1	282.1	1,215.5	1,379.8	1,276.6
	(錠)	113	0	200	13	0	1,951	0	0	58	0
乾燥大麻	(kg)	3.9	5.6	120.6	120.3	19.9	8.7	13.9	370.4	77.2	120.6
大麻たばこ	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	—
大麻樹脂	(kg)	0.1	7.6	0.2	10.5	1.6	0.0	4.9	0.1	9.1	0.4
大麻濃縮物	(kg)	—	—	—	—	—	18.3	70.2	30.9	61.5	305.0
合成麻薬	(錠)	1,595	826	11,639	73,183	87,097	48,909	70,118	167,714	220,844	294,965
MDMA	(錠)	1,595	826	11,639	73,123	87,092	48,909	70,103	167,690	195,506	273,832
コカイン	(kg)	13.9	8.3	40.2	33.4	22.8	9.2	40.5	46.4	231.8	221.6
ヘロイン	(kg)	0.0	70.3	0.0	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.1	1.8

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3：大麻たばこの押収量は、令和7年以降、乾燥大麻の押収量に計上している。

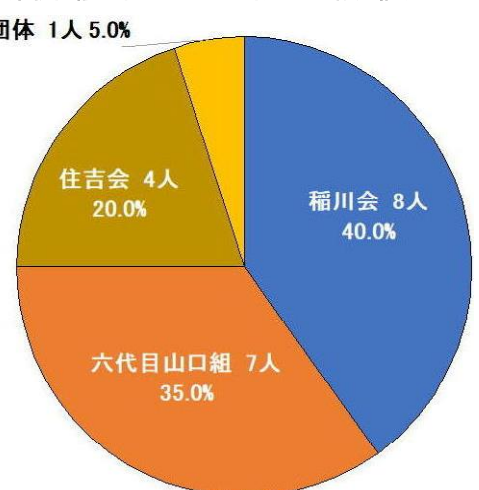
#### (4) 暴力団による薬物密輸入事犯

暴力団構成員等による薬物密輸入事犯の検挙人員は20人（前年比-23人）と、前年より減少した。

同検挙人員の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が7人（構成比率35.0%）、大麻事犯が5人（同25.0%）、麻薬及び向精神薬事犯が2人（同10.0%）、あへん事犯が6人（同30.0%）となっている。

組織別でみると、検挙人員のうち95.0%を稲川会、六代目山口組及び住吉会の3団体が占めており、これら暴力団組織が薬物密輸入事犯に深く関与し、有力な資金源としている状況がうかがえる（図表4-29）。

図表 4-29 薬物密輸入事犯における暴力団組織別構成比率



#### (5) 外国人による薬物密輸入事犯

外国人による薬物密輸入事犯の検挙人員は381人（前年比+131人）と、前年より増加した。

同検挙人員の薬物別内訳をみると、麻薬及び向精神薬事犯が176人（構成比率46.2%）、大麻事犯が111人（同29.1%）、覚醒剤事犯が94人（同24.7%）となっている。

外国人による薬物密輸入事犯の検挙人員を国籍・地域別でみると、麻薬及び向精神薬事犯では、ベトナムが52人と最も多く、次いでブラジルが35人、アメリカが15人、イギリスが9人等となっている。

同じく、大麻事犯では、ベトナムが43人と最も多く、次いでアメリカが29人、スリランカ、タイ及びフランスが各5人等となっている。

また、覚醒剤事犯では、アメリカが19人と最も多く、次いでメキシコが14人、マレーシアが11人等となっている。

## 【事例】

### ○ マレーシア人らによる覚醒剤密輸入事件（宮城）

マレーシア人の男らは、令和7年5月、マレーシアから航空機を利用し、ウエットティッシュに染み込ませて隠匿した覚醒剤を密輸入した。

同月、同男ら2人を覚醒剤取締法違反（輸入）で逮捕し、覚醒剤約9.1キログラムを押収した（同年6月、覚醒剤取締法違反（営利目的輸入）で起訴）。

## 4 危険ドラッグ事犯の検挙状況

### (1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ事犯の検挙人員は、平成27年のピーク以降、減少傾向が続いていたところ、令和4年に増加に転じ、令和6年までに大幅な増加を記録したが、令和7年中は366人（前年比－291人）と、前年より大幅に減少した（図表4－30）。

このうち、暴力団構成員等は8人（同－1人）、外国人は29人（同－3人）となっているほか、少年は46人（同－40人）となっている。

適用法令別では、医薬品医療機器等法違反が246人（同－152人）、麻薬取締法違反が120人（同－139人）となっている。

図表4－30 危険ドラッグに係る適用法令別検挙人員の推移

区分	年次										
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
危険ドラッグ事犯の検挙人員	920	651	396	182	150	145	279	424	657	366	
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反	758	578	346	165	131	111	242	320	398	246	
麻薬取締法違反	126	56	48	17	19	34	37	104	259	120	
交通関係法令違反	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
その他法令違反	29	16	1	0	0	0	0	0	0	0	

注1：複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上している。

注2：交通関係法令違反は、自動車運転死傷処罰法違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注3：適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上している。

注4：指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反は、その他法令違反に計上している。

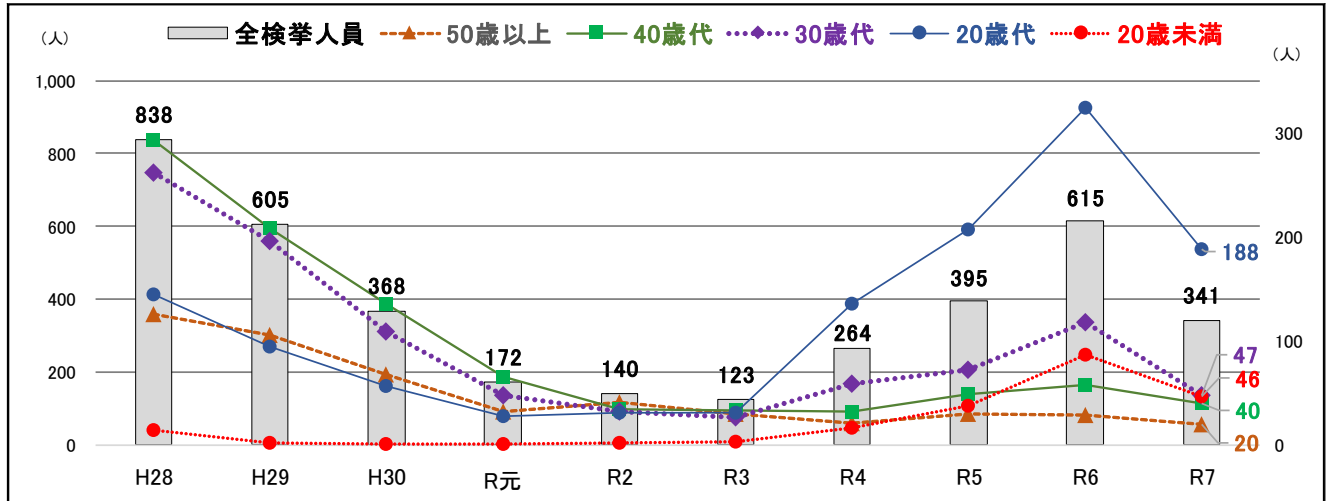
### (2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は341人（前年比－274人）と、前年より大幅に減少した（図表4－31）。

#### ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別検挙人員は、20歳未満が46人、20歳代が188人、30歳代が47人、40歳代が40人、50歳以上が20人となっており、20歳代以下の若年層が、全体の6割以上を占めている。

図表 4-31 危険ドラッグ乱用者の年齢層別検挙人員の推移



イ 薬物経験別の検挙状況

危険ドラッグ乱用者のうち、薬物犯罪の初犯者が278人（構成比率81.5%）、薬物犯罪の再犯者が63人（同18.5%）となっている。

(3) 危険ドラッグの入手状況

危険ドラッグの入手先別では、密売人が72人（前年比-42人）と最も多く、次いでインターネット等が60人（同-66人）、友人・知人が49人（同-29人）、街頭店舗が43人（同-26人）となっている（図表 4-32）。

図表 4-32 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
危険ドラッグ乱用者の検挙人員		838	605	368	172	140	123	264	395	615	341
入手先別	密売人	71	55	32	19	6	8	44	76	114	72
	インターネット等	353	227	166	63	71	53	69	71	126	60
	友人・知人	93	77	45	30	18	10	23	39	78	49
	街頭店舗	130	84	33	10	3	2	5	19	69	43
	その他・不明	191	162	92	50	42	50	123	190	228	117

(4) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙事件数は14件（前年比-12件）で、検挙人員は22人（同-9人）と、いずれも前年より減少した。

仕出国・地域別では、タイが4件、ベトナムが3件、アメリカ及びスロバキアが各2件等となっている。

## 第2 銃器情勢

令和7年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は1件で、暴力団構成員等によるものはなかった（図表4-33）。
- 銃器使用事件の検挙件数は12件で、強盗や脅迫等、複数の銃器使用事件が検挙された（図表4-36）。
- 拳銃押収丁数は、長期的には減少傾向にあるが、令和7年中は573丁と、中国製の玩具と称した真正拳銃をはじめ、押収丁数は前年より大幅に増加した。このうち暴力団からの押収丁数は27丁であった（図表4-37）。

以上のとおり、銃器の押収丁数が前年を大きく上回るなど、依然として、銃器事犯が平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、暴力団等の犯罪組織が所持・管理をする銃器の摘発、インターネット上に流通する銃器に関する情報への厳格な対応を含め、関係機関と連携した総合的な銃器対策を推進する必要がある。

### 1 銃器犯罪情勢

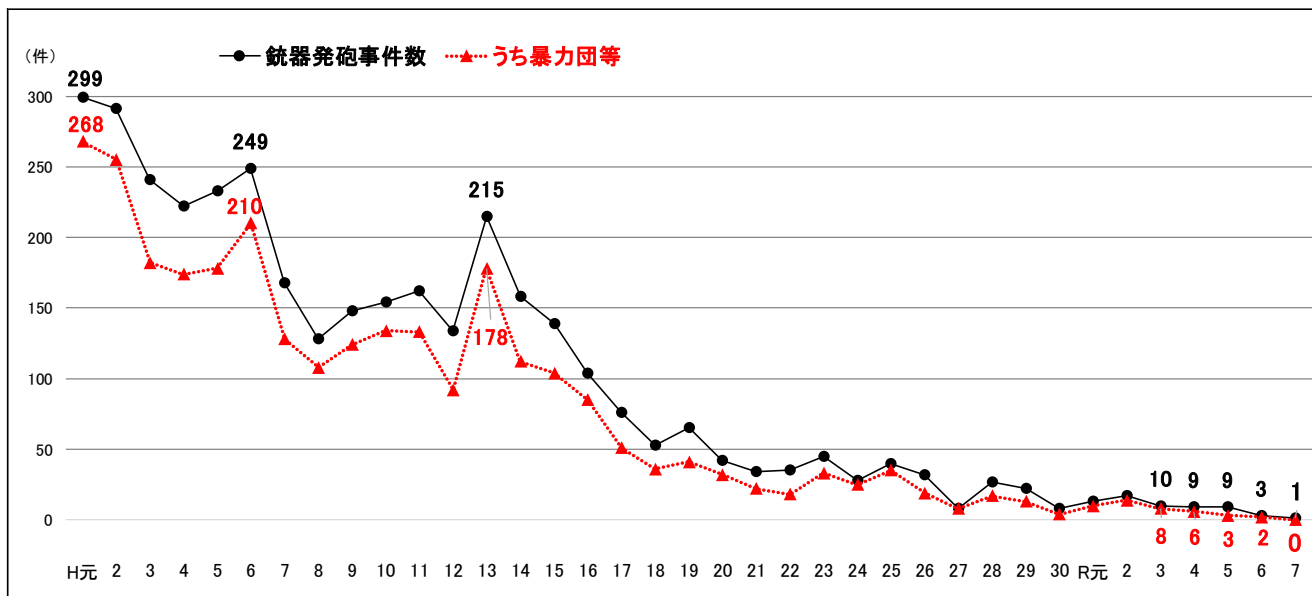
#### (1) 銃器発砲事件の発生状況

##### ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件の発生件数は1件（前年比-2件）と、平成以降では最も少なく、このうち暴力団の対立抗争によるとみられる発砲事件を含め、暴力団構成員等によるものはなかった。

銃器発砲事件による死傷者数は1人（同一2人）で、うち死者は1人と、いずれも前年より減少した（図表4-34）。

図表4-33 銃器発砲事件数の推移



注：「暴力団等」とは、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがえる銃器発砲事件数を含む。

図表 4-34 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死傷者数	11	8	3	12	9	5	6	10	3	1
死者数	5	3	2	4	4	1	4	7	2	1
暴力団構成員等	2	1	0	4	1	0	2	3	2	0
負傷者数	6	5	1	8	5	4	2	3	1	0
暴力団構成員等	1	2	1	5	5	3	1	0	0	0

### イ 銃種別の発生状況

発生した銃器発砲事件は、拳銃が使用されたものであった（図表 4-35）。

図表 4-35 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
銃器発砲事件数	27	22	8	13	17	10	9	9	3	1
拳銃	23	20	8	12	16	10	7	5	3	1
猟銃等	3	2	0	0	0	0	1	1	0	0
小銃等	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0
その他・不明	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

### (2) 銃器を使用した刑法犯の検挙状況

銃器を使用した刑法犯の検挙件数は12件（前年比-9件）と、前年より減少した。

罪種別では、強盗及び業務上等過失致死傷が各3件、脅迫及び器物損壊等が各2件等となっている。

図表 4-36 銃器使用事件検挙件数の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙件数	27	28	22	25	21	20	18	29	21	12
殺人	9	8	5	8	8	5	6	7	7	0
強盗	4	5	3	2	0	1	1	0	4	3
業務上等過失致死傷	5	5	4	6	3	3	6	6	4	3
脅迫	1	4	4	0	2	2	0	3	2	2
器物損壊等	0	0	4	2	3	0	2	2	2	2
その他	8	6	2	7	5	9	3	11	2	2

注：未遂罪及び予備罪の規定がある罪種は、これを含む。

## 2 銃器事犯の取締状況

### (1) 拳銃の押収状況等

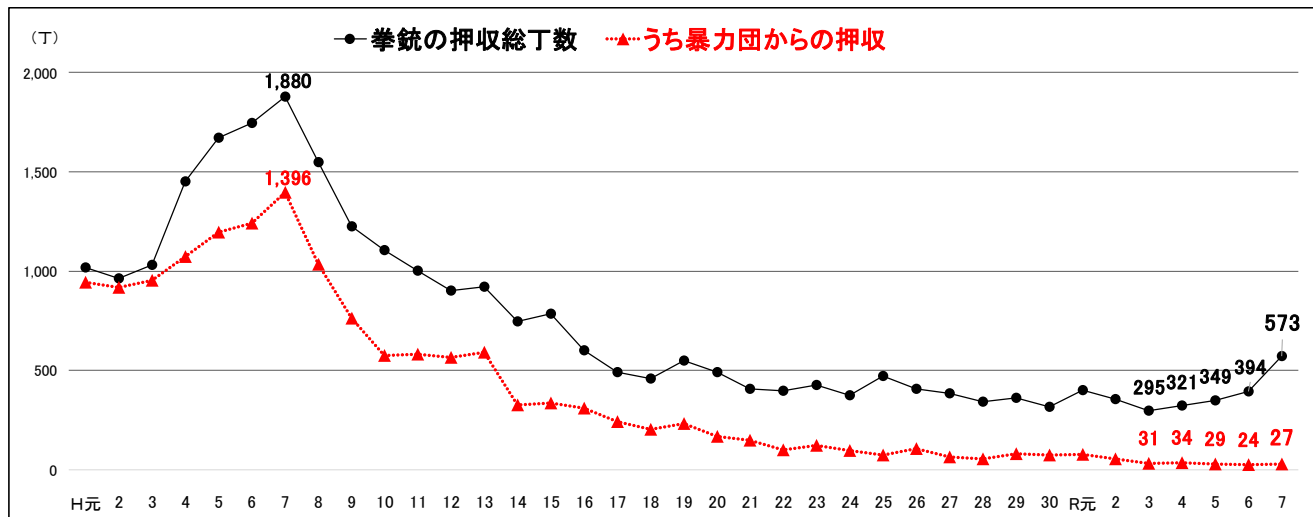
#### ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は573丁（前年比+179丁）と、前年より大幅に増加し、このうち暴力団からの押収は27丁（同+3丁）であった（図表4-37）。

令和4年以降、玩具と称した真正拳銃の販売を確認しており、令和7年中は251丁（前年比+187丁）を押収した。

押収した拳銃の内訳は、真正拳銃が537丁（同+182丁）、改造拳銃が36丁（同-3丁）となっている（図表4-38）。

図表4-37 拳銃押収丁数の推移



#### イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃537丁を製造国別で見ると、最多が中国製の251丁（構成比率46.7%）で、次いでアメリカ製99丁（同18.4%）、日本製74丁（同13.8%）、ベルギー製24丁（同4.5%）、ドイツ製14丁（同2.6%）等となっている。

また、真正拳銃の名称別では、南部十四年式が22丁（同4.1%）、ブローニング及びS&Wが各19丁（同3.5%）等となっている（図表4-39）。

図表4-38 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分	年次										
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
押収丁数	341	360	315	401	355	295	321	349	394	573	
真正拳銃	313	320	298	342	312	250	258	281	355	537	
	構成比率(%)										
	中国	7	6	6	6	8	3	4	2	65	251
	アメリカ	118	112	90	125	110	81	89	108	101	99
	日本	69	64	70	79	77	61	65	75	82	74
	ベルギー	33	46	30	24	28	28	26	27	25	24
	ドイツ	12	20	15	15	14	17	15	12	17	14
	スペイン	5	6	7	11	8	7	8	9	8	9
	ロシア(旧ソ連)	12	9	11	8	5	4	6	3	5	9
	イタリア	5	6	8	9	1	4	2	6	4	7
	フィリピン	6	6	9	9	4	7	1	1	3	7
	ブラジル	6	7	9	3	8	10	6	4	4	4
	その他	8	1	7	7	4	6	4	7	5	8
不明	32	37	36	46	45	22	32	27	36	31	
改造拳銃	28	40	17	59	43	45	63	68	39	36	
構成比率(%)											
	8.2	11.1	5.4	14.7	12.1	15.3	19.6	19.5	9.9	6.3	

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表 4-39 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年次										
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
真正拳銃の押収丁数		313	320	298	342	312	250	258	281	355	537	
南部十四年式	日本製	22	20	25	31	27	22	16	23	19	22	
ブローニング	主にベルギー製	30	37	25	19	20	20	16	18	18	19	
S&W	主にアメリカ製	23	29	23	42	33	14	22	30	29	19	
ハーリントン&リチャードソン	主にアメリカ製	19	21	14	24	14	19	11	24	22	17	
マカロフ型	主にロシア製	8	4	8	8	2	2	4	2	3	8	
トカレフ型	主に中国製	8	8	7	5	9	2	4	2	3	6	
その他		203	201	196	213	207	171	185	182	261	446	

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は156丁（前年比+97丁）で、前年より大幅に増加した（図表 4-40）。

図表 4-40 インターネット関連の拳銃押収状況

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
押収丁数		46	37	29	54	41	36	41	66	59	156

エ 拳銃 110 番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃 110 番報奨制度」により受理した通報件数は575件で、このうち同通報を端緒とする拳銃の押収はなかった。

(2) 拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙状況

銃刀法違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品等に係る検挙件数は213件（前年比+66件）、検挙人員は198人（同+62人）となっている。

このうち暴力団構成員等の検挙人員は29人（構成比率14.6%）であった（図表 4-41）。

図表 4-41 拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙件数		149	191	173	182	129	108	126	144	147	213
検挙人員		165	199	176	178	140	92	115	143	136	198
暴力団構成員等		74	87	74	62	60	33	27	27	21	29
構成比率(%)		44.8	43.7	42.0	34.8	42.9	35.9	23.5	18.9	15.4	14.6

注：検挙件数及び検挙人員には、拳銃に係る銃刀法違反事件のほか、拳銃部品及び実包のみに係る銃刀法違反事件を含む。

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件に係る検挙件数は18件（前年比+4件）、検挙人員は17人（同+3人）、拳銃押収丁数は25丁（同+7丁）と、いずれも前年より増加した（図表 4-42）。

図表 4-42 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分 \ 年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙件数	3	3	5	2	2	3	4	8	14	18
拳銃	3	0	1	0	1	1	2	4	9	18
検挙人員	3	3	4	2	2	3	3	9	14	17
暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拳銃押収丁数	3	0	5	0	2	1	6	2	18	25
暴力団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

**【事例】**

○ **アメリカ人による拳銃密輸入事件（大阪）**

アメリカ人の男は、令和7年4月、アメリカから航空機を利用し、拳銃1丁及び拳銃実包82発をキャリーケースに隠匿して密輸入した。

同月、同男を銃刀法違反（拳銃等輸入）で逮捕し、同拳銃等を押収した。

# 凡 例

## 第1 特別法の略称

本書における特別法の略称は、次のとおりとする。

〔略称〕	〔法令名〕
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
毒劇法	毒物及び劇物取締法
入管法	出入国管理及び難民認定法
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
大麻草栽培規制法	大麻草の栽培の規制に関する法律
酩酊防止法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

## 第2 用語等の意義

本書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

- 暴力団構成員等とは、第2章第2においては暴力団構成員及び準構成員等をいい、本書のその他の部分においては暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

### 【第1章：匿名・流動型犯罪グループ情勢】

- 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。

- SNS型投資詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）をいう。
- SNS型ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺をいう。
- 打ち子とは、SNS等を通じて対面することなく、被害者と交信を重ね、メッセージ等の送受信機能を用いて、欺罔等を行う役割の者をいう。
- 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関する数値は、暫定値である。
- TAITを活用した特殊詐欺等の検挙件数は、暫定値である。
- 「金属盗」とは、被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋、マンホール等）に係る窃盗をいう。

## 【第2章：暴力団情勢】

- 総会屋とは、単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者をいう。
- 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - 1 生命・身体への攻撃
    - 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕、監禁、逮捕等致死傷又は暴行
  - 2 上記1に該当しない次の事件
    - (1) 銃器の使用
    - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
    - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
    - (4) 放火（未遂を含む。）
    - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
    - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
- 本章中の構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

## 【第3章：来日外国人犯罪情勢】

- 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。

- 「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
  - 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、不同意性交等
  - 粗暴犯……………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
  - 窃盗犯……………窃盗
  - 知能犯……………詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
  - 風俗犯……………賭博、わいせつ（不同意わいせつ、公然わいせつ等）、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪
  - その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 「財産犯」とは、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。
- 本章中の構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。
- 「総在留外国人数」とは、在留外国人数に次の(1)から(4)を加えたものをいい、出入国在留管理庁作成資料を基に集計している。
  - (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
  - (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
  - (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
  - (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）又はその配偶者・子）

「在留外国人数」とは、中長期在留者数と特別永住者数を合わせた数をいう。

「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない者をいう。

なお、特別永住者及び在留資格を有しない者も中長期在留者には該当しない。

  - (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
  - (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
  - (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
  - (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）又はその配偶者・子）
- 「入管法違反検挙状況等（第1の6の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第1の6の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第1の6の(6)関係）」の数値は警察庁

(保安課)、「薬物事犯検挙状況(第1の6の(7)関係)」の数値は警察庁(組織犯罪対策第二課)において、それぞれ集計したものである。

- 「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 図表3-1、3-2の来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上している。
- 「国外逃亡被疑者等」とは、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。
- 「国外逃亡被疑者」とは、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。
- 「国外所在被疑者」とは、国外逃亡被疑者及び日本国外に所在しながら犯罪を構成する事実の全部又は一部を日本国内で生じさせた者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。

#### 【第4章：薬物・銃器情勢】

- 薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。
- 営利犯とは、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法に規定する、自らが財産上の利益を得、又は第三者に得させることを目的とする罪をいう。
- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、麻薬特例法違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 密売関連事犯とは、営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。
- 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、実務統計(警察庁において調査等により集計する数値をいう。以下同じ。)による。
- 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額は、実務統計による。
- 危険ドラッグとは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら)をいう。以下同じ。)又は指定薬物(医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は、実務統計による。
- 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
- 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の破壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう(過失及び自殺を除く。)
- 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計による。
- 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲を使用した事件をいう。
- 拳銃の押収丁数は、実務統計による。
- 本章中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。